

地 基 企 第 3 8 号
平成27年10月1日

地方公務員災害補償基金
各 支 部 長 殿

地方公務員災害補償基金
理事長 丸 山 淑 夫
(公 印 省 略)

地方公務員災害補償法施行令の一部改正について（通知）

標記について、総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室長から別添（写し）
のとおり通知がありましたので、その施行について遺漏のないように願います。

平成27年9月30日

地方公務員災害補償基金事務局長 殿

総務省自治行政局公務員部

安全厚生推進室長

(公 印 省 略)

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の施行による地方公務員災害補償法施行令の一部改正について（通知）

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「一元化法」という。）が平成24年8月に公布され、その一部の規定が平成27年10月1日から施行されることに伴い、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成27年政令第346号。以下「改正令」という。）及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号。以下「経過令」という。）が平成27年9月30日付けで公布されました。

これらの改正令及び経過令においては、関連する諸政令について所要の規定の整備を併せて行うこととしており、改正令第8条において地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号。以下「施行令」という。）の一部改正が行われました。

つきましては、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないようお願いします。

記

1 改正内容

施行令附則第3条及び第3条の2においては、年金たる補償（傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金）及び休業補償について、当該補償の受給権者に、同一の事由により厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）等他の法令による障害厚生年金、遺族厚生年金等の社会保障給付が支給される場合に調整を行うことを規定している。

一元化法の施行により、共済年金が厚生年金に統合されることに伴い、旧共済組合員期間を有する者が一元化法の施行日以後に新規裁定される場合は、原則として厚生年金が支給されることとなるため、施行令附則第3条及び第3条の2について、次のとおり必要な改正を行う。

- （1）一元化法附則第41条第1項及び第65条第1項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金（追加費用対象期間のある共済年金）については、厚生年金として調整の対象とすること（改正令による改正後の施行令（以下「改正後施行令」という。）附則第3条及び第3条の2関係）
- （2）地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第46条及び施行令第10条の規定により加算することとされた額については、調整の対象とならないよう、当該加算額を考慮した調整率を新たに規定すること（改正後施行令附則第3条第1項関係）
- （3）その他、所要の改正を行うこと

2 経過措置

- （1）改正令の施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る年金たる補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例によること（経過令第178条第1項関係）
- （2）公務若しくは通勤による傷病の初診日が改正令の施行日前にあり障害認定日が改正令の施行日以後にある場合において、障害厚生年金及び障害補償年金が支給されるときには、当分の間、施行令附則第3条第1項の規定を適用しないこと（障害補償年金を減額しない。遺族補償年金についても同様の考え方による。）（経過令第178条第2項関係）

3 施行期日

平成27年10月1日

4 非常勤職員の取扱いについて

「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（案）」（昭和42年9月1日付け自治給第56号）及び「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（案）」（昭和42年11月27日付け自治給第84号）の一部改正（案）を添付しましたので、実務の参考としてください。

5 その他

留意事項等について、本通知と同日付けの事務連絡を実務の参考としてください。

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係

担当：田島係長、上田事務官、正木事務官

電話：03-5253-5560（直通）

事 務 連 絡

平成27年 9 月30日

地方公務員災害補償基金事務局 御中

総務省自治行政局公務員部

安 全 厚 生 推 進 室

地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴う留意事項等について

標記について、同日付け総行安第28号に係る留意事項等を別添のとおり取りまとめましたので、実務の参考としてください。

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係

担当：田島係長、上田事務官、正木事務官

電話：03-5253-5560（直通）

(別紙)

一元化法及び改正令の施行日（平成27年10月1日）以降の施行令附則第3条及び第3条の2の規定による年金たる補償と年金たる給付との併給調整に係る留意事項等

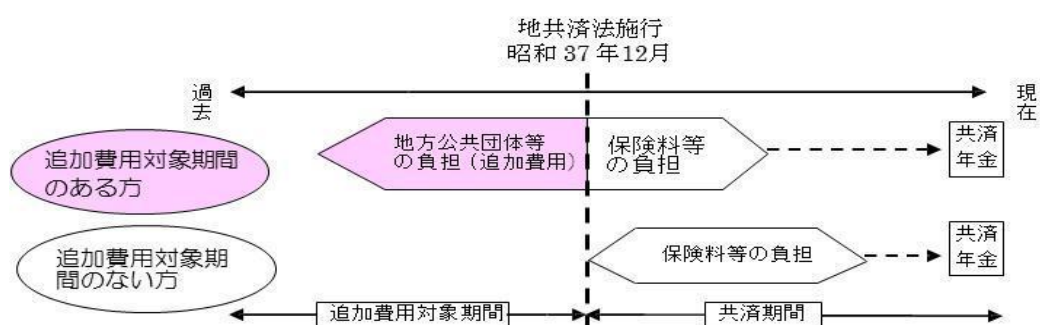
※本文で用いる用語のうち本文中に定義のないものは、平成27年9月30日付け総行安28号「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の施行による地方公務員災害補償法施行令の一部改正について（通知）」で用いる用語の定義による。

第1 対象となる年金たる給付の種類範囲

一元化法の施行に伴い、共済年金制度が厚生年金保険制度に統一されるため、厚生年金保険法による障害厚生年金及び国民年金法による障害基礎年金（同法第30条の4に規定する障害基礎年金を除く。）と傷病補償年金又は障害補償年金が同一の事由により支給される場合、厚生年金保険法による障害厚生年金と傷病補償年金又は障害補償年金が同一の事由により支給される場合及び国民年金法による障害基礎年金（同法第30条の4に規定する障害基礎年金を除く。）と傷病補償年金又は障害補償年金が同一の事由により支給される場合のそれぞれの調整率を新たに規定する。

なお、一元化法附則第41条第1項及び第65条第1項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金とは、追加費用対象期間を有する者（国家公務員共済制度創設（昭和34年）又は地方公務員共済制度創設（昭和37年）以前に在職期間のある者）に係る一元化法の施行日後に新規裁定される共済年金のことをいう。

追加費用対象期間を有する者に支給される障害共済年金は、厚生年金と同様の性質を有するため、併給調整の対象とするものであり、遺族共済年金においても同様の取扱いをする。



※国家公務員等共済制度が適用されていた方は昭和34年以前、沖縄の年金制度が適用されていた方は昭和41年以前になります。

〈参考〉一元化法施行前後の併給調整の比較

【一元化法施行前】

- ①年金たる補償と、当該補償と同一の事由で支給される共済年金の併給：共済年金で調整
- ②年金たる補償及び休業補償と、当該補償と同一の事由で支給される共済年金以外の年金たる給付との併給：年金たる補償で調整

【一元化法施行後】

- ①原則なし
- ②年金たる補償及び休業補償と、当該補償と同一の事由で支給される年金たる給付との併給：年金たる補償で調整

※一元化法施行前は年金の種類により①及び②の方法で併給調整が行われていたが、一元化法施行後は原則として②による調整のみとなる。

第2 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）第46条及び施行令第10条の規定により加算された年金たる補償に係る併給調整

改正令施行後、同一の事由により年金たる補償と年金たる給付が支給される場合について、法第46条及び施行令第10条の規定により当該年金たる補償に加算される額がある場合に使用する調整率を新たに規定する。

改正令施行前は、一元化法による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「改正前地共済法」という。）による共済年金の職域加算額で調整を行うこととされ、年金たる補償で調整を行うことはなかったが、改正令施行後は、年金たる補償で調整を行うこととなる。そのため、当該調整により、法第46条及び施行令第10条の規定による加算額に調整の影響が及ばないように調整率を規定することとした。

第3 支給調整の対象となる時期

改正後施行令による年金たる補償及び休業補償の支給調整の対象となる時期について、次のとおり例示する。

- （1）年金たる補償の場合：8月・9月分として補償額が決定され、改正令の施行日をまたいで、10/15に支給される場合、支給日が改正令の施行日後であっても、施行日前の分であるため、なお従前の例により改正前の調整率で補償額が計算される。
- （2）休業補償の場合：1日単位で補償額の決定をするため、9/30分の休業補償が10/1に支給される場合、支給日が改正令の施行日後であっても、なお従前の例により改正前の調整率で補償額が計算される。

第4 端数処理

改正後の施行令附則第3条第1項の規定により厚生年金等との併給調整を行う場合には、調整前の年金たる補償の年額に調整率を乗じた後、法第39条の2の規定による端数処理を行う。

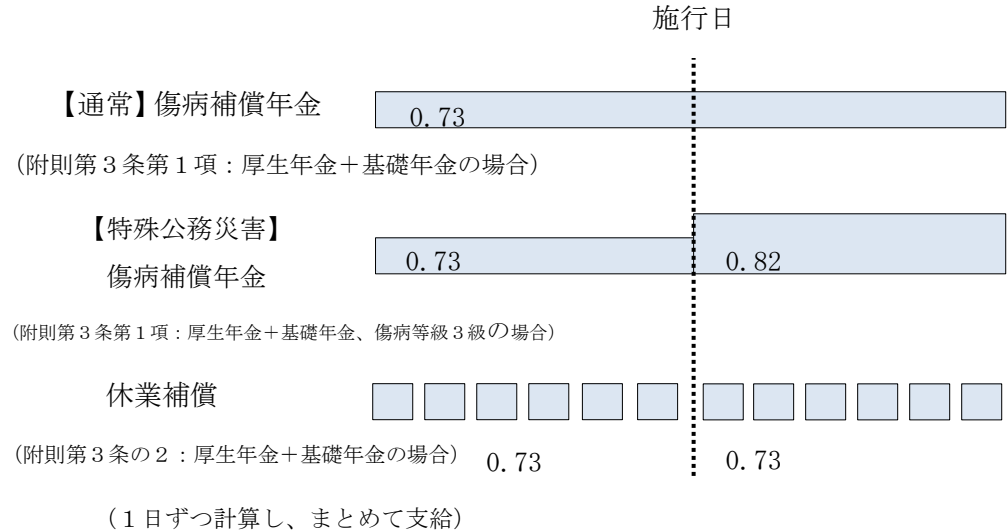
※法第39条の2に、年金たる補償の額について100円単位（50円未満の端数を切り捨て、50円以上の端数を100円に切り上げ）で端数処理することが規定されている。

第5 経過措置（第1項）

本規定は、改正令の施行日の前後における調整率の適用関係について規定している。改正令の施行日以後に支給が決定され、支給される年金たる補償については、改正後の施行令附則第3条に規定する調整率を使用し、初診日の概念のない休業補償については、1日単位で補償額が決定されるため、改正令の施行日以後の支給額については、改正後の施行令附則第3条の2に規定する調整率を使用する。

改正令の施行日前において支給が決定している年金たる補償及び初診日が改正令の施行日前にあり認定日が改正令の施行日以後にある年金たる補償と共済年金との併給調整については、一元化法附則第60条及び附則第61条の規定により、改正前地共済法による共済年金の職域加算額の一部を支給停止することとなる。

改正令の施行日前に支給決定された休業補償については、なお従前の例により、旧法の国民年金の障害基礎年金との併給調整が行われ、共済年金との併給調整は調整の規定が現行制度にないため、併給調整は行われない。



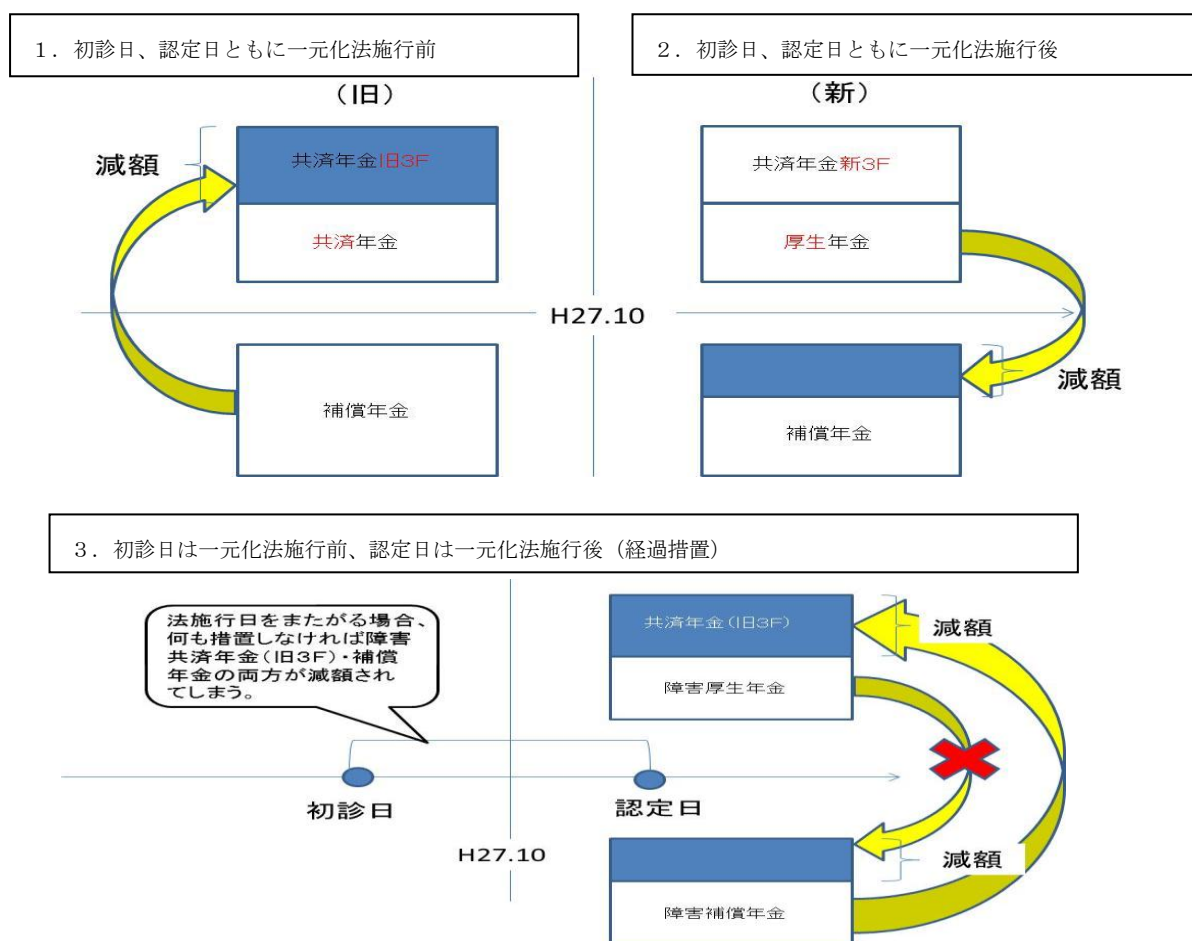
第6 経過措置（第2項）

本規定は、改正令の施行に伴い、障害に係る傷病の初診日が改正令の施行日前にあり障害認定日が改正令の施行日以後にある場合の、年金たる給付と年金たる補償との調整について規定している。

公務若しくは通勤による傷病の初診日が改正令の施行日前にあり障害認定

日が改正令の施行日以後にある場合に、年金たる給付として厚生年金保険法による障害厚生年金及び共済年金のうち改正前地共済法による障害を給付事由とする職域加算額（以下「旧職域加算障害給付」という。）が支給されるため、改正後施行令により障害補償年金が、改正前の地共済法により旧職域加算障害給付がそれぞれ減額対象となり二重に併給調整されることとなる。

そのため、このような場合においては、当分の間、施行令附則第3条第1項の規定を適用しない（障害補償年金は減額しない）こととするものである（遺族補償年金についても同様の考え方による）。



第7 計算例（法第46条及び施行令第10条の規定により加算される場合）

○他の法令による給付との調整を行う場合（昭和60年10月以降）

法第28条の2第2項、第29条第3項又は第33条第1項及び第2項の規定による額に法附則第8条第1項の規定により施行令で定める率を乗じて得た額について100円未満の端数処理を行う。

（例）障害補償年金の場合（障害等級が第1級に該当）

加算率40/100、併給調整率0.81、支給額 平均給与額の313日分

平均給与額：18,000円とする

※年金たる給付：障害厚生年金と障害基礎年金を受給中

各支払期月に支払う年金の額（調整前の年金額）

$$= \text{【}18,000 \times 313 \text{日} \times (1 + 40/100)\text{】} \times 2 / 12$$

併給調整後の額

$$= \text{【}1,314,600 \text{円} \times 0.81\text{】}$$

※【 】内で100円未満の端数処理（法第39条の2による）を行う。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（案）の一部を改正する条例（案）

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（案）（昭和四十二年九月一日自治給第五十

六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表を次のように改める。

傷病補償年金	
厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害 厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年 金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十 三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第二十 一条第一項の規定による障害共済年金若しくは平成二十四年 一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（ 以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭 和三十四年法律第百四十一号）による障害基礎年金（同法第 三十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障	○・七三

害基礎年金」という。）	
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	○・八六
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	○・八八
国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第八十七条	○・七五

障害補償年金					
障害厚生年金等及び障害基礎年金		第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	○・七五		
障害厚生年金等		国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	○・八九		
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）		国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	○・七三		
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障			○・八八		

遺族補償年金	害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）					
	旧船員保険法による障害年金					
	旧厚生年金保険法による障害年金					
	旧国民年金法による障害年金					
	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第二十八条第一項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）					
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族					
		○・八〇	○・八九	○・七四	○・七四	○・八四

基礎年金が支給される場合を除く。）	遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金
○・八八		○・八〇	○・八〇	○・九〇

附則第五条第二項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	○・七三
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	○・八六
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	○・八八
旧船員保険法による障害年金	○・七五
旧厚生年金保険法による障害年金	○・七五
旧国民年金法による障害年金	○・八九

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成二十七年十月一日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（案）（以下「新条例（案）」という。）附則第五条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

3 平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十二条第二項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成二十四年一元化法附則第

三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十九条第三項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）又は平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下この項において「平成二十七年地共済経過措置政令」という。）第七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第八十七条第二項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成二十七年地共済経過措置政令第七条第一項の規定によ

り読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第九十九条の二第三項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合（平成二十四年一元化法附則第五十六条第二項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例（案）附則第五条第一項の規定は、適用しない。

4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償

等に関する条例（案）附則第五条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例（案）による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（案）の一部を改正する規則（案）

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（案）（昭和四十二年十一月二十七日自治給第八十四号）の一部を次のように改正する。

別記第4号の様式の注意事項4を次のように改める。

4 「5 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、請求する休業補償と同一の事由により条例（案）附則第5条第2項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□」の被保険者である。」の□に[✓]印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例（案）附則第5条第2項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

別記第4号の2の様式の注意事項2を次のように改める。

2 「7 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、請求する傷病補償年金と同一の事由により条例（案）

附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□
の被保険者である。」の□に✓印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例（案）附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

別記第5号の様式の注意事項3を次のように改める。

3 「6 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、請求する障害補償年金と同一の事由により条例（案）

附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□
の被保険者である。」の□に✓印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び

所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例（案）附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

別記第7号の注意事項4を次のように改める。

4 「7 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、死亡職員又は請求者が条例（案）附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□ の被保険者であつた。」の□に✓印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例（案）附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

別記第12号の様式の注意事項3（4）中「傷病補償年金」を「障害補償年金」に改める。

別記第13号の様式の6公的年金の受給関係の欄、別記第13号の2の様式の6公的年金の受給関係の欄

、別記第14号の様式の3公的年金の受給関係の欄及び別記第20号の様式中「社会保険事務所等」を「年金事務所等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

改 正 案	現 行				
附 則 （他の法令による給付との調整） 第三条 （略） 一 傷病補償年金（法第四十六条に規定する公務上の災害又は第十条に規定する公務上の災害に係るものを除く。） 一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この表において「平成二十四年一元化法」という。）附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（以下この条及び次条において「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）に ○・七三	附 則 （他の法令による給付との調整） 第三条 法附則第八条第一項に規定する政令で定める法令による年金たる給付は、次の表の上欄に掲げる法第三十九条の二に規定する年金たる補償（以下この条において「年金たる補償」という。）の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる給付とし、同項に規定する政令で定める率は、同表の上欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる給付ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる率とする。 <table border="1"> <tr> <th>傷病補償年金</th><th>国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。）</th></tr> <tr> <td></td><td>○・八九</td></tr> </table>	傷病補償年金	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。）		○・八九
傷病補償年金	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。）				
	○・八九				

よる障害基礎年金（同法第三十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下この条及び次条において「障害基礎年金」という。）	
二 障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	○・八六
三 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金（以下この表及び次条第一項の表において「平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金（以下この表及び次条第一項の表において「平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	○・八八
四 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この表において「国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以	○・八九

下この表及び次条第一項の表において 「旧国民年金法による障害年金」とい う。）	二 傷病補償 年金（法第 四十六条に 規定する公 務上の災害 又は第十条 に規定する 公務上の災 害に係るも のに限る。）	一 障害厚生年金等及び障害基礎年金	○・八二 （第一級 又は第二 級の傷病 等級に該 当する障 害に係る 傷病補償 年金にあ つては、 ○・八一 ）	二 障害厚生年金等（当該補償の事由と なった障害について障害基礎年金が支 給される場合を除く。）	○・九一 （第一級 又は第二 級の傷病 等級に該 当する障 害に係る 傷病補償 年金にあ つては、 ○・九〇
---	--	-------------------	---	--	--

三 障害補償 年金（法第 四十六條に	一 障害厚生年金等及び障害基礎年金 二 障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支		四 旧国民年金法による障害年金		三 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。） ○・九二（第一級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、○・九一） ○・九三（第一級又は第二級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、○・九二） ○・八三

規定する公務上の災害又は第十条に規定する公務上の災害に係るものを除く。	四 障害補償年金（法第四十六条に規定する公務上の災害又は第十条に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	給される場合を除く。） 三 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	四 旧国民年金法による障害年金 一 障害厚生年金等及び障害基礎年金	二 障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	○・八八	○・八九 ○・八二 （第一級又は第二級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、 ○・八一 ）	○・八九 （第一級又は第二級の障害等級に該
--	---	--	---	---	-------------	--	-------------------------------------

	三 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	四 旧国民年金法による障害年金
当する障害に係る障害補償年金にあつては、 〇・八八	〇・九二 （第一級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、〇・九一）	〇・九三 （第一級又は第二級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあ

つては、 ○・九二	五 遺族補償年金（法第四十六条に規定する公務上の災害に係るものを除く。） 一 厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金（以下この条において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第二十八条第一項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この条において「遺族基礎年金」という。） 二 遺族厚生年金等（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。） 三 遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金（以下この表において「平成二十四年一元化法改正前国共済法による遺族共済年金」という。）若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金	○・八〇	○・八四	○・八八	
	遺族補償年金 国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金 国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金 国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金 厚生年金保険法（昭和二十九年法律百十五号）の規定による遺族厚生年金及び国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十号）の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第二十八条第一項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下同じ。） 厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（当該補償の事由となつた死亡について国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合を除く。） 国民年金法の規定による寡婦年金	○・八〇	○・八〇	○・八四	○・八八

(以下この表において「平成二十四年一元化法改正前地共済法による遺族共済年金」という。)が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	四 国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金 五 国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	六 国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	六 遺族補償年金(法第四十六条に規定する公務上の災害又は第十条に規定する公務上の災害に係るものに限る。) 一 遺族厚生年金等及び遺族基礎年金 二 遺族厚生年金等(当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。) 三 遺族基礎年金(当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による遺族共済年金が支給される場合を除く。) 又は国民年金法による寡婦年金	〇・八〇 〇・八〇 〇・九〇 〇・八七 〇・八九 〇・九二
---	---	--	--	---

四 国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	〇・八七
五 国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	〇・八七
六 国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	〇・九三

2 法附則第八条第一項に規定する政令で定める額は、法第三十九条の二及び附則第八条第一項の規定が適用されないものとした場合の年金たる補償の額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される前項の表の中欄に掲げる給付の額（障害厚生年金等及び障害基礎年金が併給される場合又は遺族厚生年金等及び遺族基礎年金が併給される場合には、その合計額）を控除した残額に相当する額とする。

第三条の二 法附則第八条第二項に規定する政令で定める法令による年金たる給付は、次の表の上欄に掲げる給付とし、同項に規定する政令で定める率は、同欄に掲げる給付ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	〇・七三
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	〇・八六
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共	〇・八八

--	--	--

2 法附則第八条第一項に規定する政令で定める額は、法第三十九条の二及び附則第八条第一項の規定が適用されないものとした場合の年金たる補償の額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される前項の表の中欄に掲げる給付の額（厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金及び国民年金法の規定による遺族基礎年金が併給される場合には、その合計額）を控除した残額に相当する額とする。

第三条の二 法附則第八条第二項に規定する政令で定める法令による年金たる給付は、旧国民年金法の障害年金とし、同項に規定する政令で定める率は、〇・八九とする。

法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。	
旧国民年金法による障害年金	○・八九
2 法附則第八条第二項に規定する政令で定める額は、同項の規定が適用されないものとした場合の休業補償の額から同一の事由について支給される前項の表の上欄に掲げる給付の額（障害厚生年金等及び障害基礎年金が併給される場合にあつては、その合計額）を三百六十五で除して得た額を控除した残額に相当する額とする。	

2 法附則第八条第二項に規定する政令で定める額は、同項の規定が適用されないものとした場合の休業補償の額から同一の事由について支給される旧国民年金法の障害年金の額を三百六十五で除して得た額を控除した残額に相当する額とする。	
--	--

◎ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（案）の一部を改正する条例（案）（昭和四十二年自治給第五十六号）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （他の法令による給付との調整） 第五 条 略	附 則 （他の法令による給付との調整） 第五 条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の上欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第十四条の二を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の上欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。
傷病補償年金 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金又は被用者 〇・七三	傷病補償年金 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「国民年 〇・七五

年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第四十条第一項の規定による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和三十四年法律第四百一号）による障害基礎年金（同法第三十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	○・八六
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	○・八八
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二	

金等改正法」という。）附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の障害年金」という。）	○・七五
国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。）	○・八九
国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。）	○・七三
厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）の規定による障害厚生年金（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法（昭和三十四年法律第四百一号）の規定による障害基礎年金（同法第三十条の四の規定による障害基礎年金	

十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	○・七五
国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	○・七五
国民年金等改正法附則第七十八條第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害	○・七五

を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	○・八六
障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	○・八八
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百十八号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	

障害補償年金						
年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	旧船員保険法による障害年金	旧厚生年金保険法による障害年金
	○・八九	○・七三	○・八三	○・八八	○・七四	○・七四

障害補償年金						
旧船員保険法の障害年金	旧厚生年金保険法の障害年金	旧国民年金法の障害年金	障害厚生年金及び障害基礎年金	障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	
○・七四	○・七四	○・七四	○・七三	○・八三	○・八八	

遺族補償年金			
害年金	旧国民年金法による障害年金	遺族補償年金	
	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第二十八条第一項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	遺族厚生年金等（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十
	〇・八九	〇・八〇	〇・八八

遺族補償年金			
国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金		国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	
	国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下単に「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第二十八条第一項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	
	〇・九〇	〇・八〇	〇・八〇

七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。 。）又は国民年金法による寡婦年金	○・八〇
国民年金等改正法附則第十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	○・八〇
国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	○・九〇
国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又	

遺族厚生年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。） 遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	○・八八
	○・八四

(略)

は寡婦年金

障害厚生年金等及び障害基礎年金	○・七三
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	○・八六
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	○・八八
旧船員保険法による障害年金	○・七五
旧厚生年金保険法による障害年金	○・七五
旧国民年金法による障害年金	○・八九

2

休業補償の額は、同一の事由について次の表の上欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の上欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を三百六十五で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

旧船員保険法の障害年金	○・七五
旧厚生年金保険法の障害年金	○・七五
旧国民年金法の障害年金	○・八九
障害厚生年金及び障害基礎年金	○・七三
障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	○・八六
障害基礎年金（当該補償の事由となつた	○・八九

	障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）

改正案

現行

求 請 補 償 業 休

休業補償請求

[illegible][illegible]

7 送金希望の場合	振込先金融機関 口座番号 預金口座名義人	銀行口座 当座預金	支店	* 受理 * 受金 * 決定金額 * 通知 * 支払	平成 年 月 日
その他	送金小切手		支店		平成 年 月 日

〔注意事項〕は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に√印を記入する。

1 「2 請求日数等」の欄には、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条約、第八条ただし書及び同条例施行規則第七條の二に該当する日がある場合は、当該該日数を控除した日数を記入すること。

3 「*6 医師の証明」の欄には、入院中の場合の記入のようである。すでに療養補償請求書等によつて療養をためた医師の証明を求め、記入することが明らかに要するときは、請求書において重傷保険法等の適用関係の欄に、記入請求する年金たる給付を受ける事由により条例（案）附則第五條第二項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、□の被保険者であること、の□に√印を記入すること。

4 事由によりその請求書提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所屬年金事務決定後に条例（案）附則第五條第二項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその書類で報告すること。

7 送金希望の場合	口座振替	振込先金融機関 普通預金 口座番号 預金込開名	銀行 当座預金	支店	* 受理	平成 年 月 日
送金小切手					* 受金額	平成 年 月 日
その他			銀行	支店	* 通知	平成 年 月 日
		振機			* 支払	平成 年 月 日

〔注意事項〕 *印の欄には記入しないこと。また、該当する口に、印を記入する。

1 「2 請求日数等」の欄には、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第八条ただし書及び同条例施行規則第七条の二に該当する日がある場合は、当該日数を控除した日数を記入すること。

3 「*6 医師の証明」の欄には、入院中の場合のように、すでに療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときは、この請求書において重ねて医師の証明を求め、記入する必要はないこと。

4 この請求書を提出するときに、請求する休業補償と同一の事由によって次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付する。

(1) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）以下「国民年金等改正法」という。）附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金

(2) 国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金

(3) 国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付に該当する障害年金

(4) 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による障害基礎年金（同法第三十条）の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）

(5) 障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く）

(6) 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）

傷病補償年金請求書

(実施機関の職氏名)		請求年月日 平成 年 月 日	
下記の傷病補償年金を請求します。		請求者の住所 氏名	
1 被災氏名	所属部局名	職名	年 月 日生 (歳)
2 負傷又は発病の年月日	平成 年 月 日	傷病等級	該当年月 平成 年 月 日
3 傷病の名称、部位及びその状態			
4 既存障害とその程度			
5 傷病等級	第 級	号	
6 傷病補償年金請求金額	(年金補償基礎額) 円 × (倍数) =		円
7 厚生年金保険法等の適用関係	☐ の被保険者である。 ☐ 被保険者でない。		

8 送金希望の場合	口座振替	振込先金融機関名	銀行支店	* 受理	平成 年 月 日
		普通預金	当座預金	* 決定金額	条 例 第 十 条 の 制 限
		口座番号			円
		預金名義者		* 通知	平成 年 月 日
		振込先金融機関名	銀行支店	* 年金証書の番号	第 号
		送金切手		* 支給開始年月日	平成 年 月 日

【注意事項】

- 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
 - 「7 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、請求する傷病補償年金と同一の事由により条例(案)附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□」の被保険者である。」の□に✓印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。
- なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例(案)附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨

傷病補償年金請求書

(実施機関の職氏名)		請求年月日 平成 年 月 日	
下記の傷病補償年金を請求します。		請求者の住所 氏名	
1 被災氏名	所属部局名	職名	年 月 日生 (歳)
2 負傷又は発病の年月日	平成 年 月 日	傷病等級	該当年月 平成 年 月 日
3 傷病の名称、部位及びその状態			
4 既存障害とその程度			
5 傷病等級	第 級	号	
6 傷病補償年金請求金額	(年金補償基礎額) 円 × (倍数) =		円
7 厚生年金保険法等の適用関係	☐ の被保険者である。 ☐ 被保険者でない。		

8 送金希望の場合	口座振替	振込先金融機関名	銀行支店	* 受理	平成 年 月 日
		普通預金	当座預金	* 決定金額	条 例 第 十 条 の 制 限
		口座番号			円
		預金名義者		* 通知	平成 年 月 日
		振込先金融機関名	銀行支店	* 年金証書の番号	第 号
		送金切手		* 支給開始年月日	平成 年 月 日

【注意事項】

- 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
 - この請求書を提出するときに、請求する傷病補償年金と同一の事由によつて次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。
- (1) 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第八十七條第一項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金
- (2) 国民年金等改正法附則第七十八條第一項に規定する年金たる保険給付に該

書類で報告すること。

別記第5号

障害補償一時金請求書

(実施機関の職氏名)		請求年月日 平成 年 月 日	
殿		請求書の住所 氏名 ⑩	
下記の障害補償を請求します。			
1 被災職員に関する事項	所属部局名	職名	
2 負傷又は発病の年月日及びその程度	氏名	年 月 日生 (歳)	
3 障害の部位及びその程度	治年月日	平成 年 月 日	
4 障害等級	第 級 号		
5 障害補償請求金額	年 金 (年金補償基礎額) 円 × (倍数) = 円		
6 厚生年金保険法等の適用関係	一時金 (補償基礎額) 円 × (倍数) = 円		

7 送金希望の場合	振込先金融機関名	銀行支店	*受理決定金額	平成 年 月 日
口座振替	普通預金	当座預金	条例第十條の制限	
送金切手	口座番号	預金名義者	円 金 証 書 第 号	
その他	振込先金融機関	銀行支店	*年金支払開始年月 平成 年 月 日	
			*年金支払額 平成 年 月 日	
			*支(一時金) 平成 年 月 日	

- 当する障害年金
- (3) 国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付に該当する障害年金
- (4) 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金 (以下単に「障害厚生年金」という。) 及び国民年金法の規定による障害基礎年金 (同法第三十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)
- (5) 障害厚生年金 (当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)
- (6) 障害基礎年金 (当該補償の事由となつた障害について、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)

別記第5号

障害補償一時金請求書

(実施機関の職氏名)		請求年月日 平成 年 月 日	
殿		請求書の住所 氏名 ⑩	
下記の障害補償を請求します。			
1 被災職員に関する事項	所属部局名	職名	
2 負傷又は発病の年月日及びその程度	氏名	年 月 日生 (歳)	
3 障害の部位及びその程度	治年月日	平成 年 月 日	
4 障害等級	第 級 号		
5 障害補償請求金額	年 金 (年金補償基礎額) 円 × (倍数) = 円		
6 厚生年金保険法等の適用関係	一時金 (補償基礎額) 円 × (倍数) = 円		

7 送金希望の場合	振込先金融機関名	銀行支店	*受理決定金額	平成 年 月 日
口座振替	普通預金	当座預金	条例第十條の制限	
送金切手	口座番号	預金名義者	円 金 証 書 第 号	
その他	振込先金融機関	銀行支店	*年金支払開始年月 平成 年 月 日	
			*年金支払額 平成 年 月 日	
			*支(一時金) 平成 年 月 日	

[注意事項]
請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に√印を記入すること。
1 請求者
2 死亡の程度
3 請求の事由
4 請求の事由
5 請求の事由
6 請求の事由
7 請求の事由
8 請求の事由
9 請求の事由
10 請求の事由
11 請求の事由
12 請求の事由
13 請求の事由
14 請求の事由
15 請求の事由
16 請求の事由
17 請求の事由
18 請求の事由
19 請求の事由
20 請求の事由
21 請求の事由
22 請求の事由
23 請求の事由
24 請求の事由
25 請求の事由
26 請求の事由
27 請求の事由
28 請求の事由
29 請求の事由
30 請求の事由
31 請求の事由
32 請求の事由
33 請求の事由
34 請求の事由
35 請求の事由
36 請求の事由
37 請求の事由
38 請求の事由
39 請求の事由
40 請求の事由
41 請求の事由
42 請求の事由
43 請求の事由
44 請求の事由
45 請求の事由
46 請求の事由
47 請求の事由
48 請求の事由
49 請求の事由
50 請求の事由
51 請求の事由
52 請求の事由
53 請求の事由
54 請求の事由
55 請求の事由
56 請求の事由
57 請求の事由
58 請求の事由
59 請求の事由
60 請求の事由
61 請求の事由
62 請求の事由
63 請求の事由
64 請求の事由
65 請求の事由
66 請求の事由
67 請求の事由
68 請求の事由
69 請求の事由
70 請求の事由
71 請求の事由
72 請求の事由
73 請求の事由
74 請求の事由
75 請求の事由
76 請求の事由
77 請求の事由
78 請求の事由
79 請求の事由
80 請求の事由
81 請求の事由
82 請求の事由
83 請求の事由
84 請求の事由
85 請求の事由
86 請求の事由
87 請求の事由
88 請求の事由
89 請求の事由
90 請求の事由
91 請求の事由
92 請求の事由
93 請求の事由
94 請求の事由
95 請求の事由
96 請求の事由
97 請求の事由
98 請求の事由
99 請求の事由
100 請求の事由

別記第7号

遺族補償年金請求書

(実施機関の職氏名)		請求年月日 平成 年 月 日	
請求者の住所		請求者の住所	
請求者の氏名		請求者の氏名	
死亡の事由		死亡の事由	
請求の事由		請求の事由	
請求者の氏名		請求者の氏名	
請求者の住所		請求者の住所	
請求者の年齢		請求者の年齢	
請求者の性別		請求者の性別	
請求者の職業		請求者の職業	
請求者の学歴		請求者の学歴	
請求者の婚姻状況		請求者の婚姻状況	
請求者の家族構成		請求者の家族構成	
請求者の収入状況		請求者の収入状況	
請求者の資産状況		請求者の資産状況	
請求者の負債状況		請求者の負債状況	
請求者のその他		請求者のその他	

[注意事項]
請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に√印を記入すること。
1 請求者
2 死亡の程度
3 請求の事由
4 請求の事由
5 請求の事由
6 請求の事由
7 請求の事由
8 請求の事由
9 請求の事由
10 請求の事由
11 請求の事由
12 請求の事由
13 請求の事由
14 請求の事由
15 請求の事由
16 請求の事由
17 請求の事由
18 請求の事由
19 請求の事由
20 請求の事由
21 請求の事由
22 請求の事由
23 請求の事由
24 請求の事由
25 請求の事由
26 請求の事由
27 請求の事由
28 請求の事由
29 請求の事由
30 請求の事由
31 請求の事由
32 請求の事由
33 請求の事由
34 請求の事由
35 請求の事由
36 請求の事由
37 請求の事由
38 請求の事由
39 請求の事由
40 請求の事由
41 請求の事由
42 請求の事由
43 請求の事由
44 請求の事由
45 請求の事由
46 請求の事由
47 請求の事由
48 請求の事由
49 請求の事由
50 請求の事由
51 請求の事由
52 請求の事由
53 請求の事由
54 請求の事由
55 請求の事由
56 請求の事由
57 請求の事由
58 請求の事由
59 請求の事由
60 請求の事由
61 請求の事由
62 請求の事由
63 請求の事由
64 請求の事由
65 請求の事由
66 請求の事由
67 請求の事由
68 請求の事由
69 請求の事由
70 請求の事由
71 請求の事由
72 請求の事由
73 請求の事由
74 請求の事由
75 請求の事由
76 請求の事由
77 請求の事由
78 請求の事由
79 請求の事由
80 請求の事由
81 請求の事由
82 請求の事由
83 請求の事由
84 請求の事由
85 請求の事由
86 請求の事由
87 請求の事由
88 請求の事由
89 請求の事由
90 請求の事由
91 請求の事由
92 請求の事由
93 請求の事由
94 請求の事由
95 請求の事由
96 請求の事由
97 請求の事由
98 請求の事由
99 請求の事由
100 請求の事由

別記第7号

遺族補償年金請求書

(実施機関の職氏名)		請求年月日 平成 年 月 日	
請求者の住所		請求者の住所	
請求者の氏名		請求者の氏名	
死亡の事由		死亡の事由	
請求の事由		請求の事由	
請求者の氏名		請求者の氏名	
請求者の住所		請求者の住所	
請求者の年齢		請求者の年齢	
請求者の性別		請求者の性別	
請求者の職業		請求者の職業	
請求者の学歴		請求者の学歴	
請求者の婚姻状況		請求者の婚姻状況	
請求者の家族構成		請求者の家族構成	
請求者の収入状況		請求者の収入状況	
請求者の資産状況		請求者の資産状況	
請求者の負債状況		請求者の負債状況	
請求者のその他		請求者のその他	

4	既に遺族補償年金を受け ている者	氏名	生年月日	年齢	住所	死亡職員 との続柄	備考
5	遺族補償年金請求 額の計算	(年金補償基礎額) $\text{円} \times 365 \times 100 \times \frac{1}{\text{受給権者の数}} = \text{円}$					
6	遺族補償年金請求 金額	受給権者が1人の場合又は 代表者を選任しない場合		代表者を選任した場合		受給権者の数 $\frac{\text{5の請求金額}}{\text{受給権者の数}} = \text{円}$	
7	厚生年金保険法等の 適用関係	☐ 被保険者ではなかった。 の被保険者であった。					
8	送金希望の場合	口座 振替	振込先金融機関 口座番号	銀行 支店	*受 理 決定金額	平成 年 月 日	受給権者が 1人の場合 又は代表者 を選任しな い場合 代表者を選 任した場合
	送金 小切手	振込先金融機関 機	銀行 支店	*通 知 年金証書 の番号	平成 年 月 日	*支給開始 年月	第 号
	その他	平成 年 月 日					

【注意事項】

- 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に√印を記入すること。
 - 「3 請求者及び遺族補償年金を受けることができる遺族」の欄の備考には、その者が請求者であるときは「遺族」、その者が代表者であるときは「代」、その者が障害等級第七級以上の障害の状態にあるときは「障」、また、その者が請求者と生計を同じくしているときは「生」と記入すること。
 - 「4 既に遺族補償年金を受けている者」の欄には、「2 請求の事由」の欄の記入が「職員の死亡」以外の場合に記入すること。
 - 「7 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、死亡職員又は請求者が条例(案)附則第五條第一項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは「□」の被保険者であった。□に√印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。
- なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。
また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例(案)附則第五條第一項の表

4	既に遺族補償年金を受け ている者	氏名	生年月日	年齢	住所	死亡職員 との続柄	備考
5	遺族補償年金請求 額の計算	(年金補償基礎額) $\text{円} \times 365 \times 100 \times \frac{1}{\text{受給権者の数}} = \text{円}$					
6	遺族補償年金請求 金額	受給権者が1人の場合又は 代表者を選任しない場合		代表者を選任した場合		受給権者の数 $\frac{\text{5の請求金額}}{\text{受給権者の数}} = \text{円}$	
7	厚生年金保険法等の 適用関係	☐ 被保険者ではなかった。 の被保険者であった。					
8	送金希望の場合	口座 振替	振込先金融機関 口座番号	銀行 支店	*受 理 決定金額	平成 年 月 日	受給権者が 1人の場合 又は代表者 を選任しな い場合 代表者を選 任した場合
	送金 小切手	振込先金融機関 機	銀行 支店	*通 知 年金証書 の番号	平成 年 月 日	*支給開始 年月	第 号
	その他	平成 年 月 日					

【注意事項】

- 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に√印を記入すること。
- 「3 請求者及び遺族補償年金を受けることができる遺族」の欄の備考には、その者が請求者であるときは「遺族」、その者が代表者であるときは「代」、その者が障害等級第七級以上の障害の状態にあるときは「障」、また、その者が請求者と生計を同じくしているときは「生」と記入すること。
- 「4 既に遺族補償年金を受けている者」の欄には、「2 請求の事由」の欄の記入が「職員の死亡」以外の場合に記入すること。
- 「7 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、死亡職員又は請求者が厚生年金保険法若しくは国民年金法又は旧船員保険法(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「国民年金等改正法」という。))第五條の規定による改正前の船員保険法をいう。)、旧厚生年金保険法(国民年金等改正法第三條の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。))若しくは旧国民年金保険法(国民年金等改正法第一條の規定による改正前の国民年金法をいう。))の適用を受ける者であるときは「□」の被保険者であった。」

- の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなつた場合には、速やかにその旨書類で報告すること。
- 5 この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この請求書の提出前に、当該職員の死亡について遺族補償年金の給付が行われていたときは、次の(1)、(3)及び(8)に掲げる書類は添付する必要はないこと。
- (1) 職員の死亡診断書、死体検案書、検視調査その他の職員の死亡の事実及びその死亡が公務又は通勤により生じたものであることを証明する書類又はその写
 - (2) 請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族の氏名、本籍及び死亡職員との続柄に関する市区町村長の発行する証明書(戸籍の謄本又は抄本でもよい。)
 - (3) 請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた事実を認めることのできる書類
 - (4) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることのできる書類
 - (5) 請求者が妻一人で、障害等級第七級以上の障害の状態にあるとき(五十五歳以上の場合を除く。)は、その者が職員の死亡の時以後当該障害の状態にあつたこと及び当該障害の他の書類
 - (6) 請求者(前号を除く。)又は請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が障害等級第七級以上の障害の状態にあるときは、その者が職員の死亡の当時から引き続きその障害の状態にあることを証明する医師の診断書その他の書類
 - (7) 請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が請求者と生計を同じくしているときは、その事実を認めることのできる書類
 - (8) 災害が第三者の行為によつて生じたものであるときは、その事実、第三者の氏名及び住所(第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨)を記載した書類
 - (9) 請求者が二人以上ある場合で代表者を選任したときは、代表者以外の請求者の同意書等その者が代表者であることを認めることのできる書類。また、代表者を選任しないときは、その理由を記載した書類

の□に「印」を記入すること。

- なお、この請求書を提出するとき、既に当該遺族補償年金と同一の事由によつて次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に次に掲げる年金の給付を受けることとなつた場合には、速やかにその旨書類で報告すること。
- (1) 国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金
 - (2) 国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金
 - (3) 国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付に該当する遺族年金
 - (4) 厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金(以下単に「遺族厚生年金」という。)及び国民年金法の規定による遺族基礎年金(以下単に「遺族基礎年金」という。)
 - (5) 遺族厚生年金(当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)
 - (6) 遺族基礎年金(当該補償の事由となつた死亡について、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法の規定による基礎年金
- 5 この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この請求書の提出前に、当該職員の死亡について遺族補償年金の給付が行われていたときは、次の(1)、(3)及び(8)に掲げる書類は添付する必要はないこと。
- (1) 職員の死亡診断書、死体検案書、検視調査その他の職員の死亡の事実及びその死亡が公務又は通勤により生じたものであることを証明する書類又はその写
 - (2) 請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族の氏名、本籍及び死亡職員との続柄に関する市区町村長の発行する証明書(戸籍の謄本又は抄本でもよい。)
 - (3) 請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた事実を認めることのできる書類
 - (4) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることのできる書類
 - (5) 請求者が妻一人で、障害等級第七級以上の障害の状態にあるとき(五十五歳以上の場合を除く。)は、その者が職員の死亡の時以後当該障害の状態にあつたこと及び当該障害の他の書類
 - (6) 請求者(前号を除く。)又は請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が障害等級第七級以上の障害の状態にあるときは、その者が職員の死亡の当時から引き続きその障害の状態にあることを証明する医師の診断書その他の書類
 - (7) 請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が請求者と生計を同じくしているときは、その事実を認めることのできる書類
 - (8) 災害が第三者の行為によつて生じたものであるときは、その事実、第三者

別記第12号

第 号 地方公務員災害補償 年 金 証 書	受給権者の氏名 _____ 年 月 日生 補償の種類 _____ 支給開始年月 _____ 年 月 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により上記のとおり支給します。 (実施機関の職氏名) 印
--	---

別記第12号

第 号 地方公務員災害補償 年 金 証 書	受給権者の氏名 _____ 年 月 日生 補償の種類 _____ 支給開始年月 _____ 年 月 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により上記のとおり支給します。 (実施機関の職氏名) 印
--	---

の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨）を記載した書類
 (9) 請求者が二人以上ある場合で代表者を選任したときは、代表者以外の請求者の同意書等その者が代表者であることを認めることができる書類。また、代表者を選任しないときは、その理由を記載した書類

[注意事項]

- 1 この証書は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「条例」という。）によつて傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから大切に保管してください。
- 2 この補償は、毎年二月、四月、六月、八月、十月又は十二月に、それぞれの前月までの分を支払います。なお、損害賠償を受けたときは、その限度で年金が支払われないこととなりますので、詳細は実施機関に問合せてください。
- 3 次の場合に該当することとなったときは、速やかにその事実を証明する書類を添えてその旨を実施機関に届け出てください。
 - (1) 氏名又は住所を変更した場合
 - (2) この年金と同一の事由によつて、昭和六十一年三月以前から支給され、かつ、現に支給されている旧船員保険法、旧厚生年金保険法若しくは旧国民年金法の規定による年金の額が変更された場合若しくはその支給を受けられなくなった場合又は厚生年金保険法若しくは国民年金法の規定による年金の支給を受けることとなった場合、その額が変更された場合若しくはその支給を受けられなくなった場合
 - (3) 傷病補償年金においては、その傷病等級に変更のあつた場合
 - (4) 障害補償年金においては、その障害等級に変更のあつた場合
 - (5) 遺族補償年金においては、その算定の基礎となる遺族の数に増減を生じた場合
 - (6) 遺族補償年金で受給権者が妻一人だけの場合において、その妻が五十五歳に達したとき（条例別表第二の障害等級表の第七級以上の障害の状態にあるときを除く。）
 - (7) 遺族補償年金で受給権者が妻一人だけの場合において、その妻が条例別表第二の障害等級表の第七級以上の障害の状態になり、又はその状態でなくなつたとき（五十五歳以上であるときを除く。）
- 4 この補償を受ける権利は譲り渡したり、担保に供することはできません。
- 5 年金受給権者（遺族補償年金の場合にあつては被災職員の妻であつた者に限る。）が、銀行等の金融機関の少額預金の利子所得等の非課税取扱いを受けようとする場合は、年金証書の金融機関の営業所等に提示することにより非課税の取扱いが認められます。
- 6 この請求書を亡失したり、著しく損傷したときは再交付を実施機関に請求してください。また、証書の記載事項に変更を生じた場合はこの証書と引換えに新しい証書を交付します。
- 7 あらかじめ実施機関からその必要がないと通知された場合を除き、毎年二月一日から同月末日までの間に、実施機関に対し障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。
- 8 この年金を受ける権利を失つた場合は、この証書を実施機関に返納してください。年金を受ける権利を失う場合は、次のいずれかに該当した場合です。
 - (1) 傷病補償年金の場合
 - イ 受給権者が死亡した場合

[注意事項]

- 1 この証書は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「条例」という。）によつて傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから大切に保管してください。
- 2 この補償は、毎年二月、四月、六月、八月、十月又は十二月に、それぞれの前月までの分を支払います。なお、損害賠償を受けたときは、その限度で年金が支払われないこととなりますので、詳細は実施機関に問合せてください。
- 3 次の場合に該当することとなったときは、速やかにその事実を証明する書類を添えてその旨を実施機関に届け出てください。
 - (1) 氏名又は住所を変更した場合
 - (2) この年金と同一の事由によつて、昭和六十一年三月以前から支給され、かつ、現に支給されている旧船員保険法、旧厚生年金保険法若しくは旧国民年金法の規定による年金の額が変更された場合若しくはその支給を受けられなくなった場合又は厚生年金保険法若しくは国民年金法の規定による年金の支給を受けることとなった場合、その額が変更された場合若しくはその支給を受けられなくなった場合
 - (3) 傷病補償年金においては、その傷病等級に変更のあつた場合
 - (4) 傷病補償年金においては、その障害等級に変更のあつた場合
 - (5) 遺族補償年金においては、その算定の基礎となる遺族の数に増減を生じた場合
 - (6) 遺族補償年金で受給権者が妻一人だけの場合において、その妻が五十五歳に達したとき（条例別表第二の障害等級表の第七級以上の障害の状態にあるときを除く。）
 - (7) 遺族補償年金で受給権者が妻一人だけの場合において、その妻が条例別表第二の障害等級表の第七級以上の障害の状態になり、又はその状態でなくなつたとき（五十五歳以上であるときを除く。）
- 4 この補償を受ける権利は譲り渡したり、担保に供することはできません。
- 5 年金受給権者（遺族補償年金の場合にあつては被災職員の妻であつた者に限る。）が、銀行等の金融機関の少額預金の利子所得等の非課税取扱いを受けようとする場合は、年金証書の金融機関の営業所等に提示することにより非課税の取扱いが認められます。
- 6 この請求書を亡失したり、著しく損傷したときは再交付を実施機関に請求してください。また、証書の記載事項に変更を生じた場合はこの証書と引換えに新しい証書を交付します。
- 7 あらかじめ実施機関からその必要がないと通知された場合を除き、毎年二月一日から同月末日までの間に、実施機関に対し障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。
- 8 この年金を受ける権利を失つた場合は、この証書を実施機関に返納してください。年金を受ける権利を失う場合は、次のいずれかに該当した場合です。
 - (1) 傷病補償年金の場合
 - イ 受給権者が死亡した場合

- ロ 条例別表第一の傷病等級に該当しなくなった場合
 (2) 障害補償年金の場合
 イ ロ 受給権者が死亡した場合
 (3) 遺族補償年金の場合
 イ ロ 受給権者が死亡した場合
 ハ 受給権者が婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をした場合
 ニ 直系血族又は直系姻族以外の者の者を含む。となった場合
 ホ 離縁によつて、死亡した職員の子、孫又は兄弟姉妹であるときは、受給権者が死亡した職員の子、孫又は兄弟姉妹であるときは、その者が十八歳に達した日以後の三月三十一日が終了した場合は、(その者が職員の死亡の時から引き続き条例別表第二の障害等級表の第七級以上の障害の状態にある場合を除く。)
 ヘ 条例別表第二の障害等級表の第七級以上の障害の状態にあることにより受給権者となつていない者がその状態になつた場合
 9 実施機関又は公務災害補償等審査会から報告又は出頭等を求められたとき、その報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭せず又は医師の診断を拒んだ者は、条例第二十四条の規定により、二十万円以下の罰金に処せられます。

別記第13号

障害の現状報告書 (傷病補償年金)

(実施機関の職氏名) 殿	
下記のとおり障害の現状を報告します。	
平成 年 月 日	報告者の住所 氏 名
⑨	
1 年金証書の番号	第 号
2 傷病補償年金の支給開始年月	平成 年 月
3 傷病等級	第 級
4 障害の状況	
5 日常生活の概要	

- ロ 条例別表第一の傷病等級に該当しなくなった場合
 (2) 障害補償年金の場合
 イ ロ 受給権者が死亡した場合
 (3) 遺族補償年金の場合
 イ ロ 受給権者が死亡した場合
 ハ 受給権者が婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をした場合
 ニ 直系血族又は直系姻族以外の者の者を含む。となった場合
 ホ 離縁によつて、死亡した職員の子、孫又は兄弟姉妹であるときは、受給権者が死亡した職員の子、孫又は兄弟姉妹であるときは、その者が十八歳に達した日以後の三月三十一日が終了した場合は、(その者が職員の死亡の時から引き続き条例別表第二の障害等級表の第七級以上の障害の状態にある場合を除く。)
 ヘ 条例別表第二の障害等級表の第七級以上の障害の状態にあることにより受給権者となつていない者がその状態になつた場合
 9 実施機関又は公務災害補償等審査会から報告又は出頭等を求められたとき、その報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭せず又は医師の診断を拒んだ者は、条例第二十四条の規定により、二十万円以下の罰金に処せられます。

別記第13号

障害の現状報告書 (傷病補償年金)

(実施機関の職氏名) 殿	
下記のとおり障害の現状を報告します。	
平成 年 月 日	報告者の住所 氏 名
⑨	
1 年金証書の番号	第 号
2 傷病補償年金の支給開始年月	平成 年 月
3 傷病等級	第 級
4 障害の状況	
5 日常生活の概要	

6 年金の種類 (障害等級)	年金の種類 年金の年額	年金証書の 記号番号	支給開始年月	所轄年金 事務所名等
公的年金 第	円	第 号	平成 年 月	
	円	第 号	平成 年 月	
年金の受給関係	円	第 号	平成 年 月	

*□支給 □支給停止 (免責)

【注意事項】

- この報告書は、傷病補償年金の受給権者が提出すること。
- 報告者は、*印の欄には記入しないこと。
- 「4 障害の状況」の欄には、最近一年間について記入すること。
- 「5 日常生活の概要」の欄には、最近一年間について記入すること。また、この間に退職した場合はその年月日、理由等を記入すること。

*7 医師の証明

(1) 傷病の種類 (傷病名・傷病の部位等)

(2) 傷病の経過及び治療方法の概要

介護補償を受けている者にあつては、以下の項目についても記入してください。

① 行動能力 (日常生活の状態) ☐ 終日臥床 ☐ 自宅、病院内でのみ行動できる ☐ 通院 (単独歩行) できる	理由
② 食事 ☐ 全く自用を弁じない ☐ 他人の介助によつてできる ☐ 支障がない	理由
③ 用便 ☐ 全く自用を弁じない ☐ 他人の介助によつてできる ☐ 支障がない	理由
④ 精神能力 ☐ 常に他人の嚴重な注意を要する ☐ 随時他人の注意を要する ☐ 通院可能であるが就労できない ☐ 完全な失語あるいは構音機能の喪失 ☐ 他人との間でよく意思を通じ合うことができる ☐ 支障がない	理由
⑤ 言語能力	理由

(3) 傷病及び障害の今後の見込み

6 年金の種類 (障害等級)	年金の種類 年金の年額	年金証書の 記号番号	支給開始年月	所轄社会保 険事務所等
公的年金 第	円	第 号	平成 年 月	
	円	第 号	平成 年 月	
年金の受給関係	円	第 号	平成 年 月	

*□支給 □支給停止 (免責)

【注意事項】

- この報告書は、傷病補償年金の受給権者が提出すること。
- 報告者は、*印の欄には記入しないこと。
- 「4 障害の状況」の欄には、最近一年間について記入すること。
- 「5 日常生活の概要」の欄には、最近一年間について記入すること。また、この間に退職した場合はその年月日、理由等を記入すること。

*7 医師の証明

(1) 傷病の種類 (傷病名・傷病の部位等)

(2) 傷病の経過及び治療方法の概要

介護補償を受けている者にあつては、以下の項目についても記入してください。

① 行動能力 (日常生活の状態) ☐ 終日臥床 ☐ 自宅、病院内でのみ行動できる ☐ 通院 (単独歩行) できる	理由
② 食事 ☐ 全く自用を弁じない ☐ 他人の介助によつてできる ☐ 支障がない	理由
③ 用便 ☐ 全く自用を弁じない ☐ 他人の介助によつてできる ☐ 支障がない	理由
④ 精神能力 ☐ 常に他人の嚴重な注意を要する ☐ 随時他人の注意を要する ☐ 通院可能であるが就労できない ☐ 完全な失語あるいは構音機能の喪失 ☐ 他人との間でよく意思を通じ合うことができる ☐ 支障がない	理由
⑤ 言語能力	理由

(3) 傷病及び障害の今後の見込み

(報告者の氏名)		については上記のとおりであると認めます。	
平成	年	月	日
医療機関の	{	所在地	名称
医師の氏名		⑩	

別記第13号の2

障害の現状報告書 (障害補償年金)

(実施機関の職氏名)								
.....								
下記のとおり障害の現状を報告します。								
平成	年	月	日	報告者の住所				
				氏 名				
.....								
1	年金証書の番号	第	号					
2	治癒年月日	平成	年	月	日			
3	障害等級	第	級					
4	障害の状況							
5	日常生活の概要							
6	年金の種類 (障害等級)	年金の年額	年金証書の 記号番号	支給開始年月	所轄年金 事務所名等			
		円	第	号	平成	年	月	
		円	第	号	平成	年	月	
* ☐ 支給 ☐ 支給停止 (免責)								

- [注意事項]
- この報告書は、障害補償年金の受給権者が提出すること。
 - 報告者は、*印の欄には記入しないこと。
 - 「4 障害の状況」の欄には、最近一年間について記入すること。
 - 「5 日常生活の概要」の欄には、最近一年間について記入すること。また、この間に退職した場合はその年月日、理由等を記入すること。

(報告者の氏名)		については上記のとおりであると認めます。	
平成	年	月	日
医療機関の	{	所在地	名称
医師の氏名		⑩	

別記第13号の2

障害の現状報告書 (障害補償年金)

(実施機関の職氏名)								
.....								
下記のとおり障害の現状を報告します。								
平成	年	月	日	報告者の住所				
				氏 名				
.....								
1	年金証書の番号	第	号					
2	治癒年月日	平成	年	月	日			
3	障害等級	第	級					
4	障害の状況							
5	日常生活の概要							
6	年金の種類 (障害等級)	年金の年額	年金証書の 記号番号	支給開始年月	所轄社会保 険事務所等			
		円	第	号	平成	年	月	
		円	第	号	平成	年	月	
* ☐ 支給 ☐ 支給停止 (免責)								

- [注意事項]
- この報告書は、障害補償年金の受給権者が提出すること。
 - 報告者は、*印の欄には記入しないこと。
 - 「4 障害の状況」の欄には、最近一年間について記入すること。
 - 「5 日常生活の概要」の欄には、最近一年間について記入すること。また、この間に退職した場合はその年月日、理由等を記入すること。

*7 医師の証明	器質的障害のみの場合は、この欄の記入は必要ありません。ただし、器質的障害のみの場合であっても介護補償を受けている者については、(2)の欄について記入してください。															
(1) 障害の種類																
(2) 障害の現状																
介護補償を受けている者にあつては、以下の項目についても記入してください。 (日常生活の状態) <table border="0"> <tr> <td>① 行動能力</td> <td>☐ 終日臥床 ☐ 自宅、病院内でのみ行動できる ☐ 通院（単独歩行）できる</td> <td>理由</td> </tr> <tr> <td>② 食事</td> <td>☐ 全く自用を弁じない ☐ 他人の介助によつてできる ☐ 支障がない</td> <td>理由</td> </tr> <tr> <td>③ 用便</td> <td>☐ 全く自用を弁じない ☐ 他人の介助によつてできる ☐ 支障がない</td> <td>理由</td> </tr> <tr> <td>④ 精神能力</td> <td>☐ 常に他人の嚴重な注意を要する ☐ 随時他人の注意を要する ☐ 通院可能であるが就労できない ☐ 通院可能な失語あるいは構音機能の喪失 ☐ 完全な失語であるいは構音機能の喪失 ☐ 他人との間であるいは構音機能の喪失 ☐ 支障がない</td> <td>理由</td> </tr> <tr> <td>⑤ 言語能力</td> <td>☐ 完全な失語であるいは構音機能の喪失 ☐ 他人との間であるいは構音機能の喪失 ☐ 支障がない</td> <td>理由</td> </tr> </table>		① 行動能力	☐ 終日臥床 ☐ 自宅、病院内でのみ行動できる ☐ 通院（単独歩行）できる	理由	② 食事	☐ 全く自用を弁じない ☐ 他人の介助によつてできる ☐ 支障がない	理由	③ 用便	☐ 全く自用を弁じない ☐ 他人の介助によつてできる ☐ 支障がない	理由	④ 精神能力	☐ 常に他人の嚴重な注意を要する ☐ 随時他人の注意を要する ☐ 通院可能であるが就労できない ☐ 通院可能な失語あるいは構音機能の喪失 ☐ 完全な失語であるいは構音機能の喪失 ☐ 他人との間であるいは構音機能の喪失 ☐ 支障がない	理由	⑤ 言語能力	☐ 完全な失語であるいは構音機能の喪失 ☐ 他人との間であるいは構音機能の喪失 ☐ 支障がない	理由
① 行動能力	☐ 終日臥床 ☐ 自宅、病院内でのみ行動できる ☐ 通院（単独歩行）できる	理由														
② 食事	☐ 全く自用を弁じない ☐ 他人の介助によつてできる ☐ 支障がない	理由														
③ 用便	☐ 全く自用を弁じない ☐ 他人の介助によつてできる ☐ 支障がない	理由														
④ 精神能力	☐ 常に他人の嚴重な注意を要する ☐ 随時他人の注意を要する ☐ 通院可能であるが就労できない ☐ 通院可能な失語あるいは構音機能の喪失 ☐ 完全な失語であるいは構音機能の喪失 ☐ 他人との間であるいは構音機能の喪失 ☐ 支障がない	理由														
⑤ 言語能力	☐ 完全な失語であるいは構音機能の喪失 ☐ 他人との間であるいは構音機能の喪失 ☐ 支障がない	理由														
(3) 障害の今後の見込み																
(報告者の氏名) についての上記のとおりであると認めます。 平成 年 月 日 所在地 医療機関の 名称 医師の氏名 ④																

*7 医師の証明	器質的障害のみの場合は、この欄の記入は必要ありません。ただし、器質的障害のみの場合であっても介護補償を受けている者については、(2)の欄について記入してください。															
(1) 障害の種類																
(2) 障害の現状																
介護補償を受けている者にあつては、以下の項目についても記入してください。 (日常生活の状態) <table border="0"> <tr> <td>① 行動能力</td> <td>☐ 終日臥床 ☐ 自宅、病院内でのみ行動できる ☐ 通院（単独歩行）できる</td> <td>理由</td> </tr> <tr> <td>② 食事</td> <td>☐ 全く自用を弁じない ☐ 他人の介助によつてできる ☐ 支障がない</td> <td>理由</td> </tr> <tr> <td>③ 用便</td> <td>☐ 全く自用を弁じない ☐ 他人の介助によつてできる ☐ 支障がない</td> <td>理由</td> </tr> <tr> <td>④ 精神能力</td> <td>☐ 常に他人の嚴重な注意を要する ☐ 随時他人の注意を要する ☐ 通院可能であるが就労できない ☐ 通院可能な失語あるいは構音機能の喪失 ☐ 完全な失語であるいは構音機能の喪失 ☐ 他人との間であるいは構音機能の喪失 ☐ 支障がない</td> <td>理由</td> </tr> <tr> <td>⑤ 言語能力</td> <td>☐ 完全な失語であるいは構音機能の喪失 ☐ 他人との間であるいは構音機能の喪失 ☐ 支障がない</td> <td>理由</td> </tr> </table>		① 行動能力	☐ 終日臥床 ☐ 自宅、病院内でのみ行動できる ☐ 通院（単独歩行）できる	理由	② 食事	☐ 全く自用を弁じない ☐ 他人の介助によつてできる ☐ 支障がない	理由	③ 用便	☐ 全く自用を弁じない ☐ 他人の介助によつてできる ☐ 支障がない	理由	④ 精神能力	☐ 常に他人の嚴重な注意を要する ☐ 随時他人の注意を要する ☐ 通院可能であるが就労できない ☐ 通院可能な失語あるいは構音機能の喪失 ☐ 完全な失語であるいは構音機能の喪失 ☐ 他人との間であるいは構音機能の喪失 ☐ 支障がない	理由	⑤ 言語能力	☐ 完全な失語であるいは構音機能の喪失 ☐ 他人との間であるいは構音機能の喪失 ☐ 支障がない	理由
① 行動能力	☐ 終日臥床 ☐ 自宅、病院内でのみ行動できる ☐ 通院（単独歩行）できる	理由														
② 食事	☐ 全く自用を弁じない ☐ 他人の介助によつてできる ☐ 支障がない	理由														
③ 用便	☐ 全く自用を弁じない ☐ 他人の介助によつてできる ☐ 支障がない	理由														
④ 精神能力	☐ 常に他人の嚴重な注意を要する ☐ 随時他人の注意を要する ☐ 通院可能であるが就労できない ☐ 通院可能な失語あるいは構音機能の喪失 ☐ 完全な失語であるいは構音機能の喪失 ☐ 他人との間であるいは構音機能の喪失 ☐ 支障がない	理由														
⑤ 言語能力	☐ 完全な失語であるいは構音機能の喪失 ☐ 他人との間であるいは構音機能の喪失 ☐ 支障がない	理由														
(3) 障害の今後の見込み																
(報告者の氏名) についての上記のとおりであると認めます。 平成 年 月 日 所在地 医療機関の 名称 医師の氏名 ④																

[illegible][illegible]

簿錄金年償補病傷

[illegible][illegible]

解 錄 記 金 年 償 補 病 傷

[illegible][illegible]

陳 雲 補 償 年 金 記 錄 冊

[illegible]

障害補償年金記録簿

(表) 2 号紙 (裏) 2 号紙

[illegible]

補償年金、遺族遺

[illegible][illegible]

遺族補償年金記録簿

(表)	2号紙 (表)
(裏)	2号紙 (裏)

[illegible][illegible]

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十七年九月三十日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

政令第三百四十六号

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令

内閣は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十七号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百十二号）を実施するため、この政令を制定する。

第十六条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金以外の資金の運用」を付し、同条第一項中「組合の」を「組合は、」に、「の運用は」を「厚生年金保険給付組合積立金等資金」という。及び退職等年金給付組合積立金その他の退職等年金給付に係る業務上の余裕金（以下「退職等年金給付組合積立金等資金」という。）を除く。以下この条において同じ。の運用を、」するものとする」を「行わなければならない」に改め、同項第一号中「預金」の下に「又は貯金」を加え、同項第二号中「対する」の下に「資金の」を加え、同項第三号中「限る」の下に「。次条第一項第三号において同じ」を加え、同項第四号中「国債、地方債」を「国債証券、地方債証券」に改め、「有価証券」の下に「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。」を加え、同項第五号中「取得」の下に「譲渡又は貸付け」を加え、同項第六号中「限る」の下に「。次条第一項第四号において同じ」を加え、同項に次の一号を加える。

七 当該組合の経理単位（主務省令で定めるところによりその経理について設けられる区分をいう。次条第一項第十一号において同じ。）に対する資金の貸付け

第十六条第三項中「。次項及び第五項において同じ」を削り、「国債、地方債」を「国債証券、地方債証券」に改め、「不動産の取得」の下に「譲渡若しくは貸付け」を加え、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「不動産の取得」の下に「譲渡若しくは貸付け」を加え、「国債、地方債」を「国債証券、地方債証券」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「法第二十五条の規定による」を削り、「について」を「に」に改め、同項を同条第五項とする。

第十六条の次に次の二条を加える。

第十六条の二 組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。）は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の運用を、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号まで、第十号から第十三号まで、第十五号、第十八号及び第二十一号に掲げる有価証券 同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）並びにこれらの有価証券に係る標準物（同条第二十四項第五号に掲げる標準物をいう。第六号イ及び次項において「標準物」という。）の売買

二 預金又は貯金（年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第二十一条第一項第二号の規定により厚生労働大臣が適当と認めて指定した預金又は貯金の取扱いを参酌して主務大臣が定めるものに限る。）

三 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。

イ 前二号及び第五号から第八号までに掲げる方法

ロ 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。第五号において同じ。）との投資一任契約（同条第八項第十二号口に規定する契約をいう。）であつて組合が同号口に規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものの締結

四 組合員（長期給付に関する規定の適用を受けるものに限る。）を被保険者とする生命保険の保険料の払込み

五 第一号の規定により取得した有価証券（金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）に限る。）の株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九

条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）、同法第二条第三十項に規定する証券金融会社及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者に対する貸付け

六 次に掲げる権利の取得又は付与

イ 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所（次号において「金融商品取引所」という。）の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において債券（標準物を含む。）の売買契約を成立させることができる権利

ロ 債券の売買契約において、当事者の一方が受渡日を指定できる権利であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買契約が解除されるもの（外国で行われる取引に係る売買契約に係るものを除く。）

七 先物外国為替（外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買契約の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引（金融商品取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（同項第一号に掲げる取引に係るものに限る。）及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引（同号に掲げる取引に類似するものに限る。）に該当するもの（次号において「市場デリバティブ取引」という。）を除く。）の対象となるものをいう。）の売買

八 通貨オプション（当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもつて表示される支払手段の売買取引（市場デリバティブ取引に該当するものを除く。）を成立させることができる権利をいう。）の取得又は付与

九 不動産（あらかじめ主務大臣の承認を受けたものに限る。）の取得、譲渡又は貸付け

十 地方公共団体の一時借入れに対する資金の貸付け

十一 当該組合の経理単位に対する資金の貸付け（厚生年金保険給付組合積立金等資金にあつては退職等年金給付に係る経理単位に対するものを、退職等年金給付組合積立金等資金にあつては厚生年金保険給付に係る経理単位に対するものを除く。）

十二 前項の規定により同項第一号に掲げる有価証券（国債証券、地方債証券、標準物その他主務省令で定めるものを除く。）を取得する場合においては、応募又は買入れの方法により行わなければならない。

三 組合は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金を合同して管理及び運用を行うことができる。

四 前三項に規定するもののほか、組合の厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の管理及び運用に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（資金の運用に関する契約）

第十六条の三 組合は、前二条の業務上の余裕金の運用に関して、次に掲げる契約を締結するときは、当該契約において、当該契約の相手方が委任を受けて他人のために資産の管理及び運用を行う者であつてその職務に関して一般に認められている専門的な知見に基づき慎重な判断を行うものと同様の状況の下で払う注意に相当する注意を払うとともに、法令及び組合と締結した契約その他の規程を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない旨の規定を定めなければならない。

一 第十六条第一項第三号及び前条第一項第三号に掲げる信託の契約

二 前条第一項第三号口に規定する投資一任契約

三 第十六条第一項第六号及び前条第一項第四号に掲げる生命保険の保険料の払込みの契約

第十七条に見出しとして「厚生年金保険給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金以外の資金の運用計画」を付し、同条中「余裕金」の下に「厚生年金保険給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金を除く。」を加える。

第十七条の二第一項中「この節において」を削り、同項第一号中「法による長期給付」を「厚生年金保険給付を受ける権利の裁定又は退職等年金給付」に、「その」を「これらの」に改め、同項第二号中「法による年金である給付」を「厚生年金保険給付又は退職等年金給付」に、「その」を「これらの」に改め、同項第三号中「第四十三条第二項」を「第四十二條第二項」に、「公務上の災害又は通勤による災害」を「退職等年金給付を受ける権利の決定に關し公務上の災害」に改め、同項第四号中「法第七十七條第一項の規定により法による年金である給付」を「厚生年金保険法第九十六條第一項の規定により厚生年金保険給付の支給を受ける者に對し、又は法第八十五條第一項の規定により退職等年金給付」に、「對して」を「對し」に改め、同項第五号中「長期給付」を「厚生年金保険給付に係る業務上の余裕金及び退職等年金給付」に「を管理する」を「の管理及び運用を行う」に改める。

第十七条の三及び第十八条を次のように改める。

(構成組合に業務の一部を行わせる場合の技術的読替え)

第十七条の三 法第二十七條第四項の規定により市町村連合会が同条第二項に規定する業務の一部を構成組合に行わせる場合における法第十二條第一項、第三十四條第一項、第四十二條第二項、第八十五條第一項及び第百四十四條の二十五の規定並びに第十六條の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第十二條第一項	業務	業務(第二十七條第二項に規定する構成組合(以下この項において「構成組合」という。)にあつては、同条第四項の規定により当該構成組合が行ふこととされた業務を含む。以下この条において同じ。)
法第三十四條第一項	業務	業務(第二十七條第四項の規定により構成組合に行わせることとされた業務を除く。次項及び第三項において同じ。)
法第四十二條第二項	組合	構成組合(第二十七條第二項に規定する構成組合をいう。第八十五條第一項及び第百四十四條の二十五において同じ。)
法第八十五條第一項	組合	構成組合
法第百四十四條の二十五	組合又は	市町村連合会若しくは構成組合又は
第十六條の二の見出し	厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金	厚生年金保険給付に係る業務上の余裕金及び退職等年金給付に係る業務上の余裕金
第十六條の二第一項	組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。)	構成組合(法第二十七條第二項に規定する構成組合をいう。以下この条において同じ。)
	厚生年金保険給付組合積立金等資金	厚生年金保険給付に係る業務上の余裕金
	退職等年金給付組合積立金等資金	退職等年金給付に係る業務上の余裕金

を、次に掲げる方法

第十六條の二第三項	組合は、厚生年金保険給付組合積立金等資金	を、次に掲げる方法(組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資する方法として総務大臣が定めるものに限る。)
第十六條の二第四項	組合の厚生年金保険給付組合積立金等資金	構成組合は、厚生年金保険給付に係る業務上の余裕金
	退職等年金給付組合積立金等資金	退職等年金給付に係る業務上の余裕金
	退職等年金給付組合積立金等資金	構成組合の厚生年金保険給付に係る業務上の余裕金
	退職等年金給付組合積立金等資金	退職等年金給付に係る業務上の余裕金

(災害給付積立金の払込み)

第十八条 構成組合は、災害給付積立金(法第三十六條第一項に規定する災害給付積立金をいう。附則第三条及び第五十條の二第四項において同じ。)に充てるため、毎年一月、四月、七月及び十月の十日までに、それぞれの月の前三月の組合員の標準報酬等合計額(標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の合計額をいう。以下同じ。)の総額の千分の〇・六に相当する金額を市町村連合会に払い込まなければならない。

第十九条中「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合」を「構成組合に、当該組合」を「当該構成組合」に改める。

第二十條を次のように改める。

(準用規定)

第二十條 第十条、第十一条各号列記以外の部分及び第十二條から第十四條までの規定は市町村連合会の總會について、第十五條の規定は市町村連合会の厚生年金保険給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金の積立てについて、第十六條第一項から第三項まで及び第五項、第十六條の二並びに第十六條の三の規定は市町村連合会の業務上の余裕金の管理及び運用について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第十三條	他の議員	議員
第十四條第三項	組合	市町村連合会
第十五條第一項	組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合を除く。以下この条において同じ。)	市町村連合会
	当該組合	市町村連合会
	当該組合	市町村連合会

第十五条第二項から第四項まで	組合は 当該組合	市町村連合会は 市町村連合会
第十六条第一項	組合は	市町村連合会は 市町村連合会
第十六条第一項第二号	地方公共団体の一時借入れ	構成組合の借入れ
第十六条第一項第六号	組合員	構成組合の組合員
第十六条第一項第七号	当該組合 主務省令	市町村連合会 総務省令
第十六条第二項	組合	市町村連合会
第十六条第三項	組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。）	市町村連合会
第十六条の二第一項	組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。）	市町村連合会
第十六条の二第一項第三号口	組合	市町村連合会
第十六条の二第一項第四号	組合員	構成組合の組合員
第十六条の二第一項第十号	地方公共団体の一時借入れ	構成組合の借入れ
第十六条の二第一項第十一号	当該組合	市町村連合会
第十六条の二第三項	組合は	市町村連合会
第十六条の二第四項	組合の	市町村連合会の
第十六条の三	組合	市町村連合会

第二十一条の見出しを「厚生年金保険給付調整積立金及び退職等年金給付調整積立金の払込み」に改め、同条第一項中「組合」の下に「指定都市職員共済組合」を加え、「長期給付積立金」を「厚生年金保険給付調整積立金」に、当該事業年度の末日において第十五条（前条において準用する場合を含む。以下この節において同じ。）の規定により積み立てるべき積立金の一を「厚生年金保険給付組合積立金のうちから」に「増加見込額に」を「厚生年金保険給付組合積立金の増加見込額に」に、「金額を」を「ものを」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 組合は、退職等年金給付調整積立金に充てるため、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、法第十三条第二項第三号に規定する掛金及び負担金の見込額の百分の五に相当する金額を地方公務員共済組合連合会に払い込まなければならない。

第二十一条の二の見出し中「長期給付」を「厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金並びに退職等年金給付」に改め、同条中「長期給付」を「厚生年金拠出金又は基礎年金拠出金」に改め、同条に次の一項を加える。

地方公務員共済組合連合会は、組合の請求に基づき、当該組合の退職等年金給付に要する資金が不足していると認められるときは、総務省令で定めるところにより、必要な資金を当該組合に交付する。

第二十一条の三を次のように改める。

（準用規定）

第二十一条の三 第十六条第一項から第三項まで及び第五項、第十六条の二並びに第十六条の三の規定は、地方公務員共済組合連合会の業務上の余裕金の管理及び運用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十六条の見出し	厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金	厚生年金保険給付調整積立金等資金及び退職等年金給付調整積立金等資金
第十六条第一項	組合は （厚生年金保険給付組合積立金 厚生年金保険給付組合積立金等資金 及び退職等年金給付組合積立金 退職等年金給付組合積立金等資金 地方公共団体の一時借入れ	地方公務員共済組合連合会は （厚生年金保険給付調整積立金 厚生年金保険給付調整積立金等資金 及び退職等年金給付調整積立金 退職等年金給付調整積立金等資金 組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。）又は市町村連合会の借入れ
第十六条第一項第二号	組合員	全ての組合の組合員
第十六条第一項第六号	組合員	全ての組合の組合員
第十六条第一項第七号	当該組合 主務省令	地方公務員共済組合連合会 総務省令
第十六条第二項	組合	地方公務員共済組合連合会
第十六条第三項	組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。）	地方公務員共済組合連合会
第十六条の二の見出し	厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金	厚生年金保険給付調整積立金等資金及び退職等年金給付調整積立金等資金
第十六条の二第一項	組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。）	地方公務員共済組合連合会
第十六条の二第一項第三号口	組合	地方公務員共済組合連合会
第十六条の二第一項第四号	組合員	全ての組合の組合員

立基準額をいう。以下同じ。との合計額と、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額と国の退職等年金給付積立金（国家公務員共済組合法第二十一条第二号ハに規定する退職等年金給付積立金をいう。以下同じ。）の額との合計額とが、将来にわたつて均衡を保つことができるように定めることとされていることその他総務大臣が定める事情とする。

（基準利率を定める際に勘案する事情）

第二十五条の二 法第七十七条第四項に規定する政令で定める事情は、国の退職等年金給付積立金の運用の状況及びその見通しその他総務大臣が定める事情とする。

（受給権者の申出による支給停止を撤回した場合における終身退職年金算定基礎額及び有期退職年金算定基礎額の計算）

第二十五条の三 法第八十一条第二項の規定により、退職年金（法第七十六条第一号に規定する退職年金をいう。第二十五条の十一を除き、以下同じ。）の受給権者が法第八十一条第一項の申出を撤回した場合には、当該申出を撤回した日の属する月の翌月の初日における当該受給権者の法第八十九条第一項に規定する終身退職年金算定基礎額は、当該申出による終身退職年金（法第八十七条第一項に規定する終身退職年金をいう。第二十七条第一項において同じ。）の支給の停止がなかつたものとして法第八十九条第二項から第四項までの規定を適用して計算した額とし、当該申出を撤回した日の属する月の翌月の初日における当該受給権者の法第九十条第一項に規定する有期退職年金算定基礎額は、当該申出による有期退職年金（法第八十七条第一項に規定する有期退職年金をいう。第二十五条の五及び第二十五条の九第二項において同じ。）の支給の停止がなかつたものとして法第九十条第二項から第四項までの規定を適用して計算した額とする。

（地方公共団体の長の退職の取扱いに関する特例）

第二十五条の四 地方公共団体の長が退職した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職の前後の地方公共団体の長であつた期間は、引き続きいたものとみなし、当該退職に係る退職等年金給付は、支給しない。

一 任期満了による選挙の期日の告示がなされた後、その任期の満了すべき日前に退職した場合において、当該任期満了による選挙において当選人となり、再び地方公共団体の長となつたとき。

二 退職の申立てを行つたことにより告示された選挙において当選人となり、再び地方公共団体の長となつたとき。

第二十五条の四の二及び第二十五条の四の三を削る。

第二十五条の五から第二十五条の十二までを次のように改める。

（有期退職年金の受給権が消滅した後再び就職した者に係る有期退職年金）

第二十五条の五 法第九十六条第二項の規定により有期退職年金を受ける権利を失つた者に法第八十八条第二項前段の規定により有期退職年金を支給する場合における法第七十七条第一項及び第九十三条第一項の規定の適用については、法第七十七条第一項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（第八十八条第二項の規定により組合員期間に含まれないものとされた組合員期間を除く。第九十条第二項及び第九十三条第一項第一号において同じ。）」と、法第九十三条第一項第一号中「金額（当該死亡した者が前条第一項の規定による一時金の請求をした者であるときは、当該二分の一に相当する金額から当該請求に基づき支払われるべき一時金の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）」とあるのは「金額」とする。

（終身年金現価率を定める際に勘案する事情）

第二十五条の六 法第八十九条第五項に規定する政令で定める事情は、国家公務員共済組合法第七十五条第四項に規定する基準利率（次条及び第四十五条第二項において「国の基準利率」という。）、同法第七十八条第五項に規定する死亡率の状況及びその見通し、法第一百十三条第一項第三号の規定により、退職等年金給付に要する費用について、地方の積立基準額と国の積立基準額との合計

額と、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額と国の退職等年金給付積立金の額との合計額とが、将来にわたつて均衡を保つことができるように定めることとされていることその他総務大臣が定める事情とする。

（有期年金現価率を定める際に勘案する事情）

第二十五条の七 法第九十条第五項に規定する政令で定める事情は、国の基準利率、法第一百十三条第一項第三号の規定により、退職等年金給付に要する費用について、地方の積立基準額と国の積立基準額との合計額と、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額と国の退職等年金給付積立金の額との合計額とが、将来にわたつて均衡を保つことができるように定めることとされていることその他総務大臣が定める事情とする。

（整理退職の場合の一時金に相当する一時金等）

第二十五条の八 法第九十二条第三項に規定する他の法令の規定で同条第一項に相当するものとして政令で定めるものは、国家公務員共済組合法第七十九条の三第一項の規定とする。

2 法第九十二条第三項に規定する他の法令の規定で同条第二項に相当するものとして政令で定めるものは、国家公務員共済組合法第七十九条の三第二項の規定とする。

3 法第九十二条第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する他の退職に関し同条第二項又は国家公務員共済組合法第七十九条の三第二項の規定により支給すべき一時金の額に、当該他の退職をした日の前日の属する月の翌月から法第九十二条第一項に規定する退職をした日の属する月までの期間に応じ、当該期間の各月において適用される基準利率（法第七十七条第四項に規定する基準利率をいう。以下同じ。）を用いて複利の方法により計算された利子に相当する額を加えた額に相当する金額とする。

（遺族に対する一時金に係る給付算定基礎額から控除すべき金額等）

第二十五条の九 法第九十三条第一項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる場合に該当する者が法第九十二条第二項又は第三項の規定により支給を受けた一時金の額に、同条第一項に規定する退職をした日の前日の属する月の翌月からその者の死亡した日の属する月までの期間に応じ、当該期間の各月において適用される基準利率を用いて複利の方法により計算された利子に相当する額を加えた額に相当する金額とする。

2 法第九十三条第一項第三号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる場合に該当する者が最後に組合員となつた日（以下この項において「最終資格取得日」という。）の前日における有期退職年金の額に二百四十月（法第八十七条第二項の申出をしていない場合には、百二十月）から当該有期退職年金の給付事由が生じた日の属する月の翌月から最終資格取得日の属する月までの月数を控除した月数に応じた有期年金現価率を乗じて得た額に最終資格取得日の属する月からその者の死亡した日の前日の属する月までの期間に応じ、当該期間の各月において適用される基準利率を用いて複利の方法により計算された利子に相当する額を加えた額及び死亡した日を給付事由が生じた日と、組合員期間から最終資格取得日前の組合員期間を除いた期間を組合員期間とみなして法第九十条第二項の規定の例により計算した額の合計額とする。

第二十五条の十 法第九十四条第一項の申出があつた場合における法第八十九条第二項から第四項まで、第九十条第二項から第四項まで、第九十一条第二項及び第三項並びに第九十三条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十九条第二項	
給付事由が生じた日から	
給付事由が生じた日が	第九十四条第一項の申出をした日（以下「繰下げ申出日」という。）から
	繰下げ申出日が

第九十一条第三項及び第九十三条第一項第二号	給付事由が生じた日	繰下げ申出日
第九十一条第二項	支給の請求	第九十四条第一項の申出
第八十九条第三項及び第四項並びに第九十条第四項から第九十項まで	給付事由が生じた日	繰下げ申出日

(厚生年金保険法による年金たる保険給付に相当する給付

第二十五条の十一 法第九十八条第七項及び第百四条第七項に規定する厚生年金保険法による年金たる保険給付に相当するものとして政令で定めるものは、次に掲げる給付とする。

一 平成二十四年一元化法附則第三十七条第
二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「平成二十四年一元化法改正前国共済法」という。）による退職共済年金（同項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成

二十四年一元化法改正前国共済法（以下この条において「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」という。）第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額 なお

効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八條第一項に規定する加給年金額
なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八條の二第四項の規定により加

二項第一号に掲げる金額及び同条第三項の規定により加算される金額並びになお効力を有する平成二十四年二元化法改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項第一号に掲げる金額を有する平成二十四年二元化法改正前国共済法附則第十二条の四の二第二

平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の六の三第三項に規定する繰上げ調整額及び同条第三項に規定する繰上げ調整追加額並びに平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項

(平成二十四年一元化法附則第二十三条)に掲げる改正規定を除く。による改正前の国家公務

員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）以下この条において「一な
お効力を有する昭和六十年国の改正法」という。附則第十六条第一項及び第四項並びに第十七
条第二項の現行の「口重」とある金額は、同条第三項の金額の二に、同条第四項の「部分」とある

條第二項の規定により加算される金額を当該返還贈與済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。障害者済年金（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項（現三）の障害者済年金）の歳収額が当該効力による平成二十四年一元化法改正前国共済法第七

二項に規定する障害共済年金の職域加算額及びその努力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十三条第一項に規定する加給年金額を当該障害共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。又は遺族共済金（加給年金額を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法

する普及に際し、既に遺族共済年金（たゞ労働力を有する平成十四年一元化改正前国共済法第七十四条第二項に規定する遺族共済年金の職域加算額及びなお効力を有する平成二十四年一元化改正前国共済法第七十一条の職域加算額並びにその効力を有する昭和六十

る金額と当該量貨とを等千金の額から余りた金額と相當する部分とを認る。

二 平成二十四年一元化法（昭則第三十七條第一項に規定する給付のうち、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律、昭則第六十号）以下「昭則六十号国の改正法」という。

等の一節を訂正して左の如く（昭和十一年法律第五号）「旧国共済法」による退
第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（以下「旧国共済法」）による退
職手金、或領受職手金若しくは遺算長職手金（当該これらの手金である合付の額の百分の十

に相当する額及び国民年金法による老齢基礎年金の額に相当するものとして総務省令で定めるところより計算した額（以下この条において「老齢基礎年金相当額」という）を当該一定の

の年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害年金（当該障害年金の額（なお効力を有する昭和六十年の改正去付則第四十二条第一項ただし書の規定の適用があるとき）

は、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりおさるの効力を有するものとされ、国家公務員共済組合法施行令等の政令（平成二十七年政令第340号）

四号) 第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に

伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号。以下この条において「なお効力を有する昭和六十一年国の経過措置政令」という。）第四十二条の規定の適用がないものとする。この場合の同条第一項各号に定める金額。以下この号において同じ。）の百分十の十に相当する額及び国民年金法による障害基礎年金の額に相当するものとして総務省令で定めるところにより計算した額（以下この条において「障害基礎年金相当額」という。）を当該障害年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族年金若しくは通算遺族年金（当該これらの年金である場合の給付の額（遺族年金にあつては、その額がなお効力を有する昭和六十一年国の経過措置政令による第四十八条第三項の規定によるものであるときは、同項の規定の適用がないものとし、場合の同条第一項又は第二項の規定による額）の百分十の十に相当する額及び国民年金法による遺族年金の額に相当するものとして総務省令で定めるところにより計算した額（以下この条において「遺族基礎年金相当額」という。）を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）

当する部分に限る。

三 平成二十四年元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金（厚生年金保険法の規定を適用することとなる）は同法第四十四条第二項の規定により加算されることとなる。

二項の規定により算定されることとなる額のうち同項第一号に掲げる額、同法附則第九十三条の二第二項の規定により算定されることとなる額、同法第四十四条の三第四項の規定により加算されることとなる額

五第一項及び第四項の規定により加算されることとなる額並に昭和六十一年国民年金等改正法附則第五十九條第二項及び第六十條第二項の規定により加算されることとなる額に相當する額を当該被扶養者手金の額ひく余りの二項に相當する部分に限る。」「章第廿七條第廿七條（厚生年金呆取金）

法の規定を適用することとしたならば同法第五十条の規定により加算されることとなる。陶害共済年金（厚生年金）は、この規定に準じて、その額を当該章害共済者年金の額から余った額に相当する部分に限る。又は農夫生計保障法に規定する額を当該章害共済者年金の額から余った額に相当する部分に限る。

の加算されることとなる額並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項並びに第

七十四條第一項及び第二項の規定により加算されることとなる額に相当する額を当該遺族が（その遺族が死亡した年の金の額から除いた額に相当する部分に限る。）

四 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の法（以下「平成二十四年一元化法改正前の法」という。）による退職

共済年金(平成二十四年一元化法附則第六十一条の二第二項第二号に規定する旧職域加算額(以下この号において「旧職域加算額」という。))のうちの退職共済年金に係るものに相当する金額、

平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前の法（以下この号において「なお効力を有する平成二十四年一元化法」とする。）

「民法改正前の法」という。第八十条第一項に規定する加給年金額、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第八十条の二第四項の規定により加算される額、なお効力を有する平

成二十四年一元化法改正前の法附則第二十條の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びになお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法附則第二十四條の三第一項に規定する繰上

一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第六十

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）以下この条にお

いて「なほ効力を有する昭和六十年改正法」といふ。附則第十六條第一項及び第四項並に第十七條第二項の規定により加算せしめたる職共済年金の額から除いた額に相當する部分に限る。」「章督共済手金、日裁或日草頂のものに章督共済手金の額から除いた金額及び「

[illegible][illegible]

附則第二十九條第一項及び第二項の規定により加算される額を当該遺族共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）

五 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「旧地共済法」という。）による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金（当該これらの年金である給付の額の百分の十に相当する額及び老齢基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害年金（当該障害年金の額（なお効力を有する昭和六十年改正法附則第四十八条第三項の規定を適用する場合（同条第一項の規定により算定した障害年金の額について適用する場合に限る。）は、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第百四十六号）第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号。以下この号において「なお効力を有する昭和六十一年経過措置政令」という。）第四十四条第三項の規定の適用がないものとした場合の同条第二項各号に定める金額。以下この号において同じ。）の百分の十に相当する額及び障害基礎年金相当額を当該障害年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）、又は遺族年金若しくは通算遺族年金（当該これらの年金である給付の額（遺族年金にあつては、その額がなお効力を有する昭和六十一年経過措置政令第四十九条第三項の規定によるものであるときは、同項の規定の適用がないものとした場合の同条第一項又は第二項の規定による額）の百分の十に相当する額及び遺族基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）。

六 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金（厚生年金保険法の規定を適用することとしたならば同法第四十四条第一項の規定により加算されることとなる額、同法第四十四条の三第四項の規定により加算されることとなる額、同法附則第九条の二第二項の規定により算定されることとなる額のうち同項第一号に掲げる額、同法附則第十三条の五第一項及び第四項の規定により加算されることとなる額並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第五十九条第二項及び第六十条第二項の規定により加算されることとなる額に相当する額を当該退職共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害共済年金（厚生年金保険法の規定を適用することとしたならば同法第五十条の二第一項の規定により加算されることとなる額に相当する額を当該障害共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）、又は遺族共済年金（厚生年金保険法の規定を適用することとしたならば同法第六十二条第一項の規定により加算されることとなる額並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項並びに第七十四条第一項及び第二項の規定により加算されることとなる額に相当する額を当該遺族共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）。

七 平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（以下「平成二十四年一元化法改正前私学共済法」という。）による退職共済年金（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用するなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（以下この号において「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」という。）第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条第一項に規定する加給年金額、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条の二第四項の規定により加算される額、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法附則第十二条の四の二第二項第一号に掲げる金額及び同条第三項の規定により加算される金額並びになお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法附則第十二条の六の三第一項に規定する繰上げ調整額及び同条第三項に規定する繰上げ調整追加額並びに私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされるなお効力を有する昭和六十年国の改正法附則第十六条第一項及び第四項並びに第十七条第二項の規定により加

算される金額を当該退職共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害共済年金（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法第七十四条第二項に規定する障害共済年金の職域加算額及びなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法第八十三条第一項に規定する加給年金額を当該障害共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）、又は遺族共済年金（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法第七十四条第二項に規定する遺族共済年金の職域加算額及びなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法第九十条の規定により加算される金額並びに私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされるなお効力を有する昭和六十年国の改正法附則第二十八条第一項並びに第二十九条第一項及び第二項の規定により加算される金額を当該遺族共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）。

八 平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「旧私学共済法」という。）による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金（当該これらの年金である給付の額の百分の十に相当する額及び老齢基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害年金（当該障害年金の額（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされるなお効力を有する昭和六十年国の改正法附則第四十二条第一項ただし書の規定の適用があるときは、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされるなお効力を有する昭和六十一年国の経過措置政令第四十二条第二項の規定の適用がないものとした場合の同条第一項各号に定める金額。以下この号において同じ。）の百分の十に相当する額及び障害基礎年金相当額を当該障害年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）、又は遺族年金若しくは通算遺族年金（当該これらの年金である給付の額（遺族年金にあつては、その額が私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされるなお効力を有する昭和六十一年国の経過措置政令第四十八条第三項の規定によるものであるときは、同項の規定の適用がないものとした場合の同条第一項又は第二項の規定による額）の百分の十に相当する額及び遺族基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）。

九 旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金（昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法（以下この号において「なお効力を有する旧厚生年金保険法」という。）第四十三条第一項に規定する加給年金額及び老齢基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害年金（なお効力を有する旧厚生年金保険法第五十条第一項第一号及び第二号に規定する加給年金額並びに障害基礎年金相当額を当該障害年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）、又は遺族年金、通算遺族年金若しくは特例遺族年金（なお効力を有する旧厚生年金保険法第六十条第一項に規定する加給年金額及び遺族基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）。

十 旧船員保険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金（昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法（以下この号において「なお効力を有する旧船員保険法」という。）第三十六条第一項の規定により加給される金額及び老齢基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害年金（なお効力を有する旧船員保険法第四十一条の二第一項の規定により加給される金額及び障害基礎年金相当額を当該障害年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）、又は遺族年金、通算遺族年金若しくは特例遺族年金（なお効力を有する旧船員保険法第五十条の三及び第五十条の三の二の規定により加給される金額並びに遺族基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）。

十一 平成十三年統合法附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金のうち退職共済年金（同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年統合法第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号。以下この号において「なお効力を有する廃止前農林共済組合法」という。）第三十八条第一項に規定する加給年金額、なお効力を有する廃止前農林共済法附則第九条第二項第一号に掲げる額並びになお効力を有する廃止前農林共済法附則第十一条の第三項に規定する繰上げ調整額及び同条第三項に規定する年齢到達時繰上げ調整追加額並びに平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百七号。以下この号において「なお効力を有する廃止前昭和六十年農林共済改正法」という。）附則第十五条第一項及び第四項並びに第十六条第二項の規定により加算される額を当該退職共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）障害共済年金（なお効力を有する廃止前農林共済法第四十三条第一項に規定する加給年金額を当該障害共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族共済年金（なお効力を有する廃止前農林共済法第四十八条の規定により加算される額及びなお効力を有する廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第二十六條並びに第二十七條第一項及び第二項の規定により加算される額を当該遺族共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）

十二 平成十三年統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金（老齢基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害年金（障害基礎年金相当額を当該障害年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族年金若しくは通算遺族年金（遺族基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）（公務障害年金の併給の調整）

第二十五条の二 公務障害年金（法第七十六条第二号に規定する公務障害年金をいう。以下同じ。）の受給権者に対して更に公務障害年金を支給すべき事由が生じたとき（法第一百条第一項の規定が適用される場合を除く。）は、法第八十条の規定を準用する。この場合において、同条第一項第二号中「退職年金」とあるのは、「退職年金、公務障害年金」と読み替えるものとする。

2 公務障害年金の受給権者が国家公務員共済組合法による公務遺族年金を受けることができるときは、法第八十条の規定を準用する。この場合において、同条第一項第二号中「又は公務遺族年金」とあるのは、「公務遺族年金又は国家公務員共済組合法による公務遺族年金」と読み替えるものとする。

第二十五条の十三から第二十五条の十五までを削る。

第二十六条の前に次の節名を付する。

第四節 給付の制限

第二十六条を次のように改める。

（掛金等を納付しない場合の給付の制限）

第二十六条 組合が第三十条第二項の規定に該当する者に対し同項の通知をした場合において、同条第一項に定める日までに払込みが行われなかつた掛金等（以下この条において「未納掛金等」という。）の金額が、当該未納掛金等について法第一百五十一条の規定による控除（第一号において「控除」という。）が行われなかつた月の翌月の末日（当該通知に係る第三十条第二項に規定する組合の指定した日が当該末日後である場合には、当該指定した日。以下この項及び第三項において「納付期限」という。）までに完納されないときは、納付期限後に支給すべき者に係る給付金については、当該組合は、その額（法第四十八条又は第一百五十一条の規定の適用後の額をいう。）から主務省令で定める金額を控除した金額のうち、納付期限の翌日から未納掛金等を完納した日の前日までの日数に応じ未納掛金等について年十四・六パーセントの割合で計算した金額（以下この条において「給付制限額」という。）に達するまでの金額は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は納付期限までに完納しなかつたことにつきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

一 未納掛金等について控除が行われなかつた月分のその者の掛金等の額が千円未満であるとき。

二 その者の住所若しくは居所が国内にないため、又はその者の住所及び居所がともに明らかでないため、公示送達の方法によつて当該通知をしたとき。

三 給付制限額が十円未満であるとき。

2 前項本文の場合において、未納掛金等の一部について納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る給付制限額の計算の基礎となる未納掛金等は、その納付のあつた金額を控除した金額とする。

3 第一項本文の規定により支給しない金額がある場合において、その時までに組合が納付期限後に支給すべき者に係る給付金について同項本文の規定により支給しなかつた金額があるときは、当該金額に相当する部分の給付制限額は、ないものとみなす。

4 給付制限額を計算するに当たり未納掛金等に百円未満の端数があるとき、又は給付制限額に一円未満の端数があるときは、これらの端数は、切り捨てる。

5 前各項の規定は、市町村連合会について準用する。この場合において、第一項中「組合は」とあるのは「組合又は市町村連合会は」と、第三項中「組合」とあるのは「組合又は市町村連合会」と読み替えるものとする。

第二十六条の二から第二十六条の三十三までを削る。

第二十七条の見出しを「(刑に処せられた場合等の給付の制限)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

組合員又は組合員であつた者が次の各号に掲げる事由に該当した場合には、当該事由に該当したとき以後、その組合員期間に係る退職年金（終身退職年金に限る。以下この条において同じ。）又は公務障害年金の額のうち、当該各号に定める金額を支給しない。

第二十七条第一項第一号を次のように改める。

一 組合員又は組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられた場合 次に掲げる給付の区分に並び、それぞれ次に定める金額

イ 退職年金 その組合員期間に係る退職年金の額

ロ 公務障害年金 その組合員期間に係る公務障害年金の額に百分の五十を乗じて得た金額

第二十七条第一項第二号中「懲戒処分によつて退職した場合 その」を「組合員が法百十一条

第一項（法百四十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する懲戒処分（以下この号及び第四項において「懲戒処分」という。）によつて退職した場合 次に掲げる給付の区分に並び、それぞれ次に定める金額に、その」に改め、「当該退職共済年金又は障害共済年金の額の算定の基礎となつた」及び「に百分の五十」を削り、「得た割合」を「得た金額」に改め、同号に次のように加える。

イ 退職年金 その組合員期間に係る退職年金の額

ロ 公務障害年金 その組合員期間に係る公務障害年金の額に百分の五十を乗じて得た金額
第二十七条第一項第三号中「地方公務員法」を「組合員が地方公務員法」に、「当該停職」を「次に掲げる給付の区分に並び、それぞれ次に定める金額に、当該停職」に、「月数が当該退職共済年金又は障害共済年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数」を「日数（当該日数が三百六十五日を超える場合にあっては、三百六十五日）が三百六十五日に改め、「に百分の二十五」を削り、「得た割合」を「得た金額」に改め、同号に次のように加える。

イ 退職年金 その組合員期間に係る退職年金の額に百分の五十を乗じて得た金額

ロ 公務障害年金 その組合員期間に係る公務障害年金の額に百分の二十五を乗じて得た金額

第二十七条第一項第四号中「退職手当支給制限等処分に相当する処分を」を「組合員（退職した後再び組合員となつた者に限る。）又は組合員であつた者が法第百十一条第一項（法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分に相当する処分（以下「退職手当支給制限等処分に相当する処分」という。）を」に、「当該退職手当支給制限等処分に相当する処分」を「次に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、当該退職手当支給制限等処分に相当する処分に改め、「当該退職共済年金又は障害共済年金の額の算定の基礎となつた」及び「に百分の五十」を削り、「得た割合」を「得た金額」に改め、同号に次のように加える。

イ 退職年金 その組合員期間に係る退職年金の額

ロ 公務障害年金 その組合員期間に係る公務障害年金の額に百分の五十を乗じて得た金額

第二十七条第二項から第四項までを次のように改める。

2 公務遺族年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられた場合には、その者に、その刑に処せられたとき以後、当該公務遺族年金の額の百分の五十に相当する金額を支給しない。

3 前二項の場合において、これらの規定による給付の制限は、当該給付の制限を開始すべき月から、法第百八十条第一項、第九十五条第一項、第一百一条、第一百五十一条から第三項まで又は第六十六条第一項の規定により退職年金、公務障害年金又は公務遺族年金の支給が停止されている月を除き通算して六十日に達するまでの間に限り、行うものとする。

4 前項に規定する給付の制限を開始すべき月とは、禁錮以上の刑に処せられ若しくは懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた日又は退職年金、公務障害年金若しくは公務遺族年金の給付事由の生じた日のいずれか遅い日の属する月の翌月をいい、同日において法第百八十条第一項、第九十五条第一項、第一百一条、第一百五十一条から第三項まで又は第六十六条第一項の規定により退職年金、公務障害年金又は公務遺族年金に相当する金額の支給が停止されている場合にあつては、その停止すべき事由がなくなつた日の属する月の翌月をいう。

第二十七条第五項中「又はこれに」を「若しくはこれに」に、「月数は、次の各号に掲げる」を「日数は、法第百三十三条第六項に規定する職員団体（同項に規定する職員団体をいう。以下同じ。）の事務に専ら従事する職員（以下この項において「専従職員」という。）である」に、「当該各号に掲げる」を「その専従職員であつた」に、「を控除した月数」を「又は日数を控除した月数又は日数に改め、同項各号を削り、同条第七項中「組合員」の下に「指定都市職員共済組合、」を加え、同条第八項中「長期給付」を「退職年金、公務障害年金又は公務遺族年金」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第四章 実施機関積立金及び退職等年金給付積立金等の管理及び運用

（基本指針）

第二十七条の二 総務大臣は、地方公務員共済組合連合会が行う退職等年金給付調整積立金の管理及び運用（組合員（構成組合を除く。）及び市町村連合会の退職等年金給付組合積立金の運用状況の管理を含む。）が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするため、法第百二十二条の十第二項各号に掲げる事項に関する基本的な指針（以下この条において「基本指針」という。）を定めることができる。

2 総務大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、基本指針の案又はその変更の案を作成し、財務大臣並びに内閣総理大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

3 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、必要があると認めるときは、基本指針の案又はその変更の案の作成を求めることができる。

4 総務大臣は、基本指針を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 地方公務員共済組合連合会は、総務大臣が基本指針を定め、又は変更したときは、基本指針に適合するよう、法第百二十二条の十第一項に規定する管理運用の方針を定め、又は変更しなければならない。

（運用職員の範囲）

第二十七条の三 法第百二十二条の九に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる行政機関ごとに、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 文部科学省 事務次官、官房長、大臣官房総務課長、初等中等教育局長、初等中等教育局初等中等教育企画課長及び財務課長その他法第百二十二条の三第三項に規定する実施機関積立金（次号において「実施機関積立金」という。）の運用に係る行政事務に従事する職員であつて文部科学大臣が指定するもの

二 警察庁 警察庁長官、次長、官房長、長官官房総務課長及び給与厚生課長その他実施機関積立金の運用に係る行政事務に従事する職員であつて警察庁長官が指定するもの

第二十八条第一項中「以下」を「次条第一項及び附則第三十条の二において」に改め、同条第三項中「長期給付に要する費用（法第百三十三条第一項に規定する長期給付に要する費用をいう。以下この条を「退職等年金給付に要する費用（退職等年金給付に係る組合の事務に要する費用（法第百三十三条第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項において「退職等年金給付事務に要する費用」という。）を含む。第五項及び次条第三項に「すべて」を「全て」に、「及び基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の予想額」を「基準利率の状況及びその見直し並びに退職等年金給付事務に要する費用の額」に改め、同項第一号中「障害の状況となつた者及び」を「及び公務以外の理由により」に改め、「組合員期間別及び」を削り、同項第二号中「年金である給付」を「退職等年金給付」に、「年金の」を「退職等年金給付の」に改め、同項第三号中「組合員期間別及び」を削り、「平均給料及び平均期末手当等」を「標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の平均額」に改め、同項第四号を削り、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4 総務大臣は、前三項の費用の算定方法を定める場合においては、あらかじめ、財務大臣の意見を聴かなければならない。

5 退職等年金給付に係る地方の積立基準額は、将来にわたる退職等年金給付に要する費用の予想額の現価に相当する額から将来にわたる法第百三十三条第二項第三号の掛金及び負担金の予想額の現価に相当する額を控除した額に相当する額を基準として、総務大臣の定める方法により算定した額とし、当該算定を行う場合の予想額の現価の計算に用いる予定利率は、地方公務員共済組合連合会が退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の運用収益の予測を勘案して総務大臣の定めるところにより合理的に定めた率とする。

第二十八条第六項及び第七項を削る。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の算定方法）

第二十八条の二 短期給付（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付を含む。）に係る法第百三十四条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合は、当該事業年度における前条第一項の規定により算定した費用の額を、当該事業年度の前期事業年度における組合員の標準報酬等合計額の総額で除し、これに百分の五十を乗じて算定するものとする。

2 介護納付金の納付に係る法第百三十四条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合は、当該事業年度における前条第二項の規定により算定した費用の額を、当該事業年度の前期事業年度における介護保険第二号被保険者（介護保険法第九条第二号に規定する第二号被保険者をいう。以下同じ。）の資格を有する組合員の標準報酬等合計額の総額で除し、これに百分の五十を乗じて算定するものとする。

3 法第百三十四条第四項に規定する政令で定める事情は、国家公務員共済組合法第七十五条第一項に規定する付与率、同法における公務障害年金及び公務遺族年金の支給状況、法第百三十三条第一項第三号の規定により、退職等年金給付に要する費用について、地方の積立基準額と国の積立基準額との合計額と、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額と国の退職等年金給付積立金の額との合計額とが、将来にわたつて均衡を保つことができるように算定することとされていることその他総務大臣が定める事情とする。

第二十九条第一項中「第百十三條第三項第一号」を「第百十三條第四項第一号」に改め、「同項の規定により」の下に「それぞれの」を加え、「毎年度」を「組合の毎事業年度」に、「金額」を「額」に、「標準給与（掛金の標準となる給料の額に第二十三條第一項に規定する総務省令で定める数値）（特別職の職員等である組合員については、一）を乗じて得た額と掛金の標準となる期末手当等（法第百十四條第三項及び第四項の規定により掛金の標準となる期末手当等をいう。以下同じ。）の額との合計額をいう。以下同じ。）の」及び「標準給与の」を「標準報酬等合計額の」に、「算定するものとする」を「得た額とする」に改め、同条第二項中「第百十三條第三項第一号」を「第百十三條第四項第一号」に改め、同条第三項中「により」の下に「それぞれの」を加え、「金額」を「額」に改める。

第二十九條の二第二項中「第百十三條第三項第二号」を「第百十三條第四項第二号」に改め、「同項の規定により」の下に「それぞれの」を加え、「毎年度」を「組合の毎事業年度」に改め、同項各号を次のように改める。

一 組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この号において同じ。）国民年金法第九十四條の四の規定により組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の二分の一に相当する額に、当該事業年度における当該組合の第三号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第二條の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）の厚生年金保険標準報酬等合計額（標準報酬月額（厚生年金保険法第二條第二十條第一項に規定する標準報酬月額をいう。第四十五條第一項において同じ。）及び標準賞与額（厚生年金保険法第二十四條の四第一項に規定する標準賞与額をいう。第四十五條第一項において同じ。）の合計額をいう。以下同じ。）の総額に対する次に掲げる額の合計額の割合を乗じて得た額

イ 当該地方公共団体の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額

ロ 当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）

ハ 当該地方公共団体を公庫等職員（法第百四十條第一項に規定する公庫等職員をいう。以下同じ。）となるため退職した継続長期組合員のうち第三号厚生年金被保険者であるものの厚生年金保険標準報酬等合計額の総額

ニ 当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人（法第百四十一條の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額（当該職員引継一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員引継一般地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）

ホ 当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額（当該定款変更一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該定款変更一般地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該定款変更一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）

ヘ 当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人（法第百四十一條の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額（当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員引継等合併一般地方独立行政

法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継等合併一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）

二 指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合 国民年金法第九十四條の四の規定により市町村連合会が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の二分の一に相当する額に、当該事業年度における市町村連合会を組織する全ての構成組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する前号イからヘまでに掲げる額の合計額の割合を乗じて得た額

第二十九條の二第二項中「により」の下に「それぞれの」を加え、「金額」を「額」に改める。

第二十九條の三を削る。

第二十九條の二の二中「第百十三條第四項」を「第百十三條第五項」に、「政令で定めるところにより算定した」を「費用のうち同項の規定によりそれぞれの地方公共団体が組合の毎事業年度において負担すべきこととなる」に、「国の新法第九十九條第四項」を「国家公務員共済組合法第九十九條第五項」に改め、同条を第二十九條の三とする。

第三十條の見出し中「掛金」を「掛金等」に改め、同条第一項中「掛金」を「掛金等」に、「給料」を「報酬」に改め、「同条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「行なわれない」を「行われない」に、「行なわれない」を「行なわれない」に改め、同条第二項中「掛金」を「掛金等」に、「納付しない」を「払い込まなかった」に改める。

第三十條の二の二第二項中「第百十六條第四項」を「第百十六條第三項」に改め、「（法第二十七條第二項に規定する構成組合をいう。以下この条において同じ。）を削り、同項第一号を削り、同項第二号中「公庫等」を「職員団体、公庫等（法第百四十條第一項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）」に改め、同条を同項第一号とし、同条の次に次の一号を加える。

二 法第百十三條第三項に規定する厚生年金保険給付に要する費用に充てるため地方公共団体、特定地方独立行政法人、職員団体、公庫等、職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人又は職員引継等合併一般地方独立行政法人が負担する金額

第三十條の二の二第二項第三号中「第百十三條第四項」を「第百十三條第五項」に、「長期給付」を「厚生年金保険給付及び退職等年金給付」に改め、同条を同項第四号とし、同条の前に次の一号を加える。

三 法第百十三條第四項第二号に掲げる費用に充てるため地方公共団体が負担する金額

第三十條の二の二第三項中「第百十三條第二項第二号及び第三号」を「第百十三條第二項第三号の規定及び法第百十三條第三項」に改める。

第七章の章名を削る。

第六章を第七章とする。

第三十條の三の見出しを「（地方の調整対象費用の額）」に改め、同条中「政令で定める費用」を「厚生年金保険給付費用のうち政令で定めるものの額」に、「組合の長期給付に要する費用から法第百十三條第二項第三号に掲げる費用を控除したもの」を「地方公務員共済組合連合会に係る厚生年金保険法第八十四條の六第一項に規定する拠出金算定対象額に地方公務員共済組合連合会に係る同項第一号に掲げる標準報酬^あ按分率を乗じて得た額に相当する費用」に改める。

第三十條の四の見出し中「長期給付」を「厚生年金保険給付等」に改め、同条中「長期給付に係る掛金及び地方公共団体の負担金その他」を「厚生年金保険法第八十一條第一項に規定する保険料その他の」に改める。

第三十條の五の見出し中「長期給付」を「厚生年金保険給付等」に改め、同条中「退職共済年金に係る支出その他」を「厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付その他の」に改める。

第三十條の六第一項中「各事業年度」を「毎事業年度、当該事業年度」に改め、「規定する財政調整拠出金」の下に「（以下この条において「財政調整拠出金」という。）を、第百十六條の三第一項の二に「（第四号を除く。）」を加え、「地方の概算財政調整拠出金の額」を「地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額」に、当該事業年度の三月三十一日までに「を」総務省令で定めるところ

により、「に」を「国家公務員共済組合法」に改め、「この条」の下に「及び第四十四条の三」を加え、同条第二項中「各事業年度」を「毎事業年度」に、「地方の概算財政調整拠出金の額」を「地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額」に改め、「第百十六條の三第一項の下に」「（第四号を除く。）」を加え、同項ただし書中「第十七條第一項」を「第二十八條第一項」に、「この条」を「この項及び次項」に、「国の概算財政調整拠出金の額」を「国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額」に改め、同条第三項中「各事業年度」を「毎事業年度」に、「国の概算財政調整拠出金の額」を「国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額」に、「国の新法」を「国家公務員共済組合法」に改め、「第百二條の三第一項の下に」「（第四号を除く。）」を加え、同条に次の二項を加える。

4 前三項の規定は、法第百十六條の三第一項第四号の規定による国家公務員共済組合連合会に対する退職等年金給付に係る財政調整拠出金の拠出について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額	地方の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額
	地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額	地方の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額
前項	金の額	金の額
	金の額	金の額
を除外	金の額	金の額
	金の額	金の額

5 前三条及び前各項に規定するもののほか、財政調整拠出金の拠出に關し必要な事項は、総務大臣が定める。

第五章の二を第六章とする。

第三十九條各号を次のように改める。

- 一 日本消防検定協会
- 二 株式会社日本政策金融公庫（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第十五條第一項の規定により解散した旧国民生活金融公庫、同法附則第十六條第一項の規定により解散した旧農林漁業金融公庫、同法附則第十七條第一項の規定により解散した旧中小企業金融公庫及び同法附則第十八條第一項の規定により解散した旧国際協力銀行、国民金融公庫法の一部を改正する法律（平成十一年法律第五十六号）附則第二條の規定により国民生活金融公庫となつた旧国民金融公庫及び同法附則第三條第一項の規定により解散した旧環境衛生金融公庫並びに株式会社日本政策金融公庫法附則第四十二條第四号の規定による廃止前の国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）附則第六條第一項の規定により解散した旧日本輸出入銀行及び同法附則第七條第一項の規定により解散した旧海外経済協力基金を含む。）
- 三 株式会社日本政策投資銀行（株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第十五條第一項の規定により解散した旧日本政策投資銀行、同法附則第二十六條の規定による廃止前の日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）附則第六條第一項の規定により解散した旧日本開発銀行及び同法附則第七條第一項の規定により解散した旧北海道東北開発公庫を含む。）

- 四 独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四條第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団、同法附則第十八條の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）附則第六條第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団並びに同法附則第十七條の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）附則第六條第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七條第一項の規定により解散した旧宅地開発公団を含む。）
- 五 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）第十五條第一項の規定により解散した旧日本道路公団、旧首都高速道路公団、旧阪神高速道路公団及び旧本州四国連絡橋公団を含む。）
- 六 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）附則第二條第一項の規定により解散した旧独立行政法人緑資源機構（同法による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）附則第四條第一項の規定により解散した旧緑資源公団、森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第二條の規定により緑資源公団となつた旧森林開発公団及び同法附則第三條第一項の規定により解散した旧農用地整備公団並びに農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第二條の規定により農用地整備公団となつた旧農用地開発公団を含む。）
- 七 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に關する法律（平成二十六年法律第六十七号）以下「平成二十六年独法整備法」という。）第九十七條の規定による改正前の独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第三條の独立行政法人日本原子力研究開発機構、同法附則第二條第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所及び同法附則第三條第一項の規定により解散した旧核燃料サイクル開発機構並びに日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十七号）附則第二條第一項の規定により解散した旧日本原子力船研究開発事業団を含む。）
- 八 国立研究開発法人科学技術振興機構（平成二十六年独法整備法第八十五條の規定による改正前の独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）第三條の独立行政法人科学技術振興機構、同法附則第二條第一項の規定により解散した旧科学技術振興事業団並びに同法附則第六條の規定による廃止前の科学技術振興事業団法（平成八年法律第二十七号）附則第六條第一項の規定により解散した旧日本科学技術情報センター及び同法附則第八條第一項の規定により解散した旧新技術事業団を含む。）
- 九 独立行政法人労働者健康福祉機構（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第百七十一号）附則第二條第一項の規定により解散した旧労働福祉事業団を含む。）
- 十 独立行政法人日本スポーツ振興センター（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）附則第四條第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センター、同法附則第九條の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）附則第六條第一項の規定により解散した旧国立競技場及び旧日本学校健康会並びに同法附則第十三條の規定による廃止前の日本学校健康会法（昭和五十七年法律第六十三号）附則第六條第一項の規定により解散した旧日本学校安全会を含む。）
- 十一 国立研究開発法人理化学研究所（平成二十六年独法整備法第八十七條の規定による改正前の独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十号）第二条の独立行政法人理化学研究所及び同法附則第二條第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。）
- 十二 独立行政法人日本貿易振興機構（独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第百七十二号）附則第二條第一項の規定により解散した旧日本貿易振興機構を含む。）
- 十三 独立行政法人国際観光振興機構（独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第百八十一号）附則第二條第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む。）

十四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団、旧日本有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三十六号）附則第二条の規定により解散した旧日本有鉄道清算事業団並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧船舶整備公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧鉄道整備基金を含む。）

十五 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人雇用・能力開発機構（同法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構及び同法附則第六条の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）附則第六条第一項の規定により解散した旧雇用促進事業団を含む。）

十六 年金積立金管理運用独立行政法人（年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金及び同法附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第一条第一項の規定により解散した旧年金福祉事業団を含む。）

十七 独立行政法人水資源機構（独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。）

十八 独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第四十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧中小企業総合事業団、同法第一条の規定による廃止前の中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業事業団及び同法附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業振興事業団を含む。）

十九 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石油公団及び同法附則第五条第一項の規定により解散した旧金属鉱業事業団を含む。）

二十 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（平成二十六年独法整備法第七十三条の規定による改正前の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四十五号）第三条の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構並びに同法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石炭鉱害事業団を含む。）

二十一 国立教育会館の解散に関する法律（平成十一年法律第六十二号）第一項の規定により解散した旧国立教育会館

二十二 独立行政法人環境再生保全機構（独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第三条第一項の規定により解散した旧公害健康被害補償予防協会及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団、公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十九号）附則第二条の規定により環境事業団となった旧公害防止事業団並びに公害健康被害補償法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九十七号）による改正前の公害健康被害補償法（昭和四十八年法律第十一号）第十三条第二項の公害健康被害補償協会を含む。）

二十三 成田国際空港株式会社（成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百二十四号）附則第十二条第一項の規定により解散した旧新東京国際空港公団を含む。）

二十四 独立行政法人日本学術振興会（独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第一百五十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会を含む。）

二十五 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第一条の規定により解散した旧京浜外貿埠頭公団及び旧阪神外貿埠頭公団

二十六 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（平成二十六年独法整備法第八十八条の規定による改正前の独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）第三条の独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び同法附則第十条第一項の規定により解散した旧宇宙開発事業団を含む。）

二十七 独立行政法人国民生活センター（独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国民生活センターを含む。）

二十八 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター

二十九 国立研究開発法人海洋研究開発機構（平成二十六年独法整備法第九十二条の規定による改正前の独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）第三条の独立行政法人海洋研究開発機構及び同法附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。）

三十 独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律（平成二十五年法律第十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人日本万国博覧会記念機構（同法による廃止前の独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第二百五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本万国博覧会記念協会を含む。）

三十一 日本下水道事業団

三十二 独立行政法人国際交流基金（独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第三十七号）附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金を含む。）

三十三 独立行政法人空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。）

三十四 独立行政法人国際協力機構（独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国際協力事業団を含む。）

三十五 自動車安全運転センター

三十六 独立行政法人日本学生支援機構（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会を含む。）

三十七 放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）第三条に規定する放送大学学園（同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。）

三十八 広域臨海環境整備センター

三十九 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）以下この号において「設置管理法」という。）附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）により設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）

四十 消防団員等公務災害補償等共済基金

四十一 地方公務員災害補償基金

四十二 総合研究開発機構法を廃止する法律（平成十九年法律第百号。以下この号において「廃止法」という。）による廃止前の総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）により設立された総合研究開発機構（廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が経過する時までの間におけるものに限る。）

- 四十三 危険物保安技術協会
- 四十四 独立行政法人日本芸術文化振興会（独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第六十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。）
- 四十五 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構
- 四十六 独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百一十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金を含む。）
- 四十七 預金保険機構
- 四十八 日本たばこ産業株式会社
- 四十九 日本電信電話株式会社
- 五十 北海道旅客鉄道株式会社
- 五十一 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号。以下この号において「旅客会社法改正法」という。）による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）により設立された東日本旅客鉄道株式会社（旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）
- 五十二 四国旅客鉄道株式会社
- 五十三 九州旅客鉄道株式会社
- 五十四 日本貨物鉄道株式会社
- 五十五 日本私立学校振興・共済事業団
- 五十六 東日本電信電話株式会社
- 五十七 西日本電信電話株式会社
- 五十八 株式会社産業再生機構
- 五十九 独立行政法人農畜産業振興機構
- 六十 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- 六十一 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。）
- 六十二 独立行政法人福祉医療機構
- 六十三 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 六十四 独立行政法人労働政策研究・研修機構
- 六十五 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十号）による改正前の日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第一条第一項の日本環境安全事業株式会社を含む。）
- 六十六 独立行政法人奄美群島振興開発基金
- 六十七 沖縄科学技術大学院大学学國法（平成二十一年法律第七十六号）附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構
- 六十八 東日本高速道路株式会社
- 六十九 首都高速道路株式会社
- 七十 日本高速道路株式会社
- 七十一 西日本高速道路株式会社
- 七十二 阪神高速道路株式会社
- 七十三 本州四国連絡高速道路株式会社
- 七十四 日本司法支援センター
- 七十五 独立行政法人住宅金融支援機構（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧住宅金融公庫を含む。）

- 七十六 地方公共団体金融機構（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第五条の規定による改正前の地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）第一条の地方公営企業等金融機構及び同法附則第九条第一項の規定により解散した旧公営企業金融公庫を含む。）
- 七十七 地方競馬全国協会
- 七十八 全国健康保険協会
- 七十九 株式会社産業革新機構
- 八十 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）による改正前の株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第一条の株式会社企業再生支援機構を含む。）
- 八十一 日本年金機構
- 八十二 漁船保険中央会
- 八十三 日本商工会議所
- 八十四 全国土地改良事業団体連合会
- 八十五 全国中小企業団体中央会
- 八十六 全国商工会連合会
- 八十七 高圧ガス保安協会
- 八十八 漁業共済組合連合会
- 八十九 軽自動車検査協会
- 九十 小型船舶検査機構
- 九十一 日本銀行
- 九十二 日本弁理士会
- 九十三 原子力発電環境整備機構
- 九十四 東京地下鉄株式会社
- 九十五 日本アルコール産業株式会社
- 九十六 株式会社商工組合中央金庫
- 九十七 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
- 九十八 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）による改正前の原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第一条の原子力損害賠償支援機構を含む。）
- 九十九 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
- 百 株式会社国際協力銀行
- 百一 新関西国際空港株式会社
- 百二 株式会社農林漁業成長産業化支援機構
- 百三 株式会社民間資金等活用事業推進機構
- 百四 株式会社海外需要開拓支援機構
- 百五 地方公共団体情報システム機構
- 百六 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構
- 百七 広域的運営推進機関
- 百八 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構
- 第四十条第一項中（同項に規定する公庫等職員をいう。以下同じ。）及び（同項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）を削り、「長期組合員」の下に（長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。第四十三条第八項において同じ。）を加え、「同項の」を「法第四十条第一項の」に改め、同条第二項中「法第四十条第二項に規定する継続長期組合員が同項第一号又は第二号を」を「継続長期組合員が法第四十条第二項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 継続長期組合員については、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第二百四十四条の規定の適用を受ける職員に係る給料及び報酬に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものを報酬とし、同条の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものを期末手当等とする。

(組合役職員等の報酬等)

第四十条の二 組合役職員（法第四百四十一条第一項に規定する組合役職員をいう。次条第一項及び第三項において同じ。）については、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第二百四十四条の規定の適用を受ける職員に係る給料及び報酬に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものを報酬とし、同条の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものを期末手当等とする。

2 連合会役職員（法第四百四十一条第二項に規定する連合会役職員をいう。次条第二項において同じ。）については、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第二百四十四条の規定の適用を受ける職員に係る給料及び報酬に含まれる手当に相当するものとして法第二百四十一条第二項の規定により総務大臣が指定する組合の運営規則で定めるものを報酬とし、地方自治法第二百四十四条の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる手当に相当するものとして当該組合の運営規則で定めるものを期末手当等とする。

第四十一条第一項を削り、同条第二項中「組合の組合役職員に」を「組合役職員に」に、「費用として法第二百四十一条第三項第二号」を「法第二百四十一条第四項第二号」に改め、「同項の規定により」の下に「それぞれの」を加え、「毎年度」を「組合の毎事業年度」に改め、同項第一号中「組合」の下に「指定都市職員共済組合」を加え、「額に当該」を「額に、当該」に、「組合員」を「第三号厚生年金被保険者」に、「標準給与」を「厚生年金保険標準報酬等合計額」に改め、「組合役職員」の下に「である第三号厚生年金被保険者」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「市町村連合会又は地方公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）及び（法第四百四十一条第二項に規定する連合会役職員をいう。）」を削り、「費用として法第二百四十一条第三項第二号」を「法第二百四十一条第四項第二号」に、「毎年度」を「連合会（法第二百四十一条第二項に規定する連合会をいう。以下同じ。）の毎事業年度」に、「金額」を「組合員」に改め、「組合が」の下に「指定都市職員共済組合」を加え、「額に当該」を「額に、当該」に、「組合員」を「第三号厚生年金被保険者」に、「標準給与」を「厚生年金保険標準報酬等合計額」に、「すべての組合」を「全ての構成組合」に改め、「である連合会役職員」の下に「のうち第三号厚生年金被保険者」を加え、「すべての組合」を「全ての組合」に、「算定するものとする」を「得た額とする」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 警察共済組合の組合役職員に係る法第二百四十一条第四項第二号に掲げる費用のうち法第二百四十一条第三項の規定により国が警察共済組合の毎事業年度において負担すべきこととなる額は、国民年金法第九十四条の四の規定により警察共済組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の二分の一に相当する額に、当該事業年度における警察共済組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する警察共済組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額の割合を乗じて得た額に、更に当該事業年度の初日における警察共済組合を組織する職員（国の職員を含む。）である第三号厚生年金被保険者の総数に対する国の職員である第三号厚生年金被保険者の数の割合を乗じて得た額とする。

第四十一条第四項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、「により」の下に「それぞれの地方公共団体」を加え、「金額」を「額」に改める。

第四十一条の次に次の一条を加える。

(職員引継一般地方独立行政法人等の役職員の報酬等)

第四十一条の二 法第四百四十一条の二の規定により職員とみなされた職員引継一般地方独立行政法人の役職員、法第四百四十一条の三の規定により職員とみなされた定款変更一般地方独立行政法人の役職員及び法第四百四十一条の四の規定により職員とみなされた職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員については、地方独立行政法人法第五十六条第一項において準用する同法第四十八条第一項に規定する報酬又は同法第五十七条第一項に規定する給与のうち、地方自治法第二百四十四条の規定の適用を受ける職員に係る給料及び報酬に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものを報酬とし、同条の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものを期末手当等とする。

第四十二条第五号中「なつた者及び」の下に「法第二百四十四条の三第一項に規定する」を加える。

第四十三条第一項を次のように改める。

国の職員に係る法第二百四十二条第二項の表第二号の項の下欄に掲げる一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、同法第二十二條の規定に基づく給与のうち期末手当及び勤勉手当に相当するものとする。

第四十三条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「この条において同じ。」を「この項において同じ。」に、「同項の」を「法第二百四十四条第一項の」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項各号を次のように改める。

一 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧日本道路公団、旧首都高速道路公団、旧阪神高速道路公団及び旧本州四国連絡橋公団を含む。）

二 独立行政法人労働者健康福祉機構（独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧労働福祉事業団を含む。）

三 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧日本自転車振興会

四 国立研究開発法人理化学研究所（平成二十六年独法整備法第八十七条の規定による改正前の独立行政法人理化学研究所法第二条の独立行政法人理化学研究所及び同法附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。）

五 独立行政法人日本貿易振興機構（独立行政法人日本貿易振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む。）

六 独立行政法人国際観光振興機構（独立行政法人国際観光振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む。）

七 独立行政法人水資源機構（独立行政法人水資源機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。）

八 地方競馬全国協会

九 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）附則第十条第一項の規定により解散した旧日本小型自動車振興会

十 独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団並びに中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧中小企業総合事業団及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧産業基盤整備基金を含む。）

十一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団を含む。）

十二 独立行政法人環境再生保全機構（独立行政法人環境再生保全機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧公害健康被害補償予防協会及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団を含む。）

十三 独立行政法人日本芸術文化振興会（独立行政法人日本芸術文化振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。）

十四 地方公務員災害補償基金

十五 独立行政法人日本学術振興会（独立行政法人日本学術振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会を含む。）

十六 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（平成二十六年独法整備法第八十八条の規定による改正前の独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第三条の独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び同法附則第十条第一項の規定により解散した旧宇宙開発事業団を含む。）

十七 独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金を含む。）

十八 独立行政法人情報処理推進機構（情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百四十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧情報処理振興事業協会を含む。）

十九 預金保険機構

二十 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター

二十一 国立研究開発法人海洋研究開発機構（平成二十六年独法整備法第九十二条の規定による改正前の独立行政法人海洋研究開発機構法第三条の独立行政法人海洋研究開発機構及び同法附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。）

二十二 日本下水道事業団

二十三 独立行政法人国際交流基金（独立行政法人国際交流基金法附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金を含む。）

二十四 総合研究開発機構法を廃止する法律（以下この号において「廃止法」という。）による廃止前の総合研究開発機構法により設立された総合研究開発機構（廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が経過する時までの間におけるものに限る。）

二十五 農水産業協同組合貯金保険機構

二十六 独立行政法人自動車事故対策機構（独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧自動車事故対策センターを含む。）

二十七 独立行政法人空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。）

二十八 独立行政法人国際協力機構（独立行政法人国際協力機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧国際協力事業団を含む。）

二十九 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構

三十 放送大学学園法第三条に規定する放送大学学園（同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。）

三十一 独立行政法人日本学生支援機構（独立行政法人日本学生支援機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会を含む。）

三十二 独立行政法人日本スポーツ振興センター（独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センターを含む。）

三十三 独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二十九号）附則第四条第一項の規定により解散した旧生物系特定産業技術研究推進機構

三十四 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（平成二十六年独法整備法第七十三条の規定による改正前の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第三条の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構及び同法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む。）

三十五 国立研究開発法人科学技術振興機構（平成二十六年独法整備法第八十五条の規定による改正前の独立行政法人科学技術振興機構法第三条の独立行政法人科学技術振興機構及び同法附則第二条第一項の規定により解散した旧科学技術振興事業団を含む。）

三十六 日本私立学校振興・共済事業団

三十七 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人雇用・能力開発機構（同法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構を含む。）

三十八 株式会社日本政策金融公庫法附則第十五条第一項の規定により解散した旧国民生活金融公庫、同法附則第十六条第一項の規定により解散した旧農林漁業金融公庫、同法附則第十七条第一項の規定により解散した旧中小企業金融公庫及び同法附則第十八条第一項の規定により解散した旧国際協力銀行

三十九 株式会社日本政策投資銀行法附則第十五条第一項の規定により解散した旧日本政策投資銀行

四十 独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団を含む。）

四十一 年金積立金管理運用独立行政法人（年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金を含む。）

四十二 銀行等保有株式取得機構

四十三 独立行政法人農畜産業振興機構

四十四 独立行政法人農林漁業信用基金

四十五 独立行政法人勤労者退職金共済機構

四十六 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。）

四十七 独立行政法人福祉医療機構

四十八 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

四十九 独立行政法人労働政策研究・研修機構

五十 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

五十一 独立行政法人医薬品医療機器総合機構

五十二 独立行政法人奄美群島振興開発基金

五十三 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十八号）による改正前の独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第二条の独立行政法人医薬基盤研究所を含む。）

五十四 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（平成二十六年独法整備法第九十七条の規定による改正前の独立行政法人日本原子力研究開発機構法第三条の独立行政法人日本原子力研究開発機構を含む。）

五十五 独立行政法人住宅金融支援機構

五十六 地方公共団体金融機構

五十七 全国健康保険協会

五十八 株式会社産業革新機構

五十九 株式会社地域経済活性化支援機構

六十	日本年金機構
六十一	漁船保険中央会
六十二	日本商工会議所
六十三	全国土地改良事業団体連合会
六十四	全国中小企業団体中央会
六十五	全国商工会連合会
六十六	高圧ガス保安協会
六十七	消防団員等公務災害補償等共済基金
六十八	漁業共済組合連合会
六十九	軽自動車検査協会
七十	小型船舶検査機構
七十一	自動車安全運転センター
七十二	危険物保安技術協会
七十三	関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下この号において「設置管理法」という。）附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法により設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）
七十四	日本電信電話株式会社
七十五	北海道旅客鉄道株式会社
七十六	四国旅客鉄道株式会社
七十七	九州旅客鉄道株式会社
七十八	日本貨物鉄道株式会社
七十九	東日本電信電話株式会社
八十	西日本電信電話株式会社
八十一	原子力発電環境整備機構
八十二	東京地下鉄株式会社
八十三	中間貯蔵・環境安全事業株式会社（日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十号）による改正前の日本環境安全事業株式会社法第一条第一項の日本環境安全事業株式会社を含む。）
八十四	成田国際空港株式会社
八十五	東日本高速道路株式会社
八十六	首都高速道路株式会社
八十七	中日本高速道路株式会社
八十八	西日本高速道路株式会社
八十九	阪神高速道路株式会社
九十	本州四国連絡高速道路株式会社
九十一	日本アルコール産業株式会社
九十二	株式会社日本政策金融公庫
九十三	株式会社商工組合中央金庫
九十四	株式会社日本政策投資銀行
九十五	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
九十六	原子力損害賠償・廃炉等支援機構（原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）による改正前の原子力損害賠償支援機構法第一条の原子力損害賠償支援機構を含む。）
九十七	株式会社国際協力銀行
九十八	新関西国際空港株式会社

九十九	株式会社農林漁業成長産業化支援機構
百	株式会社民間資金等活用事業推進機構
百一	株式会社海外需要開拓支援機構
百二	地方公共団体情報システム機構
百三	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構
百四	広域的運営推進機関
百五	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構
第四十三	条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「掲げる」の下に「一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づく給与のうち」を加え、「給与は、一般職の職員の給与に関する法律」を「ものは、同法」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2	国の職員に係る法第百四十二条第二項の表第二條第一項第五号の項の下欄に掲げる他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、次に掲げる給与とする。
一	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条の規定に基づく寒冷地手当
二	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第十六条第一項の規定に基づく国際平和協力手当
第四十三	条の二中「費用として法第百十三條第三項第一号」を「法第百十三條第四項第一号」に、「のうち同項」を「として法第百四十二條第二項の規定により読み替えて適用する法第百十三條第四項」に、「毎年度」を「警察共済組合の毎事業年度」に、「金額」を「額」に、「額に当該」を「額に、当該」に、「当該組合」を「警察共済組合」に、「組合員」を「第三号厚生年金被保険者」に、「標準給与」を「厚生年金保険標準報酬等合計額」に、「算定するものとする」を「得た額とする」に改める。
第四十四	条の二の前の見出しを削り、同条を次のように改める。
第四十四	条の二（国が負担すべき組合の事務に要する費用の額）
第四十四	条の二 国の職員に係る法第百十三條第五項に規定する費用として法第百四十二條第二項の規定により読み替えて適用する法第百十三條第五項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、国が国家公務員共済組合法第九十九條第五項の規定により負担する金額の算定方法の例により算定した額とする。
第四十四	条の三の前の見出しとして「組合員が国の組合の組合員となつた場合の取扱い」を付し、同条を次のように改める。
第四十四	条の三 組合員又は組合員であつた者が国の組合の組合員となつたときは、組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会）は、総務大臣が財務大臣と協議して定める期限までに、厚生年金保険給付に関し、当該国の組合の組合員となつたときに給付事由が生じたものとしたならばその者に支払ふこととなるべき額及び当該国の組合の組合員となつたときから移換までの利子に相当する額を基礎として総務大臣が財務大臣と協議して定める方法により算定した金額並びに退職等年金給付に関し、当該国の組合の組合員となつたときに給付事由が生じたものとしたならばその者の当該国の組合の組合員となつた日における給付算定基礎額（法第七十七條第一項に規定する給付算定基礎額をいう。第四十五條第三項において同じ。）となるべき額及び当該国の組合の組合員となつたときから移換までの利子に相当する額を基礎として総務大臣が財務大臣と協議して定める方法により算定した金額を、法第百四十三條第三項に規定する政令で定めるところにより算定した金額として、国家公務員共済組合連合会に移換するものとする。

第四十四条の三の次に次の一条を加える。

第四十四条の四

組合員又は組合員であつた者が、国の組合の組合員となり国家公務員共済組合法第二百二十六条の三の規定によりその者に係る厚生年金保険法による老齢厚生年金（第三号厚生年金被保険者期間（同法第二条の五第一項第三号厚生年金被保険者期間とみなされた期間を含む。以下この項及び次条第一項において同じ。）を計算の基礎とする部分に限る。以下この項において「第三号老齢厚生年金」という。）又は障害厚生年金（第三号厚生年金被保険者期間を計算の基礎とする部分に限る。以下この項において「第三号障害厚生年金」という。）が厚生年金保険法による老齢厚生年金（第二号厚生年金被保険者期間（同法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間をい、平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされた期間を含む。以下同じ。）を計算の基礎とする部分に限る。）又は障害厚生年金（第二号厚生年金被保険者期間を計算の基礎とする部分に限る。）とみなされた場合には、厚生年金保険給付に関する規定の適用については、当該みなされた第三号老齢厚生年金又は第三号障害厚生年金は、第三号老齢厚生年金又は第三号障害厚生年金に該当しないものとみなす。

2 組合員又は組合員であつた者が、国の組合の組合員となり国家公務員共済組合法第二百二十六条の三の規定によりその者に係る退職年金又は公務障害年金が同法による退職年金又は公務障害年金とみなされた場合には、退職等年金給付に関する規定の適用については、当該みなされた退職年金又は公務障害年金は、退職年金又は公務障害年金に該当しないものとみなす。

第四十五条第一項を次のように改める。

国の組合の組合員又は国の組合の組合員であつた者が組合員となつたときは、厚生年金保険給付に関する規定の適用については、その者の第二号厚生年金被保険者期間における各月の標準報酬月額及び標準賞与額をその者の第三号厚生年金被保険者期間における当該各月の標準報酬月額及び標準賞与額とみなす。

第四十五条第二項中「国の新法」を「国家公務員共済組合法」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 国の組合の組合員又は国の組合の組合員であつた者（国家公務員共済組合法による退職等年金給付の受給権者を除く。）が組合員となつたときは、退職等年金給付に関する規定の適用については、その者の第二号厚生年金被保険者期間における各月の同法第五十二条に規定する標準報酬の月額及び同法第四十一条第一項に規定する標準期末手当等の額並びに同法第七十五条第一項に規定する付与率及び国の基準利率を、その者の組合員期間における当該各月の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額並びに法第七十七条第一項に規定する付与率及び基準利率とみなす。

3 国の組合の組合員又は国の組合の組合員であつた者（国家公務員共済組合法による退職等年金給付の受給権者に限る。）が組合員となつたときは、退職等年金給付に関する規定の適用については、その者が組合員となつた日における同法第七十五条第一項に規定する給付算定基礎額をその者の同日における給付算定基礎額とみなす。

第四十六条第一項第四号を次のように改める。

四 退職時の標準報酬の月額

第四十六条の次に次の一条を加える。

（任意継続組合員の標準報酬の月額及び標準報酬の日額）

第四十六条の二 任意継続組合員の標準報酬の月額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額とし、その額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）をもつてその者の標準報酬の日額とする。

一 任意継続組合員の退職時の標準報酬の月額（組合員期間、退職時の年齢、その他これらに準ずる事項につき総務大臣が定める要件を備える任意継続組合員については、当該標準報酬の月額からその額に総務大臣の定める割合の範囲内において組合の定款で定める割合を乗じて得た額を控除した額を法第四十三条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして同項の規定により定めた標準報酬の月額）

二 毎年一月一日（一月から三月までの標準報酬の月額にあつては、前年の一月一日）における任意継続組合員の属する組合の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員（任意継続組合員を除く。）の標準報酬の月額の合計額を当該組合員の総数で除して得た額を法第四十三条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして同項の規定により定めた標準報酬の月額

第四十七条を次のように改める。

（任意継続組合員に係る費用の負担の特例）

第四十七条 任意継続組合員の存する組合に係る法第十三条第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	各組合ごとに当該組合を組織する職員		各組合ごとに当該組合を組織する職員（第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員（以下この項及び次項において「任意継続組合員」という。）を含む。）	
	第一項第一号	掛金	掛金（第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続掛金（次号及び次項において「任意継続掛金」という。）を含む。）	掛金（任意継続掛金を含む。）
第二項	組合員の掛金	組合員の掛金（任意継続掛金を含む。）	組合員の掛金（任意継続掛金を含む。）	組合員の掛金（任意継続掛金を含む。）
第二項第一号、第二項第二号	負担金百分の五十	負担金百分の五十	負担金百分の五十（任意継続組合員に係るものにあつては、任意継続掛金百分の百）	負担金百分の五十（任意継続組合員に係るものにあつては、任意継続掛金百分の百）

第四十八条第三項を次のように改める。

3 任意継続掛金は、任意継続組合員の標準報酬の月額を標準として算定するものとし、その標準報酬の月額と任意継続掛金との割合は、組合の定款で定める。

第四十八条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第五十条を次のように改める。

第五十条 任意継続組合員に係る法第五十四条の二、第五十六条第一項、第六十一条第一項、第六十三条第二項、第六十五条第一項及び第六十六条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十四条の二	退職後に生じた場合には、退職の日	第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員（以下第六十六条までにおいて「任意継続組合員」という。）の資格を喪失した後に生じた場合には、任意継続組合員の資格を喪失した日の前日
第五十六条第一項	負傷	負傷（任意継続組合員となつた後における病気及び負傷を含む。以下この款において同じ。）
第六十一条第一項	退職した	任意継続組合員の資格を喪失した

第六十三条第二項	が退職後	が任意継続組合員の資格を喪失した日から起算して
	、退職後	、任意継続組合員の資格喪失後
第六十五条第一項	公務によらないで死亡した	公務によらない死亡（任意継続組合員となつた後における死亡を含む。）をした
第六十六条	が退職後	が任意継続組合員の資格を喪失した日から起算して
	、退職後	、任意継続組合員の資格喪失後
第五十一条中「又は」を「及び」に、「掛金」とありを「任意継続掛金（第百四十四条の二第二項に規定する任意継続掛金をいう。第百四十四条の二十三第二項及び第百四十四条の二十六第二項において同じ。）と」に改め、「第百四十四条の二十六第二項において同じ」を削り、「掛金」とあるのは「第百四十四条の二第二項に規定する」を「掛金等」とあるのは「二」に改める。		
第五十三条を次のように改める。		
（団体組合員に係る長期給付等の取扱い）		
第五十三条 地方職員共済組合の業務上の余裕金で団体組合員（法第百四十四条の三第三項に規定する団体組合員をいう。以下この条及び第六十五条において同じ。）に係るもの管理及び運用又は団体組合員に係る長期給付についての第一条、第十六条第一項、第十六条の二第一項並びに第二十七条第一項及び第四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
第一条	第二条第一項各号	第二条第一項各号（法第百四十四条の三第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第十六条第一項第二号	地方公共団体の一時借入れ	団体（法第百四十四条の三第三項に規定する団体をいう。次条第一項第十号において同じ。）
第十六条の二第二項第十号	地方公共団体の一時借入れ	団体
第二十七条第一項第二号	法第百十一条第一項（法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する懲戒処分（以下この条において「懲戒処分」という。）によつて退職した	地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された
	懲戒処分によつて退職した	地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された
第二十七条第一項第三号	又はこれに相当する	に相当する
第二十七条第一項第四号	第百十一条第一項（法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	第百四十四条の三第二項の規定により読み替えて適用される法第百十一条第一項
第二十七条第四項	懲戒処分	地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により地方公務員の停職に相当する処分を受け若しくは解雇され

第六十五条第一項中「費用として法第百十三条第二項又は第三項」を「法第百十三条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項」に、「負担すべき金額」を「負担すべきこととなる額」に、「金額を」を「額を、それぞれ」に改め、「それぞれ」を削り、同項の表法第百四十四条の三第一項第一号に掲げる団体の項中「市長若しくは市」を「市長（特別区の区長を含む。）若しくは市（特別区を含む。）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により同項の表の上欄に掲げる団体の職員に係る額として同表の下欄に掲げる地方公共団体が地方職員共済組合の毎事業年度において負担すべきこととなる額は、法第百十三条第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定により負担すべきこととなる額にあつては、国民年金法第九十四条の四の規定により地方職員共済組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の二分の一に相当する額に、当該事業年度における地方職員共済組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する当該団体の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額の割合を乗じて得た額とし、法第百十三条第五項の規定により負担すべきこととなる額にあつては、同項に規定する費用の額（団体組合員に係るものに限る。）に、当該事業年度の初日における団体組合員（地方職員共済組合に使用される者である団体組合員を除く。）の総数に対する当該団体の職員である団体組合員の数の割合を乗じて得た額とする。

第六十五条第三項中「負担すべき金額」を「負担すべきこととなる額」に改め、同条第四項中「により」の下に「それぞれの」を加え、「金額」を「額」に改める。

第十章の章名を削る。

第六十五条の次に次の章名を付する。

第十章 雑則

第六十六条を次のように改める。

（資料の提供）

第六十六条 法第百四十四条の二十五の二に規定する政令で定める給付は、次に掲げる給付とする。

一 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付及び平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による年金である給付

二 平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付

三 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付

四 平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付

第六十六条の二を削る。

第六十七条第五項第七号中「第十六条第六項」を「第十六条第四項」に改める。

第六十八条第三号及び第四号を次のように改める。

三 組合員の報酬及び期末手当等並びに厚生年金保険法第三条第一項第三号に規定する報酬及び同項第四号に規定する賞与に関する事項を組合に報告すること。

四 組合員の標準報酬等合計額の総額及び厚生年金保険標準報酬等合計額の総額並びに掛金等に関する事項を組合に報告すること。

第六十八条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を削り、同条第十号中「退職共済年金又は障害共済年金」を「退職年金又は公務障害年金」に改め、同号を同条第八号とし、同条に次の一項を加える。

2 国の職員について前項の規定を適用する場合においては、同項中「地方公共団体」とあるのは、「国」とする。

附則第三条中「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合」を「構成組合」に改め、「当分の間」の下に、「構成組合が」を加え、「これらの組合が」を「災害給付積立金に充てるため」に改める。

附則第四条から第十条までを次のように改める。

第四条から第十条まで 削除

附則第三十条の二中「同項第一号」を「第一号」に、「その給料に係る所要掛金の率（第二十八条第五項及び第六項）を「その所要掛金の率（第二十八条の二第一項及び第二項）に、「給料と」を「標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と」に改め、「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合をいう。以下この条から附則第三十条の二の五までにおいて同じ。」及び「給料に係る所要掛金の率の平均値以上であり、かつ、その期末手当等に係る所要掛金の率（第二十八条第五項及び第六項の規定の例により算定した短期給付及び介護納付金の納付に係る期末手当等と掛金との割合をいう。以下この条及び次条において同じ。」が全ての構成組合に係る期末手当等に係る」を削り、「次に掲げる金額の合算額」を「当該調整組合の当該事業年度における組合員の標準報酬等合計額の総額に当該調整組合の当該事業年度における所要掛金の率（当該所要掛金の率が法附則第十四条の三第一項第二号の基準として定められた率を超えるときは、その率）から当該事業年度の調整基準率（全ての構成組合に係る所要掛金の率の平均値を勘案して市町村連合会が総務大臣の承認を受けて定める率をいう。）を控除して得た率を乗じて得た金額」に改め、同条各号を削る。

附則第三十条の二の二中「同項第二号」を「第二号」に、「給料に係る所要掛金の率が」を「所要掛金の率が」に改め、「給料に係る率を超え、かつ、その期末手当等に係る所要掛金の率が同号の基準として定められた期末手当等に係る」を削り、「次に掲げる金額の合算額」を「当該特別調整組合の当該事業年度における組合員（継続長期組合員、任意継続組合員及び特例退職組合員を除く。）の標準報酬等合計額の総額に当該特別調整組合の当該事業年度における所要掛金の率から当該事業年度における法附則第十四条の三第一項第二号の基準として定められた率を控除して得た率を乗じて得た金額」に改め、同条各号を削る。

附則第三十条の二の五第一項中「法第百十三条第五項に規定する職員団体をいう。」を削り、「特例退職組合員及び特例継続組合員」を「及び特例退職組合員」に、「第一号の二」を「第二号」に、「同条第五項から第七項まで（これらの規定が」を「同条第六項（」に、「給料（法第百十四条第三項及び第四項の規定によりその月の掛金の標準となつた給料をいう。）の額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一）を乗じて得た額の総額とその月の期末手当等（法第百十四条第三項及び第四項の規定によりその月の掛金の標準となつた期末手当等をいう。）の総額との合計額」を「標準報酬等合計額の総額」に「金額を」を「金額を」に改め、同条第二項各号を次のように改める。

一 法附則第十四条の三第一項第一号に掲げる事業及び前条の規定により市町村連合会が行う事業に要する費用 それぞれの月以前三月の組合員の標準報酬等合計額の総額にこれらの事業に要する費用の額を勘案して市町村連合会が定める率を乗じて得た金額に相当する金額の拠出金

二 法附則第十四条の三第一項第二号に掲げる事業に要する費用 それぞれの月以前三月の組合員（継続長期組合員、任意継続組合員及び特例退職組合員を除く。）の標準報酬等合計額の総額に当該事業に要する費用の額を勘案して総務大臣が定める率を乗じて得た金額に相当する金額の拠出金

三 法附則第十四条の三第一項第三号に掲げる事業に要する費用 それぞれの月以前三月の組合員の標準報酬等合計額の総額に当該事業に要する費用の額を勘案して市町村連合会が定める率を乗じて得た金額に相当する金額の拠出金

附則第三十条の二の六の次に次の一条を加える。

（特例退職組合員の標準報酬の日額）

第三十条の二の六の二 特例退職組合員の標準報酬の日額は、その者の標準報酬の月額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）とする。

附則第三十条の二の七を次のように改める。

（特例退職組合員に係る費用の負担の特例）

第三十条の二の七 特定共済組合に係る法第百十三条第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	各組合ごとに当該組合を組織する職員	各組合ごとに当該組合を組織する職員（附則第三十八条第三項に規定する特例退職組合員（以下この項及び次項において「特例退職組合員」という。）を含む。）
第一項第一号	掛金	掛金（附則第十八条第五項に規定する特例退職掛金（次号及び次項において「特例退職掛金」という。）を含む。）
第一項第二号	掛金	掛金（特例退職掛金を含む。）
第二項	組合員の掛金	組合員の掛金（特例退職掛金を含む。）
第二項第一号及び第二号	負担金百分の五十	負担金百分の五十（特例退職組合員に係るものにあつては、特例退職掛金百分の百）

附則第三十条の二の十一を次のように改める。

第三十条の二の十一 特例退職組合員に係る法第五十四条の二、第五十六条第一項、第六十一条第一項、第六十三条第二項、第六十五条第一項、第六十六条及び第六十九条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十四条の二	退職後に生じた場合には、退職の日	附則第十八条第三項に規定する特例退職組合員（以下第六十九条第二項までにおいて「特例退職組合員」という。）の資格を喪失した後に生じた場合には、特例退職組合員の資格を喪失した日の前日
第五十六条第一項	負傷	負傷（特例退職組合員となつた後における病氣及び負傷を含む。以下この款において同じ。）
第六十一条第一項	退職した	特例退職組合員の資格を喪失した
第六十三条第二項	が退職後	が特例退職組合員の資格を喪失した日から起算して
	、退職後	、特例退職組合員の資格喪失後
第六十五条第一項	公務によらないで死亡した	公務によらない死亡（特例退職組合員となつた後における死亡を含む。）をした
第六十六条	が退職後	が特例退職組合員の資格を喪失した日から起算して
	、退職後	、特例退職組合員の資格喪失後
第六十九条第一項	勤務	労務
第六十九条第二項	退職した	特例退職組合員の資格を喪失した

附則第三十条の二の十三中「又は」を「及び」に、「掛金」とあり」を「掛金等」とあるのは「特例退職掛金（附則第十八条第五項に規定する特例退職掛金をいう。第百四十四条の二十三第二項及び第百四十四条の二十六第二項において同じ。）」と改め、「第百四十四条の二十六第二項において同じ」を削り、「掛金」とあるのは「附則第十八条第五項に規定する」を「掛金等」とあるのは「」に改める。

附則第三十条の二の十四中「附則第三十条の二の七」を「附則第三十条の二の六の二」に改める。

附則第三十条の二の十五から第三十条の二の二十二までを削る。

附則第三十条の三の前の見出しを削り、同条及び附則第三十条の四を次のように改める。

（支給の繰上げの請求があつた場合における法第八十九条等の規定の適用）

第三十条の三 法附則第十九条第一項の請求があつた場合における法第八十九条第二項から第四項まで、第九十条第二項から第四項まで、第九十一条第一項及び第三項並びに第九十三条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十九条第二項	給付事由が生じた日から	
	給付事由が生じた日	附則第十九条第一項の請求をした日（以下「繰上げ請求日」という。）から
第八十九条第三項及び第九十条第二項から第九十一条第一項まで	給付事由が生じた日	繰上げ請求日
	給付事由が生じた日から六月以内	請求をする者は、附則第十九条第一項の請求と同時に
第九十一条第一項	給付事由が生じた日	繰上げ請求日
第九十一条第三項及び第九十三条第一項第二号	給付事由が生じた日	繰上げ請求日

（公務障害年金又は公務遺族年金の額の基礎となる終身年金現価率の年齢の特例）

第三十条の四 法第九十八条第一項又は第百四条第一項に規定する組合員又は組合員であつた者が厚生年金保険法附則第八条の二第一項の表の上欄に掲げる者に該当する場合における法附則第二十条の規定の適用については、同条中「五十九歳」とあるのは、「五十九歳（その者が厚生年金保険法附則第八条の二第一項の表の上欄に掲げる者に該当するときは、同表の下欄に掲げる年齢から一年を控除した年齢）」とする。

附則第三十条の四の二から第三十条の十四までを削る。

附則第三十五条の二第二項中「第二十八条、第四十八条及び附則第三十条の二の八」を「第二十八条の二第二項、第四十八条第四項及び附則第三十条の二の八第四項」に、「第二十八条第五項」を「第二十八条の二第二項」に、「第四十八条第五項」を「第四十八条第四項」に改める。

附則第三十七条の二中「第百十三条第三項第一号」を「第百十三条第四項第一号」に改める。

附則第三十八条を次のように改める。

（支出費按分率が適用される間の財政調整拠出金の額の特例）

第三十八条 厚生年金保険法附則第二十三条の規定が適用される間における第三十条の三の規定の適用については、同条中「掲げる標準報酬按分率を乗じて」とあるのは、「掲げる標準報酬按分率に百分の五十を乗じて得た率を乗じて得た額に、当該拠出金算定対象額に地方公務員共済組合連合会に係る同法附則第二十三条第一項の規定により読み替えて適用する同法第八十四条の六第一項に規定する支出費按分率を乗じて得た額を加えて」とする。

附則第五十二条の三及び第五十二条の四を次のように改める。

第五十二条の三及び第五十二条の四 削除

附則第五十二条の六及び第五十二条の七中「同条第五項」を「第二十八条の二第一項」に改める。

附則第五十三条の十二の三を削る。

附則第五十三条の十六から第五十三条の十九の十一までを削る。

附則第五十四条から第六十三条までを次のように改める。

第五十四条から第六十三条まで 削除

附則第六十四条の前に見出しとして「（国の長期組合員であつた者の取扱い）」を付する。

附則第七十二条の三第二項を削る。

附則第七十二条の三の二を削る。

附則第七十二条の五第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とする。

附則第七十二条の六を次のように改める。

第七十二条の六 削除

附則第七十二条の七中「第七十二条の二」を「附則第七十二条の二」に、「前条」を「第七十二条の五」に改める。

附則第七十二条の八の二を削る。

附則第七十三条第一項中「毎年度」を「警察共済組合の毎事業年度」に改め、「当該年度」を削り、同条第二項中「地方公共団体」を「それぞれの地方公共団体」に、「毎年度」を「組合の毎事業年度」に改める。

附則第七十四条第一項中「毎年度」を「組合の毎事業年度」に改め、「組合」の下に「指定都市職員共済組合」を加え、同条第二項中「毎年度」を「当該組合の毎事業年度」に改め、「当該機構等を監督する大臣を経由して」を削る。

附則第七十四条の三を削る。

附則第七十四条の二中「各事業年度」を「毎事業年度」に改め、同条を附則第七十五条とする。

別表第一及び別表第二を削る。

（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第七十九条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（共済法による長期給付に要する費用のうち昭和三十六年四月一日前の期間に係る部分等）」を付し、同条第一項中「掲げる給付」の下に「（組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合にあつては、市町村連合会（共済法第二十七条第一項に規定する市町村連合会をいう。第八十一条第五項において同じ。）。次条において同じ。）が支給するものに限る。以下この条において同じ。）」を加え、同条第三項各号を次のように改める。

一 厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢厚生年金（第三号に掲げるものを除く。）当該老齢厚生年金（第三号厚生年金被保険者（同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）である間に支給されるものを除く。）の額の算定の基礎となつて、以下の三号厚生年金被保険者期間（同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間をいう。以下同じ。）を基礎として同法附則第九条の二第二項の規定の例により算定した額（当該老齢厚生年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とする加給年金額が加算されている場合には、当該加給年金額に相当する額を控除して得た額）に公的負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

一 厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢厚生年金（第三号に掲げるものを除く。）当該老齢厚生年金（第三号厚生年金被保険者（同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）である間に支給されるものを除く。）の額の算定の基礎となつて、以下の三号厚生年金被保険者期間（同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間をいう。以下同じ。）を基礎として同法附則第九条の二第二項の規定の例により算定した額（当該老齢厚生年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とする加給年金額が加算されている場合には、当該加給年金額に相当する額を控除して得た額）に公的負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

二 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（当該老齢厚生年金（第三号厚生年金被保険者である間に支給されるものを除く。）の額（当該老齢厚生年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とする加給年金額が加算されている場合には、当該加給年金額に相当する額を控除して得た額）に公的負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額）

三 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金（当該老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達したとき以後に支給する老齢厚生年金を含む。）当該老齢厚生年金（第三号厚生年金被保険者である間に支給されるものを除く。）の額（六十五歳に達したとき以後に支給する老齢厚生年金にあつては、同条第四項の規定の例により算定するものとした場合の額）（当該老齢厚生年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とする加給年金額が加算されている場合には、当該加給年金額に相当する額を控除して得た額）に公的負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

四 厚生年金保険法による障害厚生年金 当該障害厚生年金の額（当該障害厚生年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とする加給年金額が加算されている場合には、当該加給年金額に相当する額を控除して得た額）に公的負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

五 厚生年金保険法による障害手当金 当該障害手当金の額に公的負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

六 厚生年金保険法による遺族厚生年金 当該遺族厚生年金の額（当該遺族厚生年金が国民年金等経過措置政令第五十八条第三項第十二号に規定する遺族厚生年金であつて、同号に規定する配偶者に支給されるものである場合には、国民年金等経過措置政令第五十六条第三項第四号二に規定する老齢基礎年金の加算額に相当する額を控除して得た額）に公的負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

第七十九条第四項中「組合員期間の月数から追加費用対象期間の月数を控除して得た」を「第三号厚生年金被保険者期間の」に改める。

第七十九条の次に次の一条を加える。

第七十九条の二 組合が支給する厚生年金保険法による保険給付のうち二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る障害厚生年金若しくは障害手当金又は遺族厚生年金（同法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものを除く。）の支給に要する費用について昭和六十年改正法附則第三十三条第一項第一号に規定する昭和三十六年四月一日前の期間（国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受ける者であつた期間に限る。）に係る長期給付（共済法第七十五条第一項各号に掲げる保険給付を含む。以下この条において同じ。）に要する費用に相当するものとして政令で定める部分に相当する額を計算する場合には、当該長期給付の額の計算の基礎となつた第一号厚生年金被保険者期間（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間をいう。）及び第四号厚生年金被保険者期間（厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間をいう。）を、当該長期給付の額の計算の基礎となつた第三号厚生年金被保険者期間とみなして、昭和六十年改正法附則第三十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び前条第一項から第四項までの規定を適用する。

第八十一条第一項中「新共済法」を「共済法」に、「すべて」を「全て」に、「組合員」を「第三号厚生年金被保険者」に、「標準給与」を「厚生年金保険標準報酬等合計額」に、「新施行令第二十九条第一項」を「施行令第二十九条の二第一項第一号」に改め、同条第二項中「組合員」を「第三号厚生年金被保険者」に、「すべて」を「全て」に、「標準給与」を「厚生年金保険標準報酬等合計額」に改め、同条第三項中「新共済法」を「共済法」に、「この条」を「この項及び次項」に、「すべて」を

「全て」に、「組合員」を「第三号厚生年金被保険者」に、「標準給与」を「厚生年金保険標準報酬等合計額」に改め、同条第四項中「すべて」を「全て」に、「組合員」を「第三号厚生年金被保険者」に、「標準給与」を「厚生年金保険標準報酬等合計額」に改め、同条第五項中「新共済法第二十七条第一項に規定する市町村連合会をいう。」を削り、「連合会役職員（新共済法）を「連合会役職員（共済法）に、「すべて」を「全て」に、「組合員」を「第三号厚生年金被保険者」に、「標準給与」を「厚生年金保険標準報酬等合計額」に改める。

第八十二条第一項中「新施行令」を「施行令」に改め、同条第二項中「新施行令」を「施行令」に、「すべて」を「全て」に、「組合員」を「第三号厚生年金被保険者」に、「標準給与」を「厚生年金保険標準報酬等合計額」に改め、同条第三項中「新施行令」を「施行令」に改める。

（社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令の一部改正）

第三条 社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令（平成二十年政令第三十八号）の一部を次のように改正する。

目次及び第一章の章名を削る。

第一条中「及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）を」以下「地共済法」という。に改める。

第二条及び第二章の章名を削る。

第三条に見出しとして「地方公務員等共済組合法の適用範囲に関する特例」を付し、同条第一項中「法第五十八条第一項」を「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（以下「法」という。）第四十九条」に、「合衆国協定」を「社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」に改め、同条第二項中「第五十八条第一項」を「第四十九条」に改め、「以下同じ」を削り、「すべて」を「全て」に、「合衆国実施機関」を「社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第一条1(f)に規定するアメリカ合衆国の実施機関」に改め、同条第四項中「第五十八条第一項又は第二項」を「第四十九条」に改め、「地共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける者」にあつては、地共済法の長期給付に関する規定に限る。以下この項において同じ。」を削り、同条を第二条とする。

第三章及び第四章並びに第五章の章名を削る。

第三十九条中「第七十三条第一項」を「第五十一条第一項」に、「次に」を「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）第九十四条各号に」に改め、同条各号を削り、同条を第三条とする。

第四十条中「第七十三条第一項」を「第五十一条第一項」に、「次に」を「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第九十五条各号に」に改め、同条各号を削り、同条を第四条とする。

第六章を削る。

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令の一部改正）

第四条 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

第二条及び第三条 削除

（国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部改正）

第五条 国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和三十一年政令第七号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第三号中「第四百十二条第五項」を「第四百二十四条第四項」に、「第三条第一項の」を「第三条第一項第三号に規定する」に改める。

（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正）
 第六條 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号の一部を次のように改正する。）

附則第三条第一項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、掲げる年金たる給付を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

一	一年傷病補償金の規定のするに於けるものを除く。	厚生年金保険法（昭和十九年法律第一百五十七号）による厚生年金保險又は被用者年金制度の一元化等を図るため、厚生年金保險法第二十條第一項の表に於ける「昭和十九年四月十	〇・七三
二	一年傷病補償金の規定のするに於けるものを除く。	障害厚生年金等及び障害基礎年金 障害厚生年金等及び障害基礎年金	〇・八二
三	一年障害補償金の規定のするに於けるものを除く。	障害厚生年金等及び障害基礎年金	〇・七三
四	一年障害補償金の規定のするに於けるものを除く。	障害厚生年金等及び障害基礎年金	〇・八二
五	一年遺族補償金の規定のするに於けるものを除く。	厚生年金保險法（昭和十九年法律第一百五十七号）による厚生年金保險又は被用者年金制度の一元化等を図るため、厚生年金保險法第二十條第一項の表に於ける「昭和十九年四月十	〇・八〇
六	一年遺族補償金の規定のするに於けるものを除く。	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	〇・八七

附則第三条第二項中「、当該損害補償を、当該年金たる損害補償に、一から当該損害補償を「から当該年金たる損害補償」に改め、同項の表を次のように改める。

附則第三条第二項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「から当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に改め、同項の表を次のように改める。

[illegible]

五 遺族補償 年金（第二十一条） 規定する公務上の災害に係るものを除く）	二 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となつた死亡について平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十一条第二項に規定する給付のうち遺族共済年金（以下遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済金）による寡婦年金）又は国民年金法による寡婦年金	〇・八四
六 遺族補償 年金（第二十一条） 規定する公務上の災害に係るものを除く）	一 遺族厚生年金等 二 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となつた死亡について平成二十四年一元化法改正前国共済法による遺族共済年金が支給される場合を除く）又は国民年金法による寡婦年金	〇・八九 〇・九二

				一 傷病補償金（第十一年の公定するもの） 二 傷病補償金（第十一年の公定するもの）	
一 旧船員保険法による障害年金	二 旧厚生年金保険法による障害年金	三 旧国民年金法による障害年金	一 国民年金等改正法附則第八十七條第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第六項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）	二 国民年金等改正法附則第七十八條第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第六項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	一 国民年金等改正法附則第八十七條第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第六項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）
○・八九	○・七五	○・八九	○・八九	○・七五	○・七五

[illegible]

附則第三条第四項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、「当該各号に掲げる」の下に「法律による」を加え、同条第五項を次のように改める。

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の上欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当該の間、第五項の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の上欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が二である場合にあっては、その合計額）を三百六十五で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給するものとする。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	〇・七三
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	〇・八六
障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	〇・八八

附則第三条第六項中「この政令の規定にかかわらず、この政令」を「第五条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の上欄に掲げる」の下に「当該」を加え、「がこの政令の規定による」を「当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削る。

（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正）
第七條 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十三年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「二が支給される」を「数が二である」に改め、同項の表を次のように改める。

傷病補償年金	〇・八六
厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年一元化法第六十三号）以下この表において平成二十四年一元化法（以下「附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金」という。）の附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（以下この条において「障害厚生年金等」という。）	〇・八八
国民年金法による障害基礎年金（同法第三十条の四の規定による障害基礎年金及び平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済法等を廃止する法律（平成十三年法律第百一号）附則第二条第二号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。以下この条において同じ。）	〇・七五
昭和六十年法律第三十四号第五号の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）以下この条において「旧船員保険法」という。）による障害年金	〇・七五

昭和六十年法律第三十四号第三号の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この条において「旧厚生年金保険法」という。）による障害年金

障害補償年金	〇・七五
旧国民年金法による障害年金	〇・八九
障害厚生年金等	〇・八三
国民年金法による障害基礎年金	〇・八八
旧船員保険法による障害年金	〇・七四
旧厚生年金保険法による障害年金	〇・七四
旧国民年金法による障害年金	〇・八九
遺族補償年金	〇・八四

厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金（次項において「遺族厚生年金等」という。）

国民年金法による遺族基礎年金（昭和六十年法律第三十四号附則第二十八条第一項の規定による遺族基礎年金及び平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金の事由と同一の事由により支給される遺族基礎年金を除く。次項において同じ。）又は国民年金法による寡婦年金

旧船員保険法による遺族年金	〇・八〇
旧厚生年金保険法による遺族年金	〇・八〇
旧国民年金法による母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	〇・九〇

附則第三条第二項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に、「国民年金法の規定による」を「国民年金法による」に、「厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金」を「遺族厚生年金等」に改め、同条第三項中「二が支給される」を「数が二である」に改め、同項の表を次のように改める。

障害厚生年金等	〇・八六
国民年金法による障害基礎年金	〇・八八
旧船員保険法による障害年金	〇・七五
旧厚生年金保険法による障害年金	〇・七五
旧国民年金法による障害年金	〇・八九

附則第三条第四項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に、「国民年金法の規定による」を「国民年金法による」に改める。

（地方公務員災害補償法施行令の一部改正）
第八條 地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表を次のように改める。

[illegible][illegible]

第四条に次の一項を加える。

3 厚生年金保険法施行令第四条の二第四項第六号イの規定により地方公共団体及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 地方公共団体 当該検察官等である第三号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）に係る同法第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりその月に地方公共団体及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、当該地方公共団体が当該検察官等に支給した報酬（同法第三条第一項第三号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額額の算定に係る同法第二十一条第一項、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十三條の二第一項若しくは第二十三條の三第一項又は第二十四條の規定の例により算定した額とその月に当該地方公共団体が当該検察官等に支給した賞与（同法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該検察官等の標準報酬月額（同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。）の基礎となつた報酬月額とその月に当該検察官等が受けた賞与の額との合計額で除して得た数を乗じて得た額

二 国 当該検察官等である第三号厚生年金被保険者に係る当該地方公共団体及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

第六条の見出し中「の特例」を「等の特例」に改め、同条第一項中「次項及び第七条第一項において」を「以下」に、「地共済法の」を「地共済法第二条第一項及び第四百一条の二並びに地共済令第六十八條第二項の」に改め、「かわらず」の下に、「地共済法第二条第一項第五号中」とし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの」とあるのは「並びに法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定に基づく給与のうちこれらに相当するものとして公立学校共済組合の運営規則で定めるもの」と、同項第六号中「とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるもの」とあるのは「及び法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律又は検察官の俸給等に関する法律の規定に基づく給与（報酬に該当しない給与に限る。）のうちこれらに相当するものとして公立学校共済組合の運営規則で定めるもの」とを加え、「第六章」とあるのは「第六章（第百十六條を除く。）」と、「を」を「第六章」に、「の負担金」とあるのは「の負担金及び国の負担金」と、「の負担金」として」とあるのは「及び国の負担金」として」を「特定地方独立行政法人の職員」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人の職員」と、第六項に規定する職員団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人の負担金及び国」に改め、「機関」の下に「と、第八十二条第一項」とあるのは「第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項」を加え、「とする」を「と、地共済令第六十八條第二項中「国の職員」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十一条の規定により派遣された者」と、「地方公共団体」とあるのは「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」と、「国」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人及び国」とする」に改め、同条第二項第一号中「職員引継一般地方独立行政法人支給給与月額（その月に当該職員引継一般地方独立行政法人が当該検察官等に支給した給与のうち給料（を）を」を「当該職員引継一般地方独立行政法人が当該検察官等に支給した給与のうち報酬（前項の規定により読み替えられた）に、給料をいう。次条第二項第一号において同じ。）に相当するもの

の額に地共済令第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た」を「報酬をいう。）に相当するものの額を基礎として報酬月額額の算定に係る地共済法第四十三條第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項又は同条第十六項の規定の例により算定した」に改め、「期末手当等（」の下に「前項の規定により読み替えられた」を加え、「期末手当等をいう。次条第二項第一号において同じ」を「期末手当等をいう。以下この号において同じ」に、「いう。以下この号において同じ」を合計給与月額（職員引継一般地方独立行政法人支給給与月額と国支給給与月額（第四条第二項に規定する国支給給与月額をいう。次条第二項第一号、第七條第二項第一号及び第十條第三項第一号において同じ。）との合計額をいう。）を「当該検察官等の標準報酬の月額の基礎となつた報酬月額とその月に当該検察官等が受けた期末手当等に相当するものの額との合計額」に改め、同条に次の一項を加える。

3 厚生年金保険法施行令第四条の二第四項第六号ロの規定により職員引継一般地方独立行政法人及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 職員引継一般地方独立行政法人 当該検察官等である第三号厚生年金被保険者に係る厚生年金保険法第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりその月に職員引継一般地方独立行政法人及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、当該職員引継一般地方独立行政法人が当該検察官等に支給した報酬（同法第三条第一項第三号に規定する報酬をいう。次条第三項第一号、第七條第三項第一号及び第十條第四項第一号において同じ。）の額を基礎として報酬月額額の算定に係る同法第二十一条第一項、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十三條の二第一項若しくは第二十三條の三第一項又は第二十四條の規定の例により算定した額とその月に当該職員引継一般地方独立行政法人が当該検察官等に支給した賞与（同法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。以下同じ。）の額との合計額を当該検察官等の標準報酬月額（同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下同じ。）の基礎となつた報酬月額とその月に当該検察官等が受けた賞与の額との合計額で除して得た数を乗じて得た額

二 国 当該検察官等である第三号厚生年金被保険者に係る当該職員引継一般地方独立行政法人及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

第六条の二の見出し中「の特例」を「等の特例」に改め、同条第一項中「次項及び次条第一項において」を「以下」に、「地共済法の」を「地共済法第二条第一項及び第四百一条の四並びに地共済令第六十八條第二項の」に改め、「かわらず」の下に、「地共済法第二条第一項第五号中」とし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの」とあるのは「並びに法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定に基づく給与のうちこれらに相当するものとして公立学校共済組合の運営規則で定めるもの」と、同項第六号中「とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるもの」とあるのは「及び法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律又は検察官の俸給等に関する法律の規定に基づく給与（報酬に該当しない給与に限る。）のうちこれらに相当するものとして公立学校共済組合の運営規則で定めるもの」とを加え、「第六章」とあるのは「第六章（第百十六條を除く。）」と、「を」を「第六章」に、「の負担金」とあるのは「の負担金及び国の負担金」と、「の負担金」として」とあるのは「及び国の負担金」として」を「特定地方独立行政法人の職員」とあるのは「職員引継等合併一

般地方独立行政法人の職員」と、「第六項に規定する職員団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人の負担金及び国」に改め、「機関」の下に」と、「第八十二条第一項」とあるのは「第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項」を加え、「二十三」を「二」と、地共済令第六十八条第二項中「国の職員」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十一条第一項の規定により派遣された者」と「地方公共団体」とあるのは「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」と「国」とあるのは「二職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国」とする」に改め、同条第二項第一号中「職員引継等合併一般地方独立行政法人支給給与月額（その月に）」を削り、「給料に相当するものの額に地共済令第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た」を「報酬（前項の規定により読み替えられた地共済法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。）に相当するものの額を基礎として報酬月額の算定に係る地共済法第四十三条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項又は同条第十六項の規定の例により算定した」に改め、「期末手当等」の下に「（前項の規定により読み替えられた地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。）」を加え、いう。以下この号において同じ。）を合計給与月額（職員引継等合併一般地方独立行政法人支給給与月額と国支給給与月額との合計額をいう。）を「当該検察官等の標準報酬の月額の基礎となつた報酬月額とその月に当該検察官等が受けた期末手当等に相当するものの額との合計額」に改め、同条に次の一項を加える。

3 厚生年金保険法施行令第四条の二第四項第六号ハの規定により職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 職員引継等合併一般地方独立行政法人 当該検察官等である第三号厚生年金被保険者に係る厚生年金保険法第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりその月に職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、当該職員引継等合併一般地方独立行政法人が当該検察官等に支給した報酬の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十一条第一項、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十三條の二第一項若しくは第二十三條の三第一項又は第二十四条の規定の例により算定した額とその月に当該検察官引継等合併一般地方独立行政法人が当該検察官等に支給した賞与の額との合計額を当該検察官等の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額とその月に当該検察官等が受けた賞与の額との合計額で除して得た数値を乗じて得た額

二 国 当該検察官等である第三号厚生年金被保険者に係る当該職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

第七條の見出し中「の特例」を「等の特例」に改め、同条第一項中「地共済法」を「地共済法第四十四条の三第二項、第四十四條の十二及び第四十四條の三十一の一」に、「地共済法第四十四條の三第二項の表第二條第一項第五号の項中「相当するもの」とあるのは「相当するもの及び」を「地共済法第四十四條の三第二項の表第二條第一項第五号の項中「相当するもの」とあるのは「相当するもの並びに」に改め、「第五條第一項に規定する俸給」を削り、「よる俸給に相当する」を「基づく給与のうちこれらに相当するものとして地方職員共済組合の運営規則で定める」に改め、「第十九條の四第一項に規定する期末手当」を削り、「よる期末手当に相当する」を「基づく給与（報酬に該当しない給与に限る。）のうちこれらに相当するものとして地方職員共済組合の運営規則で定める」に、「国の負担金」を「国」に改め、「同表第四十三條第二項第二号の項の下欄中「団体」とあるのは「団体及び国」と、同表第四十三條第二項第三号の項の下欄中「団体」とあるのは「団体及び国」と、同表第四十三條第二項第四号の項の下欄中「団体」とあるのは「団体及び国」とを削り、

第百十四條第三項		主務省令	総務省令
を		第百十三條第二項第三号	地方公共団体
及び第四号			団体

第百十四條第三項		主務省令	総務省令
第百十五條第二項		相当する手当	相当する職手当は百八十二に
に、			
を		第百十三條第二項第三号	地方公共団体
及び第四号			団体
第百十五條第二項		相当する手当	相当する職手当は百八十二に
及び国			

する手当及び国家公務員退職法（昭和二十八年法律第百八号）に基づく退職手当又はこれに相当する手当

支給給与月額（その月に当該団体が当該検察官等に支給した給料）を「当該団体が当該検察官等に支給した報酬（「給料をいう。」の額に地共済令第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た）を「報酬をいう。」の額を基礎として報酬月額の算定に係る地共済法第四十三条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項又は同条第十六項の規定の例により算定した」に改め、「期末手当等をいう。」の下に「。以下この号において同じ。」を加え、いう。以下この号において同じ。）を合計給与月額（団体支給給与月額と国支給給与月額との合計額をいう。）を「当該検察官等の標準報酬の月額の基礎となつた報酬月額とその月に当該検察官等が受けた期末手当等の額との合計額」に改め、同条に次の一項を加える。

3 厚生年金保険法施行令第四条の二第四項第六号ニの規定により団体及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 団体 当該検察官等である第三号厚生年金被保険者に係る厚生年金保険法第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりその月に団体及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、当該団体が当該検察官等に支給した報酬の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十一条第一項、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十三條の二第一項若しくは第二十三條の三第一項又は第二十四条の規定の例により算定した額とその月に当該団体が当該検察官等に支給した賞与の額との合計額を当該検察官等の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額とその月に当該検察官等が受けた賞与の額との合計額で除して得た数値を乗じて得た額

二 国 当該検察官等である第三号厚生年金被保険者に係る当該団体及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

第十條の見出し中「の特例」を「等の特例」に改め、同条第二項中「とし、その他の職員」の下に「については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」を加え、「及びこれ」を「並びにこれら」に、「ものとし、その他の職員」を「もの」に、「とし、その他の職員」とあるのは「」を「準ずるもの」とあるのは「準ずるものとして政令で定めるもの」と、「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与」とあるのは「に」に改め、「第百十三條第二項各号列記以外の部分の項中」の下に「地方公共団体」とあるのは「次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体」と、を加え、「及び国の負担金」とあるのは「を」を「国」とあるのは「第三号に掲げるものは、同号に掲げる割合により、組合員の掛金並びに」に、「の負担金及び国の負担金」を「及び国の」に、「及び第四項」を「から第五項まで」に、「第百十三條第二項第一号から第四号ま

を「第百十三條第二項各号」に、
第百十六條第一項

地方公共団体

第百十六條第一項

地方公共団体の機関

国

を

第百十六條第一項

国
の機関

規定により国

に、

第百十六條第一項

職員団体

規定により国

に、

第百十六條第一項

特定地方独
体

法科大学院設置者及び国の機関

を

第百十六條第一項

方独立行政

法科大学院設置者及び国

を

第百十六條第一項

機関、特定地方独
職員団体

法科大学院設置者及び国の機関

に改め、「と、同表第百四十四條の二第二項

第百十六條第一項

特定地方独立行政
体（第三項におい
体等」という。）

法科大学院設置者及び国

に改め、「と、同表第百四十四條の二第二項

第百十六條第一項

及び第百四十四條の三十一（見出しを含む。）の項中「第百四十四條の二第二項及び第百四十四條の三十一」とあるのは「第百四十四條の三十一」と、「地方公共団体」とあるのは「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」と、「国」とあるのは「法科大学院設置者及び国」を削り、同条第三項第一号中「以下この項」を「以下この条」に、「にすべて」に、「法科大学院設置者支給給与月額（その月に当該法科大学院設置者が当該国の職員に支給した給料）を」を「当該法科大学院設置者が当該国の職員に支給した給料」と、「給料をいう。」の額に地共済令第二十三條第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た」を「報酬をいう。」の額を基礎として報酬月額の算定に係る地共済法第四十三條第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項又は同条第十六項の規定の例により算定した」に改め、「期末手当等をいう」の下に「以下この号において同じを加え、いう」以下この号において同じ。）を合計給与月額（当該国の職員に係るすべての法科大学院設置者支給給与月額）の合算額と国支給給与月額との合計額をいう。」を「当該国の職員の標準報酬の月額の基礎となつた報酬月額とその月に当該国の職員が受けた期末手当等の額との合計額」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同条に次の一項を加える。

4 厚生年金保険法施行令第四條の二第四項第五号の規定により法科大学院設置者及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 法科大学院設置者 当該国の職員である第三号厚生年金被保険者に係る厚生年金保険法第十八條第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりその月に全ての法科大学院設置者及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、当該法科大学院設置者が当該国の職員

に支給した報酬の額を基礎として報酬月額額の算定に係る同法第二十一条第一項、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十三條の二第一項若しくは第二十三條の三第一項又は第二十四條第一條の規定の例により算定した額とその月に当該法科大学院設置者が当該国の職員に支給した賞与の額との合計額を当該国の職員の標準報酬月額額の基礎となつた報酬月額とその月に当該国の職員が受けた賞与の額との合計額で除して得た数乗じて得た額			二 国 当該国の職員である第三号厚生年金被保険者に係る全ての法科大学院設置者及び国が負担すべき保険料の額の合計額から全ての法科大学院設置者に係る前号に定める額を控除した額		
第十一條第一項中「第四十三條第二項」を「第四十二條第二項」に改め、同條第二項中「長期給付」を「退職等年金給付」に改め、同條第四項中「とし、その他の職員」の下に「については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」を加え、「及びこれ」を「並びにこれら」に、「ものとし、その他の職員」を「もの」に、「とし、その他の職員」とあるのは「」を「準ずるもの」とあるのは「」を「準ずるもの」とあるのは「」を「準ずるもの」として政令で定めるもの」ととし、その他の職員については、これらに準ずるもの」とあるのは「」に、「組合員の掛金及び国の負担金」とあるのは「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）に掲げるものは、当該各号」を「国の」とあるのは「第三号に掲げるものは、同号」に、「組合員の掛金」を「組合員の掛金並びに」に、「の負担金及び国の負担金」を「及び国の」に、「及び第四号の項」を「から第五項まで」に、「第百十三條第二項第二号及び第三号」を「第百十三條第二項第三号」に、「第百十六條第一項」			地方公共団体		
第百十六條第一項			国		
を			に、		
置者及び国の機関			院設置者及び国の機関		
置者及び国			を		
院設置者及び国の機関			を		
条第五項の規定により読			に改め、と、同表第百四十四條の二第二項及び第百四十四條の三十一		
れた同條第一項			に改め、と、同表第百四十四條の二第二項及び第百四十四條の三十一		
院設置者及び国			に改め、と、同表第百四十四條の二第二項及び第百四十四條の三十一		

（見出しを含む。）の項中「第百四十四条の二第二項及び第百四十四条の三十一」とあるのは「第百四十四条の三十一」と、「地方公共団体」とあるのは「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」と、「国」とあるのは「法科大学院設置者及び国」を削り、同条第五項中「第一号、第一号の二及び第四号を除く」を「第三号に係る部分に限る」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 前条第四項の規定は、第四項の規定により読み替えられた地共済法第四百二十二条第二項の規定により読み替えられた地共済法第百十六條第一項の規定により法科大学院設置者及び国が負担すべき保険料の額について準用する。

第十二条第二項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める

(国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令の一部改正)

第十一條 國と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令（平成二十六年政令第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「第四十三條第二項」を「第四十二條第二項」に改め、同條第二項中「長期給付」を「退職等年金給付」に改め、同條第四項中「とし、その他の職員」の下に「については、これらに準ずる給付として政令で定めるもの」を加え、「ものとし、その他の職員」を「もの」に「し」とし、その他の職員」とあるのは「し」を「準ずるもの」とあるのは「準ずるものとして政令で定めるもの」ととし、その他の職員については、これらに準ずる給付」とあるのは「し」に、「組合員の掛金及び地方公共団体」を「地方公共団体」に、「組合員の掛金及び国の負担金」を「国の」に、「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）に掲げるものは、当該各号」を「第三号に掲げるものは、同号」に、「掛金」を「掛金及び」に、「の負担金及び国の負担金」を「の」に、「及び第四項」を「から第五項まで」に、「第百十三條第二項第二号及び第三号」を「第百十三條第二項第三号」に、

第百十六條第一項	地方公共団体	国
----------	--------	---

[illegible]

企業	二条第五項の規定により読 られた同条第一項
に改め、「と、同表第四百四十四条の二第二項及び第四百四十四条の三十一	

企業

（見出しを含む。）の項中「第四百四十四条の二第二項及び第四百四十四条の三十一」とあるのは「第四百四十四条の三十一」と、「地方公共団体」とあるのは「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」と、「国」とあるのは「派遣先企業」を削る。

(平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令の一部改正)

第十二条 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項「第四十三條第二項」を「第四十二條第二項」に改め、同条第二項中「長期給付」を「退職等年金給付」に改め、同条第四項中「とし、その他の職員」の下に「については、これららに準ずる給与として政令で定めるもの」を加え、「及びこれ」を「並びにこれら」に「ものとし、その他の職員」を「もの」に「とし、その他の職員」とあるのは「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与とするもの」とあるのと同じと、その他の職員の掛金及び地方公共団体の組合員の掛金とあるのは「に」、「組合員の掛金及び地方公共団体」を「地方公共団体」に、「組合員の掛金及び国の負担金」を「国の」に、「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）に掲げるものは、当該各号」を「第三号に掲げるものは、同号」に、「及び国の負担金」を「及び国の」に、「及び第四項」を「から第五項まで」に、「第一百十三條第二項第二号及び第三号」を「第一百十三條第二項第三号」に、「第一百十六條第一項」地方公共団体　国

[illegible]

員会及び国の機関

二条第五項の規定により読
られた同条第一項

員会及び国

に改め、同条第五項第一号を次のように改める。

一 組織委員会 当該派遣警察庁所属職員等に係る読替え後の地共済法第百十三条第二項第三号の規定によりその月に組織委員会及び国が負担すべき金額の合計額に、組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した報酬（読替え後の地共済法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額額の算定に係る地共済法第四十三條第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項又は同条第十六項の規定の例により算定した額とその月に組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した期末手当等（読替え後の地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣警察庁所属職員等の標準報酬の月額（地共済法第五十四條の二に規定する標準報酬の月額をいう。）の基礎となつた報酬月額とその月に当該派遣警察庁所属職員等が受けた期末手当等の額との合計額で除して得た数を乗じて得た金額

第四条第六項中「地共済令」を「地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 厚生年金保険法施行令第四条の二第四項第七号の規定により組織委員会及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 組織委員会 当該派遣警察庁所属職員等である第三号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。次号において同じ。）に係る同法第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりその月に組織委員会及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した報酬（同法第三条第一項第三号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額額の算定に係る同法第二十一条第一項、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十三條の二第一項若しくは第二十三條の三第一項又は第二十四條第一項の規定の例により算定した額とその月に組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した賞与（同法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣警察庁所属職員等の標準報酬月額（同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。）の基礎となつた報酬月額とその月に当該派遣警察庁所属職員等が受けた賞与の額との合計額で除して得た数を乗じて得た額

二 国 当該派遣警察庁所属職員等である第三号厚生年金被保険者に係る組織委員会及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

（平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令の一部改正）

第十三条 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第四十三條第二項」を「第四十二條第二項」に改め、同条第二項中「長期給付」を「退職等年金給付」に改め、同条第四項中「とし、その他の職員」の下に「については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」を加え、「及びこれ」を「並びにこれら」に「ものとし、その他の職員」を「もの」に「とし、その他の職員」とあるのは「」を「準ずるもの」とあるのは

「準ずるものとして政令で定めるもの」ととし、その他の職員については、これらに準ずる給与」とあるのは「」に、「組合員の掛金及び地方公共団体」を「地方公共団体」に、「組合員の掛金及び国の負担金」を「一の」に、「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）に掲げるものは、当該各号」を「第三号に掲げるものは、同号」に、「及び国の負担金」を「及び国の」に、「及び第四項」を「から第五項まで」に、「第百十三條第二項第二号及び第三号」を「第百十三條第二項第三号」に、

第百十六條第一項

地方公共団体

国

第百十六條第一項	
地方公共団体の機関	国の機関
規定により地方公共団体	規定により国
職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）	職員団体

第百十六條第一項	
地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体	組織委員会及び
地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体	組織委員会及び

第百十六條第一項	
地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体	組織委員
第八十二條第一項	第八十二 み替えら
地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）	組織委員

会及び国の機関
条第五項の規定により読
れた同条第一項

に改め、同条第五項第一号を次のように改める。

一 組織委員会 当該派遣警察庁所属職員等に係る読替え後の地共済法第百十三條第二項第三号の規定によりその月に組織委員会及び国が負担すべき金額の合計額に、組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した報酬（読替え後の地共済法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額額の算定に係る地共済法第四十三條第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項又は同条第十六項の規定の例により算定した額とその月に組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した期末手当等（読替え後の地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣警察庁所属職員等の標準報酬の月額（地共済法第五十四條の二に規定する標準報酬の月額をいう。）の基礎となつた報酬月額とその月に当該派遣警察庁所属職員等が受けた期末手当等の額との合計額で除して得た数を乗じて得た金額

第三条第六項中「地共済令」を「地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 厚生年金保険法施行令第四号の二第四項第八号の規定により組織委員会及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 組織委員会 当該派遣警察庁所属職員等である第三号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。次号において同じ。）に係る同法第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりその月に組織委員会及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した報酬（同法第三条第一項第三号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十一条第一項、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十三條の二第二項若しくは第二十三條の三第一項又は第二十四條第一項の規定の例により算定した額とその月に組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した賞与（同法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣警察庁所属職員等の標準報酬月額（同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。）の基礎となつた報酬月額とその月に当該派遣警察庁所属職員等が受けた賞与の額との合計額で除して得た数を乗じて得た額

二 国 当該派遣警察庁所属職員等である第三号厚生年金被保険者に係る組織委員会及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

（地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令の廃止）

第十四条 地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成十七年政令第八十三号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

2 （健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）の一部を次のように改正する。）

附則第二十七条中「第九条の規定による改正後の」及び「（以下「新地共済令」という。）を削り、「及び第五項並びに地方公務員等共済組合法施行令」を「第二十八條の二第一項及び」に、「新地共済令」を「同令」に、「以下同じ」を「次条第一項及び附則第三十条の二において同じ」に、「同条第五項及び地方公務員等共済組合法施行令」を「同令第二十八條の二第一項及び」に改める。

附則第五十三条第一項中「新地共済令」を「第九条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令（以下「新地共済令」という。）に改める。

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

総務大臣 山本 早苗

法務大臣 上川 陽子

財務大臣 麻生 太郎

文部科学大臣 下村 博文

(平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金の受給権者が支給を受けることができる年金である給付)

第二百二十四条 平成二十四年一元化法附則第七十二条第五項に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金である給付であつて、公務（改正後平成八年厚民法等改正法附則第四条に規定する旧適用法人の業務を含む。）による障害又は死亡を支給事由とするもの以外のものとする。

一 改正前地共済法による職域加算額

二 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付（平成二十三年地共済改正法附則第二十三条第一項第一号及び第二号に規定する年金である給付を除く。）

を除く。

三 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金

四 旧地共済法による年金である給付

五 改正前国共済法による職域加算額

六 平成二十四年一元化法附則第三十

七 平成二十四年一元化法附則第四十

八 旧国共済法による年金である給付

九 改正後厚生年金保険法による年金

九 改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）（併給年金の支給を受けることができる場合における平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金の額の特例）

年金の額の特例

第二百二十五条 平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金の受給権者（なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の四の二若しくはなお効力を有する改正前国共済法第九十一条の二の規定の適用を受ける者又は改正後厚生年金保険法第六十四条の二の規定の適用を受ける者（平成二十四年一元化法附則第六十五条年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条年金、第三号厚生年金又は第二号厚生年金の受給権者に限る。）を除く。）が前条に規定する年金である給付の支給を併せて受けることができる場合における平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	若しくは障害基礎年金又は改正前地共済法による職域加算額とする。）	、附則第六十五條第一項及び第六十九條	又は障害基礎年金
第三項	が控除調整下限額	と併給年金の額との合計額が控除調整下限額	、当該控除後の退職共済年金の額に控除調整下限額と当該合計額との差額に相当する額を加えた額

第二百二十六条 前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項の規定及び平成二十四年一元化法附則第七十二条第二項の規定による控除が行われる場合（当該控除に係る前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十二条第三項に規定する併給年金（以下この項において「併給年金」という）のいずれかが、第五十八条第三項に規定する控除対象年金である場合に限る。）であつて、前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則

第七十二条第一項の規定及び平成二十四年一元化法附則第七十二条第二項の規定による控除後の平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金の額（以下この項において「控除後退職共済年金総額」という。）と第五十八条第四項に規定する年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額（以下この項において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額より少ないときは、前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十二条第三項の規定にかかわらず、控除後退職共済年金額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率（前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項の規定又は平成二十四年一元化法附則第七十二条第二項の規定による控除前の平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金の額と第五十八条第四項に規定する年金額控除規定の適用前の併給年金の額との合計額から控除後年金総額を控除して得た額に対する前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項に規定する退職共済年金控除額の割合をいう。）を乗じて得た額に相当する額を加えた額をもって平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金の額とする。

2

国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「より少ない」とあるのは「から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額より少ない」と、「控除調整下限額」とあるのは「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額」とする。

から国民

第二百二十七条 第二十五条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項に規定する併給年金（旧地共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金並びに旧地共済法による遺族年金及び通算遺族年金、旧国共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金並びに旧国共済法による遺族年金及び通算遺族年金並びに改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）のうち遺族厚生年金に限る。以下この条において同じ。）について遺族支給特別規定が適用される場合には、遺族支給特別規定を適用した後に当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該併給年金の額とみなして、第二百二十一条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十二条の規定及び前条の規定を適用する。

（加給年金額に相当する額の支給が停止されている場合における平成二十四年一元化法附則第六十条五條退職共済年金の額の特例）

第二百二十八条

条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算されることとなる場合における平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金について第十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六條第六項の規定により当該加給年金額に相当する部分の支給が停止されることとなる場合における平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項及び第三項の規定並びに第二百二十六條第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成二十四年元 化法附則第七 十二條第一項	の額（ 附則第六十五 條第一項	の額から改正後厚生年金保険法の規定を適用した りば改正後厚生年金保険法第四十四條第一項の規定に より加算されることとなる額（第三項において「加給年 金額相当額」という）を控除して得た額（
同項		これら

平成二十四年一 元化法附則第七 十二条第三項	が控除調整下限額 をもって	から加給年金額相当額を控除した額が控除調整下限額 に当該加給年金額相当額を加えた額をもって
	という。)が	という。)から加給年金額相当額(改正後厚生年金保険法 四十四条第一項の規定により加算されることとなる額を いう。)を控除した額が
第二百二十六条第 一項	をもって	に当該加給年金額相当額を加えた額をもって

2 平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金の支給を受ける者が前項に規定する場合に該
当することとなったとき、又は該当しないこととなったときは、当該平成二十四年一元化法附則第
六十五条退職共済年金の額を改定する。

(追加費用対象期間を有する者で控除期間等の期間を有するものに係る平成二十四年一元化法附則
第六十五条退職共済年金の額の特例)

第二百二十九条 控除期間等の期間(平成二十四年一元化法附則第六十九条第一項に規定する控除期間
等の期間をいう。以下同じ。)を有する者(地共済組合員等期間が二十年以上である者に限る。)に対
する平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「附則第六十
五条第一項」とあるのは、「附則第六十五条第一項及び第六十九条」と、同項中「附則第六十
五条第一項」とあるのは「月数から附則第六十九条第一項に規定する控除期間等の期間の月数
を控除した月数」とする。

(加給年金額に相当する額の支給が停止されている場合における平成二十四年一元化法附則第六十
五条障害共済年金の額の特例)

第二百三十条 改正後厚生年金保険法の規定を適用するとしなければ改正後厚生年金保険法第五十条の
二第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算されることとなる場合における平成二十四
年一元化法附則第六十五条年金のうち障害共済年金について改正後厚生年金保険法の規定を適用す
るとしたならば同項の規定によりその者について加算が行われることとなる配偶者が老齢厚生年金
(その年金額の算定の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。)、障害厚
生年金若しくは国民年金法による障害基礎年金又は改正後厚生年金第三号の七各号に掲げる年金であ
る給付の支給を受けることができる場合における平成二十四年一元化法附則第七十三条第一項及び
第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、
それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	障害共済年金の額 ()	障害共済年金の額から改正後厚生年金保険法の規定を適 用するとしなければ改正後厚生年金保険法第五十条の二 第一項の規定により加算されることとなる額(第三項に おいて「加給年金額相当額」という。)を控除して得た額 ()
	は、同項	は、附則第六十五条第一項及び第六十九条
第三項	同項の規定により	これらの規定により
	が控除調整下限額 をもって	から加給年金額相当額を控除した額が控除調整下限額 に当該加給年金額相当額を加えた額をもって

2 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金のうち障害共済年金の支給を受ける者が前項に規定す
る場合に該当することとなったとき、又は該当しないこととなったときは、当該障害共済年金の額
を改定する。

(追加費用対象期間を有する者で控除期間等の期間を有するものに係る平成二十四年一元化法附則
第六十五条障害共済年金の額の特例)

第三百三十一条 控除期間等の期間を有する者(地共済組合員等期間が二十五年以上である者に限る。)
に対する平成二十四年一元化法附則第七十三条第一項の規定の適用については、同項中「は、同項」
とあるのは「は、同項及び附則第七十条」と、「同項の規定により」とあるのは「これらの規定によ
り」と、「月数」とあるのは「月数から附則第六十九条第一項に規定する控除期間等の期間の月数
(その月数が地共済組合員等期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した
月数)を控除した月数」とする。

(平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の受給権者が支給を受けることができる年金
である給付)

第三百三十二条 平成二十四年一元化法附則第七十四条第五項に規定する政令で定める年金である給付
は、次に掲げる年金である給付とする。

一 改正前地共済法による職域加算額

二 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付
(平成二十三年地共済改正法附則第二十三条第一項第一号及び第二号に規定する年金である給付
を除く。)

三 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金

四 旧地共済法による年金である給付

五 改正前国共済法による職域加算額

六 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付

七 平成二十四年一元化法附則第四十一条年金

八 旧国共済法による年金である給付

九 改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付(第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。)

(併給年金の支給を受けることができる場合における平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共
済年金の額の特例)

第三百三十三条 平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の受給権者(改正後厚生年金保険
法第六十四条の二の規定の適用を受ける者を除く。)が前条に規定する年金である給付の支給を併せ
て受けることができる場合における平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項及び第三項の規定
の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表
の下欄に掲げる字句とする。

第一項	若しくは遺族基礎 年金又は改正前地 共済法による職域 加算額 とする。)	又は遺族基礎年金 とする。)と併給年金 (第五項に規定する政令で定める年 金である給付をいう。第三項において同じ。)の額との合 計額
	は、同項	は、附則第六十五条及び第六十九条
第三項	同項の規定により	これらの規定により
	が控除調整下限額 、控除調整下限額	と併給年金の額との合計額が控除調整下限額 、当該控除後の遺族共済年金の額に控除調整下限額と当 該合計額との差額に相当する額を加えた額

第百三十四条 前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項の規定及び平成二十四年一元化法附則第七十四条第二項の規定による控除が行われる場合（当該控除に係る前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項に規定する併給年金（以下この項において「併給年金」という。）のいずれかが、第五十八条第三項に規定する控除対象年金である場合に限る。）であつて、前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項の規定及び平成二十四年一元化法附則第七十四条第二項の規定による控除後の平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の額（以下この項において「控除後遺族共済年金額」という。）と第六十七条第三項に規定する年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額（以下この項において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額より少ないときは、前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条第三項の規定にかかわらず、控除後遺族共済年金額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率（前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項に規定する控除前遺族共済年金額と第六十七条第三項に規定する年金額控除規定の適用前の併給年金の額との合計額から控除後年金総額を控除して得た額に対する前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項に規定する遺族共済年金控除額の割合をいう。）を乗じて得た額に相当する額を加えた額をもつて平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の額とする。

2 国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「より少ない」とあるのは「から国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額より少ない」と、控除調整下限額」とあるのは「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額」とする。

第百三十五条 第百三十三条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項に規定する併給年金（旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金、旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金及び改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）のうち老齢厚生年金に限る。以下この条において同じ。）について第十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条第六項の規定が適用される場合には、同項の規定を適用した後に当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該併給年金の額とみなして、第百三十三条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条の規定及び前条の規定を適用する。

（妻に対する加算額に相当する額の支給が停止されている場合における平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の額の特例）

第百三十六条 改正後厚生年金保険法の規定を適用するものとならば改正後厚生年金保険法第六十二条第一項又は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定により加算が行われることとなる場合における平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金について、その受給権者である妻が、組合員若しくは組合員であつた者の死亡について国民年金法の規定による遺族基礎年金の支給を受けることができる場合、改正後厚生年金保険法第六十二条第一項の規定によりその金額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることができる場合又は国民年金法の規定による障害基礎年金若しくは旧国民年金法の規定による障害年金若しくは昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることができる場合における平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項及び第三項の規定並びに第百三十四条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項	の額（		は、同項	同項の規定により	が控除調整下限額	をもちて	平成二十四年一元化法附則第七十四条第三項
第百三十四条第一項	の額から被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律等による長期給付金の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第百三十六条第一項に規定する規定により加算されることとなる額（第三項において「加算額相当額」という。）を控除して得た額（	は、附則第六十五条第一項及び第六十九条	これらの規定により	から加算額相当額を控除した額が控除調整下限額	に当該加算額相当額を加えた額をもちて	から第百三十六条第一項に規定する規定により加算されることとなる額（以下この項において「加算額相当額」という。）を控除した額が控除調整下限額	第百三十四条第一項

2 平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の支給を受ける者が前項に規定する場合に該当することとなつたとき、又は該当しないこととなつたときは、当該平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の額を改定する。

（追加費用対象期間を有する者で共済控除期間等の期間を有するものに係る平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の特例）

第百三十七条 控除期間等の期間を有する者（地共済組合員等期間が二十五年以上である者に限る。）の遺族に対する平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項の規定の適用については、同項中「は、同項」とあるのは「は、同項及び附則第七十一条」と、「同項の規定により」とあるのは「これらの規定により」と、「月数」とあるのは「月数から附則第六十九条第一項に規定する控除期間等の期間の月数（その月数が地共済組合員等期間の月数から三ヶ月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を控除した月数」とする。

（昭和六十年国民年金等改正法等の規定により退職共済年金及び遺族共済年金の支給を併せて受ける場合における年金の額の特例）

第百三十八条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十条第五項の規定により退職年金とみなされた平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金又は改正後厚生年金保険法の規定を適用するものとならば昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定が適用されることとなる場合における平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金の受給権者がなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十条第四項、なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第四十一条又は昭和六十年国民年金等改正法附則第五十六条第六項の規定により平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）のうち遺族厚生年金の支給を併せて受けることができる場合における第百二十五条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項及び第三項並びに第百三十三条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項の規定並びに第百二十六条第一項及び第百三十四条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

[illegible]

第百三十九条 平成十六年地共済改正法附則第十七条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成十六年地共済改正法第四条の規定による改正前の地方公務員等共済組合（以下「共済組合」という。）の規約は、第七十六条の二の規定、なお効力を有する改正前平成十六年国共済改正法附則第十八条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前平成十六年国共済改正法第五条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第七十四条の二の規定又は平成十六年国民年金法等改正法附則第四十四条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成十六年国民年金法等改正法第十二条による改正前の厚生年金保険法第三十八条の二の規定により旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。以下この条において同じ。）のうち老齢厚生年金の受給権者が旧地共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金、旧国共済職域加算遺族共済年金、旧国共済職域加算遺族共済年金又は平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付、平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金の支給を併せて受けることができる場合における第百二十五条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項及び第三項並びに第百三十三条の規定並びに第百二十六条第一項及び第百三十四条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百二十五条の規定により読みかへられた平成十四年法律第一二二条第三項	第百二十五条の規定により読みかへられた平成十四年法律第一二二条第三項	の額	の額	の額の二分の一に相当する額
と併給年金	相当する	の額の二分の一に相当する額と併給年金	の額の二分の一に相当する額と併給年金	の額の二分の一に相当する額と併給年金

第百三十四条第 一項	適用後の併給年金 の額	適用後の併給年金の額（旧地共済職域加算遺族給付に あつては、その額の三分の二に相当する額とし、旧地共 済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六 十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金若しくは 職年金、旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一 元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退 職年金、旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一 元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退 職年金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職 年金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職金 若しくは通算退職年金又は改正後厚生年金保険法によ る年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生 年金のうちの老齢厚生年金にあつては、その額の二分 の一に相当する額とする）	適用後の併給年金の額（旧地共済職域加算遺族給付に あつては、その額の三分の二に相当する額とし、旧地共 済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六 十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金若しくは 職年金、旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一 元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退 職年金、旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一 元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退 職年金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職 年金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職金 若しくは通算退職年金又は改正後厚生年金保険法によ る年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生 年金のうちの老齢厚生年金にあつては、その額の二分 の一に相当する額とする）
第百三十四条第 二項	控除後年金総額を 年金の額との合計額を	控除後年金総額と年金額控除規定の適用後の併給 年金の額との合計額を	控除後年金総額と年金額控除規定の適用後の併給 年金の額との合計額を

額を基礎として財務大臣が定める額を加えた額とする。次項において同じ。このうちいずれが多い額が控除前控除調整下限額を超えるときは、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金、同項に規定する給付のうち遺族共済年金、第三号遺族厚生年金及び平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の額は、次の各号に掲げる年金である給付の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 当該退職共済年金が第五十八条第三項に規定する控除対象年金でない場合 退職共済年金額算定規定により算定した額

ロ 当該退職共済年金が第五十八条第三項に規定する控除対象年金である場合 退職共済年金額算定規定により算定した額から当該算定した額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合には、第五十五条に規定する乗じて得た額を加えた額とする。以下このロにおいて「控除前退職共済年金額」という。）を組合員期間の月数で除して得た額の百分の二十に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額又は控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を乗じて得た額を加えた額とする。

二 平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金 老齢厚生年金額算定規定により算定した額から当該算定した額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合には、第百二十三条に規定する乗じて得た額を、改正前地共済法による職域加算額が支給される場合にはその額を、それぞれ加えた額とする。以下このイにおいて「控除前退職共済年金額」という。）を地共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額又は控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を乗じて得た額を加えた額とする。

三 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 当該遺族共済年金が第五十八条第三項に規定する控除対象年金でない場合 第一号に定める額又は前号に定める額を基礎として遺族共済年金額算定規定により算定した額

ロ 当該遺族共済年金が第五十八条第三項に規定する控除対象年金である場合 第一号に定める額又は前号に定める額となお効力を有する改正前地共済法第九十九条の二第一項第一号の規定の例により算定した額から当該算定した額を組合員期間の月数（改正前地共済法第九十九条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が三百月未満であるときは、三百月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額又は当該算定した額の百分の十に相当する額のいずれか少ない額を控除した額とを基礎として遺族共済年金額算定規定の例により算定した額

四 第三号遺族厚生年金 第一号に定める額又は第二号に定める額を基礎として遺族厚生年金額算定規定により算定した額

五 平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金 第一号に定める額又は第二号に定める額と改正前厚生年金保険法第六十条第一項第一号の規定の例により算定した額から当該算定した額（改正前地共済法による職域加算額が支給される場合には、その額を加えた額）を地共済組合員等期間の月数（改正後厚生年金保険法第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金にあつては、当該月数が三百月未満であるときは、三百月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額又は当該算定した額の百分の十に相当する額のいずれか少ない額を控除した額を基礎として遺族厚生年金額算定規定の例により算定した額

2 前項の場合において、控除後退職共済年金等の額（同項第一号に定める額、第三号厚生年金のうち老齢厚生年金について、老齢厚生年金額算定規定により算定した額（第三号厚生年金のうち老齢厚生年金の受給権を有しない者については、零とする。）及び同項第二号に定める額の合計額をいい、改正前地共済法による職域加算額が支給される者については、その額を加えた額とし、退職特例年

金給付が支給される者については、老齢厚生年金相当額を加えた額とする。以下この項において同じ。）と控除後遺族共済年金等の額（前項第三号に定める額、同項第四号に定める額又は同項第五号に定める額をいい、改正前地共済法による職域加算額が支給される者については、その額を加えた額とし、遺族特例年金給付の受給権を有する者については、控除後遺族厚生年金相当額を加えた額とする。以下この項において同じ。）のいずれもが控除調整下限額より少ないときは、前項の規定にかかわらず、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金、同項に規定する給付のうち遺族共済年金、第三号遺族厚生年金及び平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 控除前退職共済年金等の額が控除前控除調整下限額を超え、かつ、控除前遺族共済年金等の額が控除前控除調整下限額以下である場合 次のイからホまでに掲げる年金である給付の区分に応じ、当該イからホまでに定める額

イ 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金 控除後控除調整下限額（第三号厚生年金のうち老齢厚生年金（以下この項において「第三号老齢厚生年金」という。）の受給権を有する場合には当該第三号老齢厚生年金の額を、退職特例年金給付が支給される場合には老齢厚生年金相当額を、それぞれ控除した額）

ロ 平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金 控除後控除調整下限額（退職特例年金給付が支給される場合には、老齢厚生年金相当額を控除した額）

ハ 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金 前項第三号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額

二 第三号遺族厚生年金 控除後控除調整下限額を基礎として遺族厚生年金額算定規定により算定した額

ホ 平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金 前項第五号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族厚生年金額算定規定に定める遺族厚生年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額

二 控除前退職共済年金等の額が控除前控除調整下限額以下であり、かつ、控除前遺族共済年金等の額が控除前控除調整下限額を超える場合 次のイからホまでに掲げる年金である給付の区分に応じ、当該イからホまでに定める額

イ 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金 前項第一号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後遺族共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額又は遺族厚生年金の額又は遺族厚生年金額算定規定に定める遺族厚生年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額

ロ 平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金 前項第二号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後遺族共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額又は遺族厚生年金額算定規定に定める遺族厚生年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額

ハ 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金 控除後控除調整下限額（遺族特例年金給付が支給される場合には、控除後遺族厚生年金相当額に控除後控除調整下限額から控除後遺族共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額を除いた額。二及びホにおいて同じ。）

二 第三号遺族厚生年金 控除後控除調整下限額

ホ 平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金 控除後控除調整下限額

三 控除前退職共済年金等の額及び控除前遺族共済年金等の額がともに控除前控除調整下限額を超えている場合であつて、控除後退職共済年金等の額が控除後遺族共済年金等の額を超える場合次のイからホまでに掲げる年金である給付の区分に応じ、当該イからホまでに定める額

イ 平成三十二年元化法附則第六十一条第三項に規定する給付のうち退職共済年金 控除後控除調整下限額(第三号老齢厚生年金の受給権を有する場合には当該第三号老齢厚生年金の額を、退職特例年金給付が支給される場合には老齢厚生年金相当額を、それぞれ控除した額)

口平成二十四年一元化法附則第六十五條退職共済年金控除後控除調整下限額（退職特例年金給付が支給される場合には、老齢厚生年金相当額を控除した額）

八 平成三十四年一元化法附則第六十一条第三項に規定する給付のうち遺族共済年金前項第三号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が

二 第三号遺族厚生年金 控除後控除調整下限額を基礎として遺族厚生年金額算定規定により算定した額

ホ 平成三十四年一元化法附則第六十五條遺族共済年金 前項第五号に定める額に 控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族厚生年金額算定規定に定める遺族厚生年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額

四 控除前退職共済年金等の額及び控除前遺族共済年金等の額がともに控除前控除調整下限額を超えている場合であつて、控除後退職共済年金等の額が控除後遺族共済年金等の額以下である場合次のイからホまでに掲げる年金である給付の区分に応じ、当該イからホまでに定める額

イ 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金 前項第一号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後遺族共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額又は遺族厚生年金額算定規定に定める遺族厚生年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額

口 平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金 前項第二号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後遺族共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額又は遺族厚生年金額算定規定に定める遺族厚生年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところによる算定した額を加えた額

ノ平成二十四年元月付法附則第六十一條第一項に規定する給付のニシテ遺族共済年金 控除後控除調整下限額（遺族特例年金給付が支給される場合には、控除後遺族厚生年金相当額に控除後控除調整下限額から控除後遺族共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額を除いた額。二及びホにおいて同じ。）

二 第三号遺族厚生年金 控除後控除調整下限額

平成二十四年一元化法附則第六十五條遺族共濟年金 控除後控除調整下限額

前二項の規定により算定された平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、第三号遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金（以下この条において「遺族共済年金等」という。）の支給を受ける者がなお効力を有する改正前地共済法第九十九条の七第一項第二号から第五号まで又は改正後厚生年金保険法第六十三条第一項第二号から第五号までのいづれかに該当することにより当該遺族共済年金等を受ける権利を失ったときは、当該遺族共済年金等と併せて支給されていた平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の額又は平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金の額を改定する。

4 共済控除期間等の期間を有する者（組合員期間又は地共済組合員等期間が二十年以上である者に限る。）に対する前三項の規定の適用については、第一項第一号から「月数」とあるのは「月数から控除した月数」を有する改正前地共済施行法第十三条第一項に規定する共済控除期間等の期間の月数を」と、同項第二号中「月数」とあるのは「月数から平成二十四年一元化法附則第百六十九条第一項に規定する控除期間等の期間の月数を控除した月数」とする。

5 共済控除期間等の期間を有する者（組合員期間又は地共済組合員等期間が二十五年以上である者に限る。）の遺族に対する第一項から第三項までの規定の適用については、第一項第三号口中「月数」とあるのは「月数からなお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条第一項に規定する共済控除期間等の期間の月数（その月数が組合員期間の月数から「三百月」を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を控除した月数」と、同項第五号中「三百月」とあるのは「月数から平成二十四年二月七付財第六十九号第一頁に規定する控除期間等の期間の月数（その月数が地共済組合員十四年二月七付財第六十九号第一頁に規定する控除期間等の期間の月数（その月数が地共済組合員

員等期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数を「とする。」

6 前各項の規定は、改正前地共済法による退職共済年金等及び改正前地共済法による遺族共済年金等（な効力を有する改正前地共済法第九十九条の第二項又はな効力を有する改正前厚生年金保険法第六十条第二項の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[illegible]

第二項第一号	控除前遺族共済年金等支給額が零となる	控除前遺族共済年金等支給額が零となる	給付の受給権を有する者に遺族を加えて、生年相当地族を以て下この項のいずれも同じ。）
第二項第二号	控除前退職共済年金等の額と控除前遺族共済年金等支給額との合計額	控除前退職共済年金等の額と控除前遺族共済年金等支給額との合計額	控除前遺族共済年金等支給額が零となる
第二項第二号ハ	前項第三号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額と控除後遺族共済年金等支給額との合計額を控除して得た額を基礎として算定した額を加えた額	前項第三号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額と控除後遺族共済年金等支給額との合計額を控除して得た額を基礎として算定した額を加えた額	控除後控除調整下限額から控除後遺族共済年金等支給額との合計額を控除して得た額を基礎として算定した額を加えた額
第二項第二号ニ	前項第四号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額と控除後遺族共済年金等支給額との合計額を控除して得た額を基礎として算定した額を加えた額	前項第四号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額と控除後遺族共済年金等支給額との合計額を控除して得た額を基礎として算定した額を加えた額	控除後控除調整下限額から控除後遺族共済年金等支給額との合計額を控除して得た額を基礎として算定した額を加えた額
第二項第二号ホ	前項第五号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額と控除後遺族共済年金等支給額との合計額を控除して得た額を基礎として算定した額を加えた額	前項第五号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額と控除後遺族共済年金等支給額との合計額を控除して得た額を基礎として算定した額を加えた額	控除後控除調整下限額から控除後遺族共済年金等支給額との合計額を控除して得た額を基礎として算定した額を加えた額
第二項第三号	及ばず、控除前遺族共済年金等支給額が零となる	及ばず、控除前遺族共済年金等支給額が零となる	及ばず、控除前遺族共済年金等支給額が零となる
	控除後遺族共済年金等支給額が零となる	控除後遺族共済年金等支給額が零となる	控除後遺族共済年金等支給額が零となる

[illegible]

8 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、第二号厚生年金のうち老齢厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金及び平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、第三号遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の受給権者（なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の四の二又は改正後厚生年金保険法第六十四条の二の規定の適用を受ける者に限る。）に対する平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、第三号遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の額は、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金を平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金と、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金を平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金とそれぞれみなして、第一項から第六項までの規定を適用した場合に算定される額とする。

9 改正前地共済法第八十条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金又は改正後厚生年金保険法の規定を適用するとしなければ改正後厚生年金保険法第四十四条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算されることとなる場合における平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金について第一項（第六項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合における平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の額の算定その他の前各項の規定の適用について必要な事項は、総務省令で定める。

10 第一項（第六項において準用する場合を含む。）及び第六項に規定する「改正前地共済法による退職共済年金等」とは、なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の二第一項第二号に規定する退職共済年金等をいう。

11 第一項（第六項において準用する場合を含む。）に規定する「改正前地共済法による遺族共済年金等」とは、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金若しくは第三号遺族厚生年金をいう。

12 第一項（第六項において準用する場合を含む。）に規定する「退職共済年金額算定規定」とは、なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項及び第二項、第八十条第一項及び第二項、第八十条の二第四項並びに附則第二十四条の二第四項及び第二十六条第十項の規定、なお効力を有する改正前地共済法第十三条の規定、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十六条第一項及び第四項並びに第十七条第二項の規定並びになお効力を有する改正前地共済令附則第七十二条の三第一項の規定をいう。

13 第一項及び第二項（これらの規定を第六項において準用する場合を含む。）に規定する「老齢厚生年金額算定規定」とは、改正後厚生年金保険法第四十三条第一項、第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の三第四項並びに附則第七条の三第四項及び第十三条の四第四項の規定並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第五十九条第二項及び第六十条第二項の規定をいう。

14 第一項及び第二項（これらの規定を第六項において準用する場合を含む。）に規定する「老齢厚生年金相当額」とは、みなし組合員期間に係る平均標準報酬月額を基礎として第十二項に規定する退職共済年金額算定規定の例により算定した額（改正後平成八年厚年法等改正法附則第三十三条第五項に規定する職域相当額があるときは、当該職域相当額を控除して得た額とする。）をいう。

15 第一項及び第二項に規定する「遺族共済年金額算定規定」とは、なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の二第一項の規定、なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の二第二項の規定並びに、第六項において準用する第一項及び第二項に規定する「遺族共済年金額算定規定」とは、なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の二第二項の規定、なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の二第二項の規定並びに、第六項において準用する第一項及び第二項に規定する「遺族共済年金額算定規定」とは、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第一項及び第二項の規定をいう。

16 第一項及び第二項に規定する「遺族厚生年金額算定規定」とは、改正後厚生年金保険法第六十条第一項の規定並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項並びに第七十四条第一項及び第二項の規定をいい、第六項において準用する第一項及び第二項に規定する「遺族厚生年金額算定規定」とは、なお効力を有する改正前厚生年金保険法第六十条第一項及び第二項の規定並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項並びに第七十四条第一項及び第二項の規定をいう。

17 第一項から第三項まで（これらの規定を第六項において準用する場合を含む。）、第七項、第八項及び第十一項に規定する「第三号遺族厚生年金」とは、第三号厚生年金のうち遺族厚生年金をいう。

18 第一項及び第二項（これらの規定を第六項において準用する場合を含む。）に規定する「控除前控除調整下限額」とは、控除調整下限額から、特例年金給付の受給権を有する場合には改正後平成九年国共済経過措置政令第十七条の三の三第一項に規定する控除前遺族特例年金給付額、改正後平成九年国共済経過措置政令第十七条の三の三第二項に規定する控除前遺族特例年金給付額又は改正後平成九年国共済経過措置政令第十七条の四の二第二項に規定する控除前特例年金給付額を、国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合には当該老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を、それぞれ控除した額をいう。

19 第二項（第六項において準用する場合を含む。）に規定する「控除後遺族厚生年金相当額」とは、みなし組合員期間に係る平均標準報酬月額を基礎として第一項第三号の例により算定される額（改正後平成八年厚年法等改正法附則第三十三条第五項に規定する職域相当額があるときは、当該職域相当額を控除した額）を基礎として総務大臣が定める額をいう。

20 第二項（第六項において準用する場合を含む。）に規定する「控除後控除調整下限額」とは、控除調整下限額から、特例年金給付の受給権を有する場合には改正後平成九年国共済経過措置政令第十七条の三の三第三項第一号に規定する控除後退職特例年金給付額、改正後平成九年国共済経過措置政令第十七条の三の三第三項第二号に規定する控除後遺族特例年金給付額又は改正後平成九年国共済経過措置政令第十七条の四の二第三項に規定する控除後特例年金給付額を、国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合には当該老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を、それぞれ控除した額をいう。

21 第十四項及び第十九項に規定する「みなし組合員期間」とは、改正後平成八年厚年法等改正法附則第三十一条第一号に規定する被保険者期間とみなされた組合員期間をいう。

第六節 費用の負担等に関する経過措置

（平成二十四年一元化法附則第五十六条、第六十条、第六十一条及び第六十五条の規定により支給する一時金である給付及び年金である給付等に要する費用）

第百四十二条 平成二十四年一元化法附則第七十五条第四号に規定する政令で定める費用は、改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第七十九条、第八十条、第八十四条及び第八十五条の規定の例により算定した額を合算した額とする。

2 平成二十四年一元化法附則第七十五条第四号の規定により国又は地方公共団体が毎年度において負担すべき額の算定及びその地方公務員共済組合への払込みについては、改正前昭和六十一年経過措置政令第八十一条から第八十三条までの規定の例による。

第百四十三条 地方公共団体は、地方公務員共済組合の毎事業年度において、平成二十四年一元化法附則第五十六条、第六十条、第六十一条及び第六十五条の規定により支給する一時金である給付及び年金である給付に係る当該地方公務員共済組合の事務に要する費用（国の職員（改正後地共済法第百四十二条第一項に規定する国の職員をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）について、国が改正後国共済法第九十九条第五項の規定により負担する金額の算定方法の例により総務大臣が定めるところにより算定した額を負担する。

2 前項の場合においては、改正後地共済法第百十六条及び改正後地共済令第三十条の二の二の規定を準用する。

3 国は、警察共済組合の毎事業年度において、平成二十四年一元化法附則第五十六条、第六十条、第六十一条及び第六十五条の規定により支給する一時金である給付及び年金である給付に係る警察共済組合の事務に要する費用（国の職員に係るものに限る。）について、国が毎年度の予算で定める額を負担する。

4 前項の場合においては、改正後地共済法第四百十二条第二項の規定により読み替えられた改正後地共済法第百十六条第一項の規定及び改正後地共済法第百十六条第二項の規定を準用する。
(地方の組合の経過的長期給付)

第四百四十四条 平成二十四年一元化法附則第七十五条の二第二項に規定する政令で定める給付は、次

一 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち公務等による障害共済年金及び公務等による遺族共済年金

二一旧地共済法による年金である給付のうち旧地共済法第八十六条第二項に規定する公務による障害年金及び旧地共済法第九十三条第一号の規定による公務による遺族年金

三 旧地共済法による年金である給付（前号に掲げる給付及び旧地共済法第百三十七条第二項第号の規定によりその額が算定された給付を除く。）の額の百分の十に相当する給付

四 昭和四十年年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十三号）附則第七條の規定によりなお従前の例により支給される退職一時金並びに昭和六十年地共済改正法附則第十二條の規定によりなお従前の例により支給される脱退一時金及び特例死亡一時金並びに昭和六十年地共済改正法附則第三百三十一條の規定によりなお従前の例により支給される返還一時金及び死亡一時金の額の百十分の十に相当する給付

五 平成二十四年一元化法附則第五十六條第一項の規定による障害一時金のうち同項においてその例によることとされる改正前地共済法第九十八條第二号の規定の例により算定した額の百分の二百に相当する給付

六 改正前地共済施行法第三条及び第三条の二の規定による給付（平成二十四年一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する政令で定める費用）

第四百四十五条 平成二十四年一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する政令で定める費用は、同項に規定する地方の組合の経過の長期給付（以下「地方の組合の経過の長期給付」という。）に係る事務に要する費用（第四百四十三条第一項又は第三項の規定により地方公共団体又は国が負担するものを除く。）とする。

（地方の組合の経過的長期給付組合積立金の積立て）
 改正後地共済令第十五条第三項及び第四項の規定は、平成二十四年二元化法附則第七百四十六條

十五條の第二項に規定する地方の組合の経過的長期給付組合積立金（以下「地方の組合の経過的長期給付組合積立金」という。）の積立てについて準用する。

(地方の組合の経過的長期給付組合積立金等の管理及び運用)
 改正後地共済令第十六条の二及び第十六条の三(改正後地共済令第二十條において準
 第四百四十七條

用する場合を含む。）の規定は、組合における地方の組合の経過的長期給付組合積立金その他の地方の組合の経過的長期給付に係る業務上の余裕金の管理及び運用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後地共済令の規定中同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十六条の二の見出し	厚生年金保険給付組合積立金等資金	経過の長期給付組合積立金等資金
------------	------------------	-----------------

金付及組乙並職等年金給
合積立金等資

第十六条の二第
一
項

厚生年金保険給付組合積立金等資
組積立金等資
付組合積立金等資
金

経過的等の長期給付組合積立金等資金（被用者年金制度のある）
元（平成二十四年四月法律第六十三号）
法律第二十一年地方自治法第三十條の五
第一項に規定する地方自治法の組合の経過的長期給付組合の積

第十六条の二 第一項第十一号	厚生年金保険給付組合積立金等資金	立金及びその他の地方の組合の経過の長期給付に係る業務上の余裕金をいう。以下この条において同じ。
	厚生年金保険給付組合積立金等資金	

は退職等年金給付	は地方の組合の経過的長期給付（平成二十四年一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付をいう。）
----------	--

退職等年金給付組合積立金等資金	經過の長期給付組合積立金等資金
-----------------	-----------------

厚生年金保険給付に係る経理
厚生年金保険給付に係る経理及び退職等年金給付に係る経理

第十六条の二第 三項	及び退職等年金給 付組合積立金等資 金 、退職等年金給付組合積立金等資金及び地方の組合の経 過的長期給付組合積立金等資金
---------------	--

第十六条の二第	厚生年金保険給付	金	経過的長期給付組合積立金等資金
---------	----------	---	-----------------

四項
組合積立金等資金
及び退職年金給
付組合積立金等資

改正後地方公共団体の法及び地方公務員法の規定は、地方公共団体連合会における平	金
--	---

(以下「地方の組合の経過長期給付調整積立金」という。その他の地方の組合の経過長期給付調整積立金」)

に係る業務上の余裕金の管理及び運用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後地共済令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替

えるものとする。

第十六條の二の
見出し
組合生年金保險給付
組立年金等資金
及び退職年金給
付
經過の長期給付調整積立金等資金

金	付組合積立金等資
---	----------

第十六条の二第二項

組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合、労働者組合及び農林漁業協同組合）	地方公務員共済組合連合会
--	--------------

木市職員共済組合及び
本市職員共済組合以下こ

じの条において同	
----------	--

厚生年金保険給付組合積立金等資金（被用者年金制度の一元化的長期給付調整積立金等資金）を円化するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第三号）の二

金付及組合積立金等資
二第二項に規定する地方の組合の経過的長期給付調整積

立金及びその他の地方の組合の経過的長期給付に係る業務上の余裕金をいう。以下この条において同じ。

第十六条の二第一項第三号ロ	組合	地方公務員共済組合連合会
第十六条の二第一項第四号	組合員	全ての組合の組合員
第十六条の二第一項第十号	地方公共団体の一時借入れ	組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。）又は市町村連合会の借入れ
第十六条の二第一項第十一号	厚生年金保険給付組合積立金等資金	厚生年金保険給付調整積立金等資金及び退職等年金給付調整積立金等資金
	は退職等年金給付	は地方の組合の経過の長期給付（平成二十四年一元化法の附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過の長期給付をいう。以下この条において同じ。）
	退職等年金給付組合積立金等資金	経過の長期給付調整積立金等資金
	厚生年金保険給付に係る経理	厚生年金保険給付に係る経理及び退職等年金給付に係る経理
第十六条の二第三項	組合は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金	地方公務員共済組合連合会は、厚生年金保険給付調整積立金等資金及び経過の長期給付調整積立金等資金
第十六条の二第四項	組合の厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金	地方公務員共済組合連合会の経過の長期給付調整積立金等資金
第十六条の三	組合	地方公務員共済組合連合会

（地方の組合の経過の長期給付組合積立金等の当初額の積立て）

第百四十八条 改正前地共済法第二十四条（改正前地共済法第三十八条第一項において準用する場合を含む。第百五十三条において同じ。）に規定する積立金のうち、その額から平成二十七年厚年経過措置政令第百十三条の規定により組合に係る実施機関積立金（改正後厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金をいう。以下この条において同じ。）として積み立てられたものとみなされた額を控除した額に相当する部分は、総務省令で定めるところにより、施行日において、地方の組合の経過の長期給付組合積立金として積み立てられたものとみなす。

2 改正前地共済法第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金のうち、その額から平成二十七年厚年経過措置政令第百十三条の規定により地方公務員共済組合連合会に係る実施機関積立金として積み立てられたものとみなされた額を控除した額に相当する部分は、総務省令で定めるところにより、施行日において、地方の組合の経過の長期給付調整積立金として積み立てられたものとみなす。

（地方の組合の経過の長期給付に要する資金の交付）

第百四十九条 改正後地共済法第二十一条の二第二項の規定は、地方の組合の経過の長期給付に要する資金について準用する。

（地方の組合の経過の長期給付に係る収入）

第百五十条 平成二十四年一元化法附則第七十六条第二項に規定する政令で定める収入は、当該事業年度における地方の組合の経過の長期給付の事務に要する費用に係る収入その他の総務大臣が定めるものとする。

（地方の組合の経過の長期給付に係る支出）

第百五十一条 平成二十四年一元化法附則第七十六条第三項に規定する政令で定める支出は、当該事業年度における地方の組合の経過の長期給付に係る支出その他の総務大臣が定めるものとする。

第百五十二条 改正後地共済法第三十条の六第一項から第三項まで及び第五項の規定は、平成二十四年一元化法附則第七十六条第一項の規定による国家公務員共済組合連合会に対する経過の長期給付に係る拠出金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後地共済法第三十条の六の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	法第百十六条の三第一項（第四号を除く。）	平成二十四年一元化法附則第七十六条第一項
第二項	地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額	地方の経過の長期給付に係る概算拠出金の額
第三項	地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額	地方の経過の長期給付に係る概算拠出金の額
第四項	法第百十六条の三第一項（第四号を除く。）	平成二十四年一元化法附則第七十六条第一項
第五項	国家公務員共済組合法施行令第二十八条第一項	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第百四十八条において準用する国家公務員共済組合法施行令第二十八条第一項
第六項	国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額	国の経過の長期給付に係る概算拠出金の額
第七項	国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額	国の経過の長期給付に係る概算拠出金の額
第八項	国家公務員共済組合法第百二条の三第一項（第四号を除く。）	平成二十四年一元化法附則第五十条第一項

第四章 厚生年金保険給付及び退職等年金給付に関する経過措置

第百五十三条 改正前地共済法第二十四条に規定する積立金のうち、その額から第百四十八条第一項の規定により地方の組合の経過の長期給付組合積立金として積み立てられたものとみなされる額を控除した額に相当する部分は、総務省令で定めるところにより、施行日において、改正後地共済法第二十四条（改正後地共済法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する厚生年金保険給付組合積立金として積み立てられたものとみなす。

2 改正前地共済法第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金のうち、その額から第百四十八条第二項の規定により地方の組合の経過の長期給付調整積立金として積み立てられたものとみなされる額を控除した額に相当する部分は、総務省令で定めるところにより、施行日において、改正後地共済法第三十八条の八第一項に規定する厚生年金保険給付調整積立金として積み立てられたものとみなす。

(改正後地共済法による退職年金の支給要件に関する経過措置)

第百五十四条 当分の間、改正後地共済法第八十八条第一項の規定の適用については、同項中「組合員期間」とあるのは、「組合員期間（平成二十七年十月一日に引き続かない被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第二十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間を除く。）」とする。

(退職等年金給付に関する規定を適用しない者等に関する経過措置)

第百五十五条 当分の間、改正後地共済法の退職等年金給付に関する規定は、地方公務員共済組合の組合員のうち平成二十四年一元化法附則第六六条の規定による改正後の社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第四百四号）第二十四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者となしないうる者については、適用しない。

2 平成二十七年地共済改正令第三条の規定による改正後の社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令（平成二十年政令第三十八号）第二条第三項の規定は、改正後地共済法の退職等年金給付に関する規定の適用について準用する。

(公務傷病に係る初診日が行日以後にある場合の公務障害年金の額の特例)

第百五十六条 平成二十四年改正法附則第六六条第三項の規定により改正後地共済法第九十八条の規定による公務障害年金の額を算定する場合における同条第一項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とする。ただし、当該額が被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第二十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と同法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間を基礎として同法附則第六十六條第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三條の規定による改正前の第八十七條第一項第二号又は第二項第二号の規定の例により算定した額よりも少ないときは、当該額を公務障害年金の額として支給する」とする。

(公務傷病に係る初診日が行日以後にある場合の公務遺族年金の額の特例)

第百五十七条 平成二十四年改正法附則第六六条第四項の規定により改正後地共済法第四十条の規定による公務遺族年金の額を算定する場合における同条第一項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とする。ただし、当該額が被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第二十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と同法附則第六十五條第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間を基礎として同法附則第六十六條第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三條の規定による改正前の第九十九條の二第一項第一号イ(2)又はロ(2)（これらの規定を同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の例により算定した額よりも少ないときは、当該額を公務遺族年金の額として支給する」とする。

(実施機関積立金の基本方針に関する経過措置)

第百五十八条 組合は、平成二十四年一元化法附則第二十八條第三項の規定により管理運用の方針が定められたときは、施行日前においても、改正後地共済法第二百二條の四の規定の例により、同条第一項に規定する基本方針（次項において「基本方針」という。）を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において改正後地共済法第二百二條の四の規定により定められ、公表されたものとみなす。

(退職等年金給付調整積立金の管理及び運用の方針に関する基本方針に係る経過措置)

第百五十九条 総務大臣は、施行日前においても、改正後地共済法第二十七條の二の規定の例により、同条第一項に規定する基本方針（次項において「基本方針」という。）を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において改正後地共済法第二十七條の二の規定により定められ、公表されたものとみなす。

(地方の組合の経過的長期給付調整積立金の管理及び運用の方針に関する基本方針)

第百六十条 改正後地共済令第二十七條の二の規定は、地方の組合の経過的長期給付調整積立金について準用する。この場合において、同条第一項中「退職等年金給付組合積立金」とあるのは、「平成二十四年一元化法附則第七十五條の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付組合積立金」と、法第二百二條の十第二項各号」とあるのは、「平成二十四年一元化法附則第七十五條の三において準用する法第二百二條の十第二項各号」と読み替えるものとする。

(地方の組合の経過的長期給付調整積立金の管理及び運用の方針に関する基本方針に係る経過措置)

第百六十一条 総務大臣は、施行日前においても、前条において読み替えて準用する改正後地共済令第二十七條の二の規定の例により、前条において読み替えて準用する改正後地共済令第二十七條の二第一項に規定する基本方針（次項において「基本方針」という。）を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において前条において準用する改正後地共済令第二十七條の二の規定により定められ、公表されたものとみなす。

第五章 その他の経過措置

(災害給付積立金に係る標準報酬等合計額に関する経過措置)

第百六十二条 改正後地共済令第十八條の規定は、平成二十八年一月十日以後に同条の払込みの期限が到来する災害給付積立金（地方公務員等共済組合法第三十六條第一項に規定する災害給付積立金をいう。以下この条において同じ。）の払込みについて適用し、平成二十七年十月十日以前に改正後地共済令第十八條の払込みの期限が到来する災害給付積立金の払込みについては、なお従前の例による。

(育児休業等を終了した際の標準報酬の月額の改定に関する経過措置)

第百六十三条 改正後地共済法第四十三條第十二項及び第十三項の規定は、平成二十七年十月一日以後に終了した同条第十二項に規定する育児休業等について適用する。

(産前産後休業を終了した際の標準報酬の月額の改定に関する経過措置)

第百六十四条 改正後地共済法第四十三條第十四項及び第十五項の規定は、平成二十七年十月一日以後に終了した同条第十四項に規定する産前産後休業について適用する。

(高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に係る標準報酬の月額に関する経過措置)

第百六十五条 改正後地共済令第二十三條の三の四第一項及び第二十三條の三の七第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行われた療養に係る高額療養費及び高額介護合算療養費の支給について適用し、施行日前に行われた療養に係る高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

(休業給付に係る標準報酬の日額等に関する経過措置)

第百六十六条 改正後地共済法第六十八條第一項、第六十九條第一項、第七十條、第七十條の二第一項及び第三項、第七十條の三第一項及び第三項並びに第七十一條の規定は、施行日以後に給付事由が生じた休業給付（地方公務員等共済組合法第五十三條第一項第八号から第十号の三までに掲げる給付（これらに係る附加給付を含む。）をいう。以下この条において同じ。）のうち施行日前に退職した者に支給される附加給付及び第九号に掲げる給付（以下この条において「施行日前退職者に係る傷病手当金等」という。以外のものについて適用し、施行日前に給付事由が生じた休業給付及び施行日以後に給付事由が生じた施行日前退職者に係る傷病手当金等については、なお従前の例による。）（災害給付に係る標準報酬の月額に関する経過措置）

(災害給付に係る標準報酬の月額に関する経過措置)

第百六十七条 改正後地共済法第七十二條及び第七十三條の規定は、施行日以後に給付事由が生じた災害給付（地方公務員等共済組合法第五十三條第一項第十一号から第十三号までに掲げる給付（これらに係る附加給付を含む。）をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前に給付事由が生じた災害給付については、なお従前の例による。

(育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用の公的負担に係る標準報酬等合計額に関する経過措置)

第百六十八条 施行日の属する地方公務員共済組合の事業年度における改正後地共済令第二十九條第一項及び第四十三條の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる改正後地共済令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十九条第一		組合の毎事業年度	平成二十四年一元化法の施行の日（第四十三条の二において「施行日」という。）の属する組合の事業年度
当該事業年度における当該	標準報酬等合計額の総額に対する	平成二十七年四月から九月までの標準報酬給付（掛金の標準報酬給付）の総額と同年	平成二十七年四月から九月までの標準報酬給付（掛金の標準報酬給付）の総額と同年
標準報酬等合計額の総額	標準報酬等合計額の総額	平成二十七年四月から九月までの標準報酬給付（掛金の標準報酬給付）の総額と同年	平成二十七年四月から九月までの標準報酬給付（掛金の標準報酬給付）の総額と同年
額に、当該事業年度における	額に、当該事業年度における	額に、	額に、
警察共済組合の毎事業年度	警察共済組合の毎事業年度	施行日の属する警察共済組合の事業年度	施行日の属する警察共済組合の事業年度
第四十三条の二	の合算額	の合算額	の合算額

（基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の公的負担に係る厚生年金保険標準報酬等合計額に関する経過措置）

第百六十九条 施行日の属する地方公務員共済組合の事業年度において改正後地共済法第百十三条第四項第二号に掲げる費用のうち同項の規定によりそれぞれの地方公共団体が負担すべきこととなる額は、改正後地共済令第二十九条の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる地方公務員共済組合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

地方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この号及び次項において同じ。）次に掲げる額の合計額

平成二十七年厚労省経過措置政令第百十五条の規定により当該地方公務員共済組合が負担する

こととなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額に、平成二十七年四月から九月までの当該地方公務員共済組合の組合員の標準給与（掛金の標準となる給料（改正前地共済法第百十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた改正前地共済法第二条第一項第五号に規定する給料をいう。）の額に地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職の職員である組合員の給料の料に対する給与の月額平均的な割合を基礎として総務省令で定める数値（特別職の職員等（改正前地共済法第十八条に規定する特別職の職員等）をいう。）である組合員については、一）を乗じて得た額と掛金の標準となる期末手当等（改正前地共済法第百十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた改正前地共済法第二条第六号に規定する期末手当等をいう。）の額との合計額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の総額に対する平成二十七年四月から九月までの次に掲げる額の合計額の割合を乗じて得た額

(1) 当該地方公共団体の職員（改正後地共済法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）である組合員の標準給与の総額

(2) 当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下この項において「同」の職員である組合員の標準給与の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額）に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）

(3) 当該地方公共団体を公庫等職員（改正後地共済法第百四十条第一項に規定する公庫等職員をいう。以下この項において同じ。）となるため退職した継続長期組合員（改正後地共済法第百四十条第二項に規定する継続長期組合員をいう。以下この項において同じ。）の標準給与との総額

(4) 当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人（改正後地共済法第四百十一條の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）の職員引継の標準給与の総額（当該職員引継一般地方独立行政法人の職員が二以上である場合にあっては、当該職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与を勘案して総額に当該地方公共団体が当該職員引継一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）

(5) 当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人（改正後地共済法第四百十一條の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）の職員である組合員の標準給与の総額（当該定款変更一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額に当該地方公共団体が当該定款変更一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）

(6) 当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人（改正後地共済法第四十一條の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）の職員である組合員の標準給与の総額（当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額に当該地方公共団体が当該職員引継等合併一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）

口 平成二十七年厚年経過措置政令第百十五条の規定により当該地方公務員共済組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額に、平成二十七年十月から平成二十八年三月までの当該地方公務員共済組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額（改正後地共済令第二十九条の二第一項第一号に規定する厚生年金保険標準報酬等合計額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の総額に対する平成二十七年十月から平成二十八年三月までの次に掲げる額の合計額の割合を乗じて得た額

(1) 当該地方公共団体の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額

(2) 当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）

(3) 当該地方公共団体を公庫等職員となるため退職した継続長期組合員のうち第三号厚生年金被保険者であるものの厚生年金保険標準報酬等合計額の総額

(4) 当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額（当該職員引継一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員引継一般地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）

(5) 当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額（当該定款変更一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該定款変更一般地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該定款変更一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）

(6) 当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額（当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継等合併一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）

二 指定都市職員共済組合 次に掲げる額の合計額

イ 平成二十七年厚年経過措置政令第百十五条の規定により指定都市職員共済組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額に、平成二十七年四月から九月までの指定都市職員共済組合の組合員の標準給与の総額に対する前号イ(1)から(6)までに掲げる額の合計額の割合を乗じて得た額

ロ 平成二十七年厚年経過措置政令第百十五条の規定により全市町村職員共済組合連合会が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額に、平成二十七年十月から平成二十八年三月までの全ての新構成組合（改正後地共済法第二十七条第二項に規定する構成組合をいう。次項において同じ。）の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する前号ロ(1)から(6)までに掲げる額の合計額の割合を乗じて得た額

三 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合 次に掲げる額の合計額

イ 平成二十七年厚年経過措置政令第百十五条の規定により全市町村職員共済組合連合会が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額に、平成二十七年四月から九月までの全ての旧構成組合（改正前地共済法第二十七条第二項に規定する構成組合をいう。次項において同じ。）の組合員の標準給与の総額に対する第一号イ(1)から(6)までに掲げる額の合計額の割合を乗じて得た額

2 前項に規定するもののほか、施行日の属する地方公務員共済組合の事業年度において組合役職員（改正後地共済法第百四十一条第一項に規定する組合役職員をいう。以下この項において同じ。）に係る改正後地共済法第百四十一条第二号に掲げる費用のうち同項の規定によりそれぞれの地方公共団体が負担すべきこととなる額は、改正後地共済法第四十一条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる地方公務員共済組合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 地方公務員共済組合 次に掲げる額の合計額

イ 平成二十七年厚年経過措置政令第百十五条の規定により当該地方公務員共済組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額に、平成二十七年四月から九月までの当該地方公務員共済組合の組合員の標準給与の総額に対する当該地方公務員共済組合の組合役職員である組合員の標準給与の総額を乗じて得た額に、更に同年四月一日における当該地方公務員共済組合を組織する職員（国の職員を含む。）である組合員の総数に対する当該地方公共団体の職員である組合員の数の割合を乗じて得た額

ロ 平成二十七年厚年経過措置政令第百十五条の規定により当該地方公務員共済組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額に、平成二十七年十月から平成二十八年三月までの当該地方公務員共済組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する当該地方公務員共済組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額を乗じて得た額に、更に施行日における当該地方公務員共済組合を組織する職員（国の職員を含む。）である第三号厚生年金被保険者の総数に対する当該地方公共団体の職員である第三号厚生年金被保険者の数の割合を乗じて得た額

二 指定都市職員共済組合 次に掲げる額の合計額

イ 平成二十七年厚年経過措置政令第百十五条の規定により指定都市職員共済組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額に、平成二十七年四月から九月までの指定都市職員共済組合の組合員の標準給与の総額に対する指定都市職員共済組合の組合役職員である組合員の標準給与の総額を乗じて得た額に、更に同年四月一日における指定都市職員共済組合を組織する職員である組合員の総数に対する当該地方公共団体の職員である組合員の数の割合を乗じて得た額

ロ 平成二十七年厚年経過措置政令第百十五条の規定により全市町村職員共済組合連合会が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額に、平成二十七年十月から平成二十八年三月までの全ての新構成組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する全ての旧構成組合の組合役職員である組合員の標準給与の総額に対する全ての旧構成組合の組合役職員である組合員の標準給与の総額を乗じて得た額に、更に施行日における全ての旧構成組合を組織する職員である組合員の標準給与の総額に対する当該地方公共団体の職員である第三号厚生年金被保険者の数の割合を乗じて得た額

三 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合 次に掲げる額の合計額

イ 平成二十七年厚年経過措置政令第百十五条の規定により全市町村職員共済組合連合会が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額に、平成二十七年四月から九月までの全ての旧構成組合の組合員の標準給与の総額に対する全ての旧構成組合の組合役職員である組合員の標準給与の総額を乗じて得た額に、更に同年四月一日における全ての旧構成組合を組織する職員である組合員の総数に対する当該地方公共団体の職員である組合員の数の割合を乗じて得た額

3

口 平成二十七年厚年経過措置政令第百十五条の規定により全市町村職員共済組合連合会が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額に、平成二十七年十月から平成二十八年三月までの全ての新構成組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金被保険標準報酬等合計額の総額に対する全ての新構成組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金被保険標準報酬等合計額の総額の割合を乗じて得た額に、更に施行日における全ての新構成組合の職員である第三号厚生年金被保険者の総数に対する当該地方公共団体の職員である第三号厚生年金被保険者の数の割合を乗じて得た額

施行日の属する改正後地共済法第四百一条第二項に規定する連合会、警察共済組合及び地方職員共済組合の事業年度における改正後地共済令第四十一条第二項及び第三項、第四十四条並びに第六十五条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる改正後地共済令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

[illegible][illegible]

額とし	額の合計額とし	当該事業年度における
		平成二十七年四月から九月までの地方公務員等共済組合の組合員の標準給与の総額に対する当該団体の職員である組合員の標準給与の総額と、地方職員共済組合基礎年金拠出金負担額の四分の一に相当する額に、同年十月から平成二十八年三月までの

4 第一項及び第二項の規定によりそれぞれの地方公共団体が負担すべきこととなる額の支払その他必要な事項については、総務大臣の定めるところによる。

(短期給付及び介護納付金の納付に係る掛金に関する経過措置)

第百七十条 施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における改正後地共済法第百四十四条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の算定に係る改正後地共済令第二十八条の二第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「費用の額」とあるのは「費用の額に二分の一を乗じて得た額」と、当該事業年度の前事業年度における「費用の額」とあるのは「費用の額に二分の一を乗じて得た額」と、当該事業年度の「費用の額」とあるのは「平成二十七年十月から平成二十八年三月までの」と、標準報酬等合計額」とあるのは「標準報酬等合計額の見込額」とする。

2 平成二十八年度における改正後地共済法第百四十四条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の算定に係る改正後地共済令第二十八条の二第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「費用の額」とあるのは「費用の額に二分の一を乗じて得た額」と、当該事業年度の「費用の額」とあるのは「平成二十七年十月から平成二十八年三月までの」とする。

(国の職員に係る報酬に関する経過措置)

第百七十一条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）附則第十六条の規定の適用を受ける国の職員に係る改正後地共済令第四十三条第二項の規定の適用については、同項第一号中「第一条」とあるのは、「第一条並びに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）附則第十六条第二項、第三項、第五項及び第六項」とする。

(任意継続組合員に係る標準報酬の月額等に関する経過措置)

第百七十二条 改正後地共済令第四十六条第一項の規定は、施行日以後に退職した者に係る地方公務員等共済組合法第百四十四条の二第一項に規定する申出について適用し、施行日前に退職した者に係る同項に規定する申出については、なお従前の例による。

2 改正後地共済令第四十六条の二の規定は、施行日以後に退職した任意継続組合員（地方公務員等共済組合法第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員をいう。次項において同じ。）について適用する。この場合において、平成二十七年十月分から平成二十八年三月分までの任意継続掛金（同条第二項に規定する任意継続掛金をいう。次項において同じ。）に係る改正後地共済令第四十六条の二の規定の適用については、同条第二号中「毎年一月一日（二月から三月までの標準報酬の月額にあつては、前年の一月一日）とあるのは「平成二十七年一月一日」と、（任意継続組合員を除く。）の標準報酬の月額」とあるのは「の掛金の標準となつた給料（平成二十四年一元化法改正前の法第二条第一項第五号に規定する給料をいう。以下この号において同じ。）の額に地方公務員法第三条第二項に規定する一般職の職員である組合員の給料の額に対する給与の月額の平均的な割合を基礎として総務省令で定める数値を乗じて得た額」とする。

3 改正後地共済令第四十八条第三項の規定は、施行日以後に退職した任意継続組合員について適用し、施行日前に退職した任意継続組合員については、なお従前の例による。この場合において、施行日前に退職した任意継続組合員の平成二十八年四月分以後の任意継続掛金に係る改正前地共済令第四十八条第三項の規定の適用については、同項第一号中「給料の額」とあるのは「給料の額に地方公務員法第三条第二項に規定する一般職の職員である組合員の給料の額に対する給与の月額の平均的な割合を基礎として総務省令で定める数値を乗じて得た額」と、同項第二号中「組合員の掛金

の標準となつた給料」とあるのは「組合員（任意継続組合員を除く。）の地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十七号）第一条の規定による改正後の法第五十四条の二に規定する標準報酬の月額」とする。

(全国市町村職員共済組合連合会が行う共同事業に係る標準報酬等合計額に関する経過措置)

第百七十三条 改正後地共済令附則第三十条の二及び第三十条の二の二の規定は、平成二十八年四月一日に始まる事業年度以後の各事業年度において全国市町村職員共済組合連合会が行う事業について適用し、同年三月三十一日に終わる事業年度において全国市町村職員共済組合連合会が行う事業については、なお従前の例による。

2 改正後地共済令附則第三十条の二の五第二項の規定は、施行日以後に同項の払込みの期限が到来する同項各号に定める拠出金の払込みについて適用し、施行日前に改正前地共済令附則第三十条の二の五第二項の払込みの期限が到来した同項各号に定める拠出金の払込みについては、なお従前の例による。

(平成二十七年年度における地方公務員等共済組合法による長期給付に要する費用のうち昭和三十六年四月一日前の組合員期間に係る部分の経過措置)

第百七十四条 平成二十七年年度における平成二十七年地共済改正令第二条による改正後の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第七十九条第二項の規定の適用については、同項中「から第四号まで及び第六号に掲げる給付に係るものにあつては、当該年度の九月三十日における当該給付（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の受給権者に係る額のうち公的負担の対象となる部分の額の合算額を当該給付の額の総額で除して得た率とし、同項第五号に掲げる給付に係るものにあつては、当該年度の十月一日前一年間に支給された当該給付の額のうち公的負担の対象となる部分の額の合算額を当該給付の額の総額で除して得た率」とあるのは、「に掲げる給付に係るものにあつては地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号）第二条の規定による改正前の第七十九条第三項第一号に掲げる給付について同条第二項の規定の例により算定した率、次項第二号に掲げる給付に係るものにあつては同条第三項第二号に掲げる給付について同条第二項の規定の例により算定した率、次項第三号に掲げる給付に係るものにあつては同条第三号に掲げる給付について同条第二項の規定の例により算定した率、次項第四号に掲げる給付に係るものにあつては同条第四号に掲げる給付に係るものにあつては同条第三項第四号に掲げる給付について同条第二項の規定の例により算定した率、次項第五号に掲げる給付に係るものにあつては同条第六号に掲げる給付に係るものにあつては同条第三項第六号に掲げる給付について同条第二項の規定の例により算定した」とする。

(改正前地共済法による職域加算額のうち公務等によるもの及び障害厚生年金等の支給を受ける場合における労働者災害補償保険法の適用に関する経過措置)

第百七十五条 改正前地共済法による職域加算額（第七十条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第八十七条第二項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（第百七十八条第二項において「地方の公務等」とする旧職域加算障害給付」という。）又は第七十条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第九十九条の二第三項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（第百七十八条第二項において「地方の公務等」とする旧職域加算遺族給付」という。）に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により改正後厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条年金のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、平成二十四年一元化法附則第百十五條の規定による改正後の労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）別表第一第一号及び第二号の規定は、適用しない。

(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴う経過措置)

第百七十六条 平成二十七年地共済改正令第六十条の規定による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）附則第三条の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第十二条の二に規定

する年金たる損害補償（以下この条において「年金たる損害補償」という。）及び同令第一条第二号に規定する休業補償（以下この条において「休業補償」という。）並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る年金たる損害補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第百七十七条 平成二十七年地共済改正令第七条の規定による改正後の公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十三年政令第二百八十三号）附則第三条の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第三条の三第一項に規定する年金たる補償（以下この条において「年金たる補償」という。）及び同令第四条に規定する休業補償（以下この条において「休業補償」という。）並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る年金たる補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

（地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第百七十八条 平成二十七年地共済改正令第八条の規定による改正後の地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）附則第三条及び第三条の二の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第九項に規定する年金たる補償（以下この項において「年金たる補償」という。）及び同法第二十五条第一項第二号に規定する休業補償（以下この項において「休業補償」という。）並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る年金たる補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

2 改正前国共済法による職域加算額（平成二十七年国共済経過措置政令第八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十二条第二項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十九条第三項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。）又は改正前地共済法による職域加算額（地方の公務等による旧職域加算障害給付又は地方の公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により改正後厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条年金のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条年金のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、地方公務員災害補償法附則第八条第一項の規定は、適用しない。

（経過措置に関する総務省令等への委任）

第百七十九条 第三条から前条までに定めるもののほか、地方公務員共済組合の組合員又は組合員であつた者に係る平成二十四年一元化法及び平成二十四年改正法の実施のための手続その他これらの法律の施行に伴う経過措置に関し必要な事項は、総務省令又は主務省令で定める。

（主務省令）

第百八十条 この政令における主務省令は、内閣府令・総務省令・文部科学省令とする。

附 則

この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第百五十八条、第百五十九条及び第百六十一条の規定は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

総務大臣 山本 早苗

文部科学大臣 下村 博文